

官報

号外

昭和二十六年三月二十九日

○第十回 衆議院會議録第二十六号

昭和二十六年三月二十八日(水曜日)

議事日程 第二十五号

午後一時開議

第一 復興金融公庫に対する政府

出資等に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第二 たばこ専売法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

第三 農林漁業資金融通法案(内

閣提出)

第四 地方税法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

第五 地方財政平衡交付金法の一

部を改正する法律案(内閣提出)

第六 漁船法の一部を改正する法

律案(参議院提出)

●今日の会議に付した事件

国家行政組織法の一部を改正する

法律案(内閣提出、参議院回付)

国家行政組織法の一部を改正する

法律案(本院議決案)

日程第一 復興金融公庫に対する

政府出資等に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 たばこ専売法の一部を

改正する法律案(内閣提出)

日程第三 農林漁業資金融通法案

(内閣提出)

日程第四 地方税法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

日程第五 地方財政平衡交付金法

の一部を改正する法律案(内閣

提出)

日程第六 漁船法の一部を改正す

る法律案(参議院提出)

国民健康保険法の一部を改正する

法律案(官邸外三名提出)

漁業法等の一部を改正する法律案

(永田節君提出)

日本国有鉄道法の一部を改正する

法律案(前田郁君外一名提出)

午後二時十七分開議

○議長(林義治君) これより会議を開

きます。

国家行政組織法の一部を改正する

法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(林義治君) お諮りいたしま

す。この際議事日程に追加して国家行

政組織法の一部を改正する法律案の参

議院回付案を議題となすに御異議あり

ませんか。

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

ます。よつて日程は追加せられまし

た。

国家行政組織法の一部を改正する法

律案の参議院回付案を議題といたしま

す。

国家行政組織法の一部を改正する

法律案

右の貴院から送付された内閣提出案

は本院において修正議決した。よつ

て国会法第八十三條によりここに同

付する。

昭和二十六年三月二十七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林義治君

(小字及び一は参議院修正)

国家行政組織法の一部を改正す

る法律案の一部を次のように修

正する。

国家行政組織法(昭和二十三年法

律第二十号)の一部を次のように

改正する。

第八條に次の一項を加える。

三 国会開会中において、緊急の必要があると

きは、第一項の規定及び前項中「地方自治法

第五十六條第四項前段に列する部分の規

定にかかわらず、政令の定めるところによ

り、各行政機関に第一項の審議会又は監察

会を置くことができる。この場合において

は内閣は、当該政令公布後最初に召集され

る国会にその審議会又は監察会の設置に関

する法律案を提出しなければならない。国会

においてその法律案による法律が成立しな

つた場合には、内閣は、すみやかに当該政

令を廃止する措置を講じなければならない。

第二十四條の二中「昭和二十六年

五月三十一日」を「昭和二十七年五月

三十一日」に改める。

○議長(林義治君) 採決いたしました。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起

立を求めます。

(起立者なし)

○議長(林義治君) 起立者はありません

ん。よつて参議院の修正に同意せざる

ことに決定しました(拍手)

国家行政組織法の一部を改正する

法律案(本院議決案)

○議長(林義治君) 憲法第五十九條第二項

に基いて再議決のため、国家行政組織

法の一部を改正する法律案の本院議決

案を議題とせられんことを求めます。

○議長(林義治君) 議決(動議に御

異議ありませんか。

○議長(林義治君) 御異議なしと認め

ます。よつて国家行政組織法の一部を

改正する法律案の本院議決案を議題と

いたします。

ただちに採決いたします。本案は、

さきに本院において議決の通り可決す

るに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林義治君) 起立者、出席議員

の三分の二以上と認めます。(拍手)よ

つて本案は、さきの議決の通り可決せ

られました。(拍手)

第一 復興金融公庫に対する政府

出資等に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第二 たばこ専売法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

○議長(林義治君) 日程第一、復興金

融公庫に対する政府出資等に関する法

律の一部を改正する法律案、日程第

二、たばこ専売法の一部を改正する法

律案、右両案を一括して議題といたし

昭和二十五年三月三十一日
第三編 郵便 物 郵 局

ます。委員長の報告を求めます。大蔵
委員会理事小山長親君。

復興金融公庫に対する政府出資等
に関する法律の一部を改正する法
律案

復興金融公庫に対する政府出資
等に関する法律の一部を改正す
る法律

復興金融公庫に対する政府出資等
に関する法律（昭和二十四年法律第
百十四号）の一部を次のように改正
する。

第三條を次のように改める。

（復興金融公庫の回收金の国庫納
付）

第三條 復興金融公庫は、その融通
した資金及びその債務の保証の履行
に因り取得した債権並びにその債権
を保全するために必要な経費で政令
で定めるものに充當した資金で、毎
事業年度において回收したものの金
額（その融通した資金で当該事業年
度において回收したもののうち、代
物弁済として公債又は社債（特別の
法令により設立された法人が発行す
る債券を含む。以下「公債」とい
う。）を受け入れることにより回收
したものがあるときは、当該公債等
で当該事業年度末までに償還を受け
ないもの）に上償還未済の公債等」と
いふ。）の受入価額を控除した金
額から、債務の保証の履行に要す

る経費及びその債権を保全するため
に必要な経費で政令で定めるものに
充當した金額を控除した金額を当該
回收金の生じた年度において国庫に
納付しなければならない。

2 復興金融公庫は、前項に規定す
る償還未済の公債等について償還
を受けたときは、その償還を受け
た年度において、その償還金に相
當する金額を国庫に納付しなけれ
ばならない。

第四條中「前二條の規定による国
庫納付金の計算及び」を「第二條の
規定による国庫納付金の計算及び
納付の手續並びに前條の規定によ
る国庫納付金の」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
し、第三條の改正規定は、復興金
融公庫（以下「公庫」といふ。）の昭
和二十六年度分の国庫納付金から
適用する。

2 公庫は、毎事業年度、改正前の
復興金融公庫に対する政府出資等
に関する法律（以下「改正前の法」
といふ。）第三條又は改正後の復
興金融公庫に対する政府出資等に
関する法律第三條の規定により当
該事業年度において国庫に納付す
べき金額の外、公庫の融通した資
金の回收に際し、昭和二十四年度
において代物弁済として受け入れ
た公債のうち、当該事業年度にお

いて償還を受けたものに相當する
金額を国庫に納付しなければなら
ない。

3 公庫の改正前の法律第三條の規定
による昭和二十五年度分の国庫納
付金の額は、公庫の融通した資金
で当該事業年度において回收した
もののうち、代物弁済として公
債等を受け入れることにより回收
したものがあるときは、同條の規
定にかかわらず、同條の規定によ
り納付すべき額から当該公債等の
うち当該事業年度末までに償還を
受けないものの受入価額を控除し
た額とする。

4 公庫は、復興金融公庫に対する
政府出資等に関する法律第二條及
び改正前の法律第三條の規定並び
に第二項の規定による昭和二十五
年度分の国庫納付金を納付する場
合において、その納付のための支出
予算額がその納付すべき額に対し
不足するときは、その不足額を昭
和二十六年度において納付するも
のととする。

5 公庫は、その引き受けた農林債
券で昭和二十五年以前に償還さ
れたものに係る償還金に相當する
金額を、昭和二十六年において
国庫に納付しなければならない。
6 復興金融公庫法（昭和二十一年
法律第三十四号）の一部を次のよ
うに改正する。

第三條但書中「第三條」の下に
「又は復興金融公庫に対する政府
出資等に関する法律の一部を改正
する法律（昭和二十六年法律第
号）附則第二項及び第五項」を
加え、「回收金」を「国庫納付金」に
改める。

復興金融公庫に対する政府出資等
に関する法律の一部を改正する法律案
（内閣提出）に関する報告書
（最終号の附録に掲載）

たばこ専売法の一部を改正する法
律案

たばこ専売法の一部を改正する法
律案

たばこ専売法（昭和二十四年法律
第百十一号）の一部を次のように改
正する。

且次中「第二十六條」を「第二十六
條の五」に改める。

第八條第三項中「前項」を「第一項
又は前項」に改め、同項を同條第三
項とし、同條第三項を同條第四項と
し、同條に第三項として次の一項を
加える。

2 收穫した葉たばこを農薬の原料
に供する目的をもつてたばこを耕
作しようとする者は、前項の規定
による申請の際、その目的及びそ
の收穫した葉たばこを原料として
農薬を製造する者を明らかにしな
ければならない。

第十二條第三項中「第二項及び第
三項」を「第三項及び第四項」に改め
る。

第二十三條第一項中「栽培場又は
公社の定める納付場所」を「栽培場、
公社の定める納付場所又は葉たばこ
を原料として農薬を製造する場所」
に改める。

第二十六條第二項中「第三項及び
第三項」を「第三項及び第四項」に改
める。

第二章中第二十六條の次に次の四
條を加える。

（農薬用たばこ耕作者の届出義務）
第二十六條の二 收穫した葉たばこ
を農薬の原料に供する目的をもつ
て第八條第一項の許可を受けてた
ばこを耕作する者（以下「農薬用
たばこ耕作者」といふ。）は、その
收穫した葉たばこの量目、並びに
葉たばこを原料として農薬を製造
する者（以下「農薬製造者」とい
ふ。）に譲り渡した葉たばこの量
目、その譲り渡した日及びその譲
渡を受けた者を、公社の指示する
ところにより、公社に届け出なけ
ればならない。

（農薬用たばこの製造場所）
第二十六條の三 農薬用たばこ耕作
者は、その收穫した葉たばこを農
薬の原料以外の用途に供しようと
するときは、あらかじめ公社の承
認を受けなければならない。

(農業製造者の農業製造場所の届出の義務)

第二十六條の四 農業製造者は、その葉たばこを原料として農業を製造する場所及びその葉たばこの設置場所を、公社の指示するところにより、公社に届け出なければならない。その場所を変更しようとするときもまた同様とする。

2 農業製造者は、公社の定めるところにより、帳簿を作製し、農業の製造又は製品の処分等に関する事項を記載しなければならない。

3 農業製造者は、農業の製造を休止し、又は廃止したときは、現在する葉たばこについて、公社の指示するところにより、廃棄その他の処理をしなければならない。

(農業用たばこ耕作者等に関する規定の適用除外)

第二十六條の五 第五條、第十八條及び第十九條の規定(第二十六條第二項において適用する場合を含む)並びに第二十條、第二十一條及び第二十四條の規定は、農業用たばこ耕作者又はその耕作したたばこ若しくはその收穫した葉たばこには適用しない。

第四十一條の次に次の一條を加える。

(災害補償)

第四十一條の二 一又は二以上の都道府県の全部又は一部にわたる風

官報号外 昭和二十六年三月二十九日

衆議院會議録第二十六号 農林漁業資金融通法案

害、水害その他の天災に因り多数の小売人がその所有する製造たばこを滅失したときは、公社は、その小売人に對し、その滅失した製造たばこの品別別数量の二分の一に相当する数量の範囲内で、製造たばこの交付に關しあらかじめ公社が大蔵大臣の認可を受けて定める基準に従ひ、製造たばこを交付することができる。

2 公社は、前項の規定により交付すべき製造たばこがその製造の廃止その他止むを得ない事由に因り交付することができないときは、その製造たばこの価額に相當する価額の他の品種の製造たばこを交付することができる。

第六十五條の次に次の一條を加える。

(包装の製造等の制限)

第六十五條の二 製造たばこの包装(製造たばこの包装に使用する目的をもつて印刷された紙を含む)以下本條、第六十九條第一項及び第七十五條第一項において同じ)を製造しようとする者又は營業の目的をもつて製造たばこの包装を所持し、譲り渡し、若しくは譲り受けようとする者は、公社の許可を受けなければならない。但し、公社の委託を受けた者については、この限りでない。

第六十九條第二項中「巻紙、」の

下に「製造たばこの包装、」を加え、同項第二号中「巻紙製造者、」の下に「製造たばこの包装の製造者、農業製造者、」を加える。

第七十一條第一号中「第十二條第一項(第二十六條第二項において準用する場合を含む)」の下に「第二十六條の三、」を、「第六十五條第一項、」の下に「第六十五條の二、」を加える。

第七十三條第二号中「第十六條、」の下に「第二十六條の四第三項、」を加える。

第七十四條第二号中「第三十六條第一項、」を「第二十六條の四第二項、第三十六條第一項」に改め、同條第四号中「第三十六條第二項」を「第二十六條の二、第三十六條の四第一項、第三十六條第二項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

たばこ専売法の一部を改正する法律案内閣提出)に關する報告書(最終号の附録に掲載)

(小山長規君登壇)

○小山長規君 ただいま議題となりま

した復興金融庫に對する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律案外一法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず復興金融庫に對する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。この法案は、第一に、復興金融庫の債権を保全するために必要な費用で、毎事業年度において回收したものの金額に對するの国庫納付金を、資本勘定からの国庫納付金に改めることとしたし、第二に、同金庫が引受けた農林債券の償還金につきましては、従来その国庫納付に關する規定が設けられていなかったのであります。これを昭和二十六年度において国庫に納付させ、その納付額に相當する金額の減資を行うこととしたし、第三に、同金庫が融通した資金で、代物弁済として公社債を受入れることにより回收した場合において、その公社債の当該年度における償還金に相當する金額を国庫に納付させることとしたし、第四に、昭和二十五年度的の国庫納付金につきまして、その納付のための支出予算額が、その納付すべき額に對して不足する場合には、その不足額を昭和二十六年度において納付させることとしたとするものであります。

次に、たばこ専売法の一部を改正する法律案におきましては、現行法適用の経験にかんがみまして、まず農業用たばこは専売公社においてその收納を行わないこととし、右の措置に應じ取締り上適正な運用を定め、次に製造たばこに對する災害補償の規定を整備し、さらに製造たばこの包装の製造等を許可制としたとするものであります。

以上の二法律案につきましては、数日間におわたつて慎重審議の結果、三月二十七日、これを一括して討論採決に入りましたところ、深澤委員は共産党を代表して反対の旨討論せられました。次いで一括採決の結果、起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林義治君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林義治君) 起立多数。よつて両案とも委員長長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第三 農林漁業資金融通法案(内閣提出)

○議長(林義治君) 日程第三、農林漁業資金融通法案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。農林委員長 千賀康治君。

農林漁業資金融通法案

農林漁業資金融通法

(目的)

第二條 この法律は、農林漁業の生産力の維持増進を図るため、農林漁業者に対し、長期且つ低利の資金を融通することを目的とする。

(資金の貸付)

第三條 政府は、前條に掲げる目的を達成するため、政令の定めるところにより、農業、林業、漁業若しくは塩業を営む者又はこれらの者の組織する法人(以下「農林漁業者」といふ。)に対し、毎年度予算の範囲内において、左に掲げる資金を貸し付けることができる。

一 農地の改良、造成又は復旧に必要な資金

二 造林に必要な資金

三 林道の開発又は復旧に必要な資金

四 漁港の修築又は復旧に必要な資金

五 塩田の改良、造成又は復旧に必要な資金

六 農林漁業者の共同利用に供する施設の造成、復旧又は取得に必要な資金

(貸付の條件)

第三條 前條の規定により貸し付ける資金(以下「貸付金」といふ。)の利率は、左表の範囲内で政令で定め、償還期限及び据置期間は、左表の範囲内で主務大臣が定める。

貸付金の種類	利率		償還期限	据置期間
	最高	最低		
一 農地の改良、造成又は復旧に必要な資金	年七分	年六分	十五年	五年
イ 公共事業費による補助事業に係るもの	年五分五厘	年四分五厘	十五年	三年
ロ その他のもの	年七分	年六分	二十年	五年
二 造林に必要な資金	年七分	年六分	二十年	五年
イ 公共事業費による補助事業に係るもの	年五分	年四分	二十年	五年
ロ その他のもの	年五分	年四分	二十年	五年
三 林道の開発又は復旧に必要な資金	年一割五厘	年九分五厘	十五年	一年
イ 公共事業費による補助事業に係るもの	年八分	年七分	十五年	一年
ロ その他のもの	年七分	年六分	十五年	一年
四 漁港の修築又は復旧に必要な資金	年一割五厘	年九分五厘	十年	一年
イ 塩田等災害復旧事業費補助法(昭和二十五年法律第二百五十七号)による補助事業に係るもの	年七分	年六分	十年	一年
ロ その他のもの	年八分	年七分	十五年	一年
六 農林漁業者の共同利用に供する施設の造成又は取得に必要な資金	年八分	年七分	十五年	一年

2 貸付金の一事業当りの金額は、公共事業費による補助事業に係るもの及び塩田等災害復旧事業費補助法(昭和二十五年法律第二百五十七号)による補助事業に係るものについては、当該事業に要する費用の額から当該事業について支出される補助金の額を控除した金額の八割に相当する金額、その他の事業に係るものについては、当該事業に要する費用の八割に相当する金額を限度とする。

3 貸付金の償還は、割賦償還の方法によるものとする。但し、資金

の貸付を受けた者(その者の包括承継人を含む。以下同じ。)は、貸付金についていつでも繰上償還をすることができる。

4 政府は、前項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合においては、貸付を受けた者に対し、いつでも貸付金につき一時償還を請求することができる。

一 貸付を受けた者が償還金の支拂を怠つたとき。

二 貸付を受けた者(その者が法人であるときは、その法人を組織する者を含む。)が貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

三 前各号に掲げる場合の外、貸付を受けた者が正当な理由がなくて契約の條項に違反したとき。

5 政府は、資金の貸付を行う場合には、担保を提供させなければならない。但し、担保を提供させることが著しく困難であると認めるときは、その提供を免除することができる。

6 貸付を受けた者が、災害その他特別の事由により、元利金の支拂が著しく困難となつた場合には、政府は、貸付の條件の変更又は延滞元利金の支拂方法の変更をすることができる。

第四條 貸付を受けた者は、貸付金を貸付の目的以外の目的に使用してはならない。

2 政府は、貸付金が貸付の目的以外の目的に使用されることを防止するために、必要に応じ、貸付金をもつて行う事業の工事施工者等に対して直接に資金を交付する等資金の交付に関し適切な措置をとることができる。

(業務の委託)

第五條 政府は、農林中央金庫その他の主務大臣の指定する金融機関に対し、貸付に関する申込の受理及び審査、資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に関する業務を委託することができる。但し、貸付の決定については、この限りでない。

2 政府は、前項の規定により業務の一部を委託しようとする場合においては、当該業務の委託を受ける者(以下「受託者」といふ。)の受託業務に関する準則を政令で定めなければならない。

3 受託者たる金融機関の役員又は職員であつて第一項の規定による受託業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の規定の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

農林中央金庫は、農林中央金庫法大正十二年法律第四十二号第十六條の規定にかかわらず、第一項の規定による業務を行うことができる。

(報告及び検査)

第六條 政府は、必要があると認めるときは、貸付を受けた者若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員をして貸付を受けた者若しくは受託者の業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。但し、貸付を受けた者に対しては貸付金をもつて行う事業の範囲内、受託者に対しては当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(主務大臣)

第七條 この法律における主務大臣は農林大臣及び大蔵大臣とする。

(罰則)

第八條 貸付を受けた者又は受託者たる金融機関の役員若しくは職員が、第六條の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告を

し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第十三号の二を第十三号の三とし、第十三号の次に次の号を加える。

十三の二 農林漁業資金を融通すること。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 農林漁業資金を融通すること。

農林漁業資金融通法案に対する修正案(河野三三君提出)

修正

農林漁業資金融通法案に対する修正

第二條中「農業」の下に「畜産業、養蚕業」を加える。

農林漁業資金融通法案に対する修正案(川西清君提出)

正案(川西清君提出)

農林漁業資金融通法案に対する修正

農林漁業資金融通法案の一部を次のように修正する。

第二條第一号中「農地」の下に「又は牧野」を加える。

第三條第一項の表中「農地」の下に「又は牧野」を加え、「四 漁港の修築又は復旧に必要な資金」を「年六分一十五年」「一年」「四 漁港の修築又は復旧に必要な資金」を「年七分一十五年」「一年」「三」に、造修を造成、復旧に改める。

第五條の見出しを「業務の委託等」に、同條第四項中「業務を行う」を「業務を行い、及び資金の貸付に基く間の債権につき債務の保証をする」に改める。

農林漁業資金融通法案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

○千賀康治君等

ました。内閣提出、農林漁業資金融通法案につきましても、農林委員会におきまする審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

食糧の自給増進を強化し、国民生活の安定をはかりますことは、現下におきまするわが國農林漁業の重要課題であります。このため、従前から公共事

業費を國家予算に計上いたし、土地改良、造林、漁港修理等の固定施設に対する補助をいたしまして、その基礎的生産力の確立に努めて参つたのであります。が、生産力をさらに一段と高揚し、経営の合理的高度化を促進いたしたためには、これらの補助金のみでは十分ではありませんので、このたび新たに一般會計及び米穀對日援助見返資金特別會計から六十億円の資金を得まして、農林漁業者に対し長期かつ低利の資金融通の力添を講じようとして、ここに本法案を提出したのであります。

次にその概要を申し上げますと、一、政府は農林漁業者に対しまして、毎年度予算の範囲内で、土地改良、造林、林道の開闢、漁港の修築、塩田の改良、共同利用施設等に必要資金を貸し付けることができる、二、その貸付金の利率は、現在貸付予定の六十億円のほかに、資金運用部からの借入れを予定、かつ融資対象となる事業ごとに最高及び最低の率を定め、またそれらの事業が採算がとれますよう、できる限り低利としましたこと、三、償還期限は最高二十年とし、業種別に主務大臣が定めることといたしましたこと、四、貸付の実務につきましても、農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関に委託するようにしたこと、五、貸付の条件をいたしましては、割賦償還の方法をとり、かつ原則として担保をとることとしたのであります。

ますが、災害その他特別の事情ある場合は貸付条件を緩和することができるようにしたこと等であらうと存じます。

本法案は、三月一日付託となり、翌二日、政府より提案理由の説明を聴取いたしました。爾後、昨二十七日に至る間、十数回に及ぶ委員会において本法案を議題といたし、各委員から熱心な質疑あるいは意見の開陳がなされたのであります。詳細は速記録に譲りたいと思ひますが、特に自由党小笠原、木西委員からは、本法案には貸付対象事業として畜産業及び養蚕業が明記されていないが、これは政府が畜産業並びに養蚕業の重要性に対する認識を欠くのではないかと発言がございました。また政府委員との質疑を通じて、貸付利率は平均六分一厘程度でありまして、見返り資金よりの貸付利率七分五厘に比して低利となつていこと等が明らかにされたのであります。

質疑を終了後、自由党河野委員より、資金貸付対象に畜産業及び養蚕業を加えるという修正案が、また同じく川西委員から、資金貸付対象に牧野を加えること及び漁港に対する貸付金の償還期限一年を三年とすること等を内容とする修正案が提出されたのであります。この両修正案並びに政府原案を一括議題として討論採決に付しましたが、討論の通告がありませんので、これを省略いたしまして、ただちに採決

いたしたところ、全会一致をもつて修正案並びに修正部分を除いた原案に對し可決すべきものと議決したのでございます。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(林義治君) 本案に對しては、川西清君外九名から、成規により修正案が提出されております。この修正案が提出されております。この修正案が提出されております。

案の趣旨弁明を許します。川西清君。農林漁業資金融通法案に對する修正案(川西清君外九名提出) 農林漁業資金融通法案に對する修正案(川西清君外九名提出) 農林漁業資金融通法案に對する修正案(川西清君外九名提出)

三 林道の開発又は復旧に必要な資金		年八分	年七分	十五年	一年
イ 公共事業費による補助事業に係るもの		年八分	年七分	十五年	一年
ロ その他のもの		年八分	年七分	十五年	一年
三 林道の開発又は復旧に必要な資金		年八分	年七分	十五年	一年
イ 公共事業費による補助事業に係るもの		年八分	年七分	十五年	一年
ロ その他のもの		年八分	年七分	十五年	一年
五 塩田の改良、造成又は復旧に必要な資金		年八分	年七分	十五年	一年
イ 塩田等災害復旧事業費補助法(昭和二十五年法律第二百五十七号)による補助事業に係るもの		年八分	年七分	十五年	一年
ロ その他のもの		年八分	年七分	十五年	一年
五 塩田の改良、造成又は復旧に必要な資金		年八分	年七分	十五年	一年
イ 塩田等災害復旧事業費補助法(昭和二十五年法律第二百五十七号)による補助事業に係るもの		年八分	年七分	十五年	一年
ロ その他のもの		年八分	年七分	十五年	一年

国民生活に必要な基礎物資の生産に当ります農林漁業ないし塩業は、原始産業のゆえをもちまして、とくその長期融資の面におきまして、一般金融機関の貸付対象より除外せられがちであることは、基礎物資増産の面よりいたしまして、はたまたこれら産業の包容する人口の点よりいたしまして、はなはだ遺憾に存じて参つたのであります。このたび政府が、この点の欠陥を是正する目的をもちまして、農林漁業資金融通法案を提出せられ、農林省にこの業務に當る特別会計の新設を決定され、一般会計及び見返資金特別会計より六十億円を出資され、さらに資金運用部より新規融資をも考慮せられておりますことは、ことに時宜に適した措置といたしまして、満腔の賛意を表するにやぶさかでないものであります。

しかしながら、この法案の内容につきましては、一歩つつ込んだ検討を行いますと、貸付に関する基準は、必ずしも各産業の実態を正確に秤量し、何人も特定し得る計算の基礎に立脚しているとは申しがたいのであります。その

例は林道並びに塩田でありまして、貸付利率は一割五厘にも及んでおるのであります。林道に關していえば、日本の森林資源の現状から見まして、林道の拡充による未利用林の開発は急務中の急務であり、今回森林法改正の議もあり、里山の伐採を制限し、未利用林の開発を計画的に行うこととなりま

す。そのためには林道網の拡充を計画的に行う必要があり、しかも林道の開設費は、奥地になればなるほど高くなり、その採算点は低下いたします。そのので、かような林道網を大規模に拡充いたしますためには、利子を大幅に引下げる必要があるものであります。

また塩田につきましても同様でありまして、塩田の改良造成または復旧には、農地の場合に比べて数倍の費用を要し、しかも塩の收納価格は格安であり、借入金返済の余裕が少く、一面において塩の需給の現状よりいたしまして、ますます増産の必要が痛感せられておるのであります。これまた、あと限り長期低利とすることが必要であります。

以上理由をもちまして、お手元に配付してある通り林道並びに塩田につきまして利子を引下げ、償還年限を延長した目的をもちまして修正案を提出いたした次第でございます。何とぞ満堂の御賛成を賜わらんことを願います。次第でございます。

○議長(林義治君) 討論の通告があります。これを許します。木村榮君。

○木村榮君(登壇) 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま上程されました農林漁業資金融通法案について反対の意見を申し述べたいと思ひます。

戦後における農村が、強権供出と低米価、重い税金、独占価格の收奪によつて窮乏のどん底に陥れられ、現在におきましては、最も困難な状態になつておるのは、御承知の通りだと思ひます。ところが、こういった條件の中にあつて、國際的な諸情勢は日本の農村の急速なファッショ化を要望しておると我々は考へておる。そこで、こういった状態の中にあつて、外國食糧による日本の食糧問題の解決といった点につきまして非常に大きな問題が起り、廣川農林大臣でさえも、このような状態では、日本の食糧問題の前途はきわめて困難な状態であるといふので、少くとも千九百万石の増産をやらなければならぬ。そのためには七千億円くらい必要であらう、こういったふうな、たいへんなお話をやつていらつしやいます。しかし、こういったことを言わざるを得ないような日本の農村の現状であるといふことが、かかつて、何とかつて行けなことを、ちよつとでもやらなくと、どうにもこうにも、もはややつて行けないといふので、もと／＼日本の農村や労働者の犠牲において積み立てました見返り資金というものを、高い利子を拂つ

て、しかもひもをつけられて、すずめの涙ほど出してもらつて、これでおれのおかげだから、お前たちは頭を下げておれというので出て来たのがこの法案である。だから、こういつたふうな金が出ましても、おそらく日本の現在の農村におきましては、保守的な勢力、日本のポス勢力が、この巧みな恩恵を振りまわして、恩恵だ／＼という、この恩恵の言葉の裏で、やみ取りを横行し、農村の保守勢力の助長、農村のファシヨ化に大きく拍車をかけようというのが、この法案の真のねらいである。(拍手)

そこで、そういった点をこまかすために、あとさきの條文をつけまして、いかに農村に対する救済方法、あるいは農村に対する資金の關係の対策といたつたふうなものを自由党は持つてゐるのだということを今日やらなければならぬのは、地方選挙を目前に控えて、農村はどうかにもこうにもならぬような状態に追い込まれたもので、そこでこういつたものを出して、とにかく選挙の看板に、農村の方へも、うんとこの議會ではうまくやる政策を立てていこうというので、まあこまかしをやつて行こうというのが、この法案の第二のねらいである。(拍手)

もはや日本の農村は、そのよゝなこまかし法案にはこまかされない。このよゝな法案ではなく、もと／＼私たち日本の労働者や農民の犠牲において積み立てた金だから、利子なんか拂わな

いでも、もつとど／＼出すべきである。六十億という、鼻くそほどの金では、どうにもならない。こういつたこまかしではなく、もつと／＼日本の農村のほんとうの意味の補助政策を強化し、少くとも廣川農林大臣の大づろしきとまでは行かなくても、せい／＼半分くらいは、農村の裏の復興に役立つような金融政策、保護政策をやることこそが日本の現在にとつて最も大事なことである。これをこまかして、日本をよそさまに頭を下げさすような方向へこまかして、恩恵を與えようというインチキ法案であるので、私たちは、そういう点が不足であるから反対をいたします。

以上、簡単に反対の理由を申し述べます。(拍手)
○議長(林義治君) これにて討論は終局いたしました。
これより採決に入ります。まず川西清君外九名提出の修正案につき採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(林義治君) 起立多数。よつて川西清君外九名提出の修正案は可決せられました。

次に、その他は委員長長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(林義治君) 起立多数。よつて川西清君外九名提出の修正案は可決せられました。

○議長(林義治君) 起立多数。よつてその他は委員長長の報告の通り決しました。

第四 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林義治君) 日程第四、地方税法の一部を改正する法律案、日程第五、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長前尾繁三郎君。

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律案
地方税法(昭和二十五年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

目次第二章第一節第三款中「第五十七條を第五十七條の二に改め、同節第七款中「第七十四條」を「第七十四條の二に改める。

第三條の次に次の二條を加える。
(地方団体の長の権限の委任)

第三條の二 地方団体の長は、この法律で定めるその権限の一部を、当該地方団体の條例の定めるところによつて、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五條第一項の規定によつて設ける支庁若しくは地方事務所、同條第二項の規定によつて設け

る市の区の事務所又は同法第百五十六條第一項の規定によつて條例で設ける税務に關する事務所の長に委任することができる。

第五條第四項に次の一号を加える。

四 国民健康保険税
第九條に次の一項を加える。
4 前三項の規定によつて承継する義務は、当該義務に係る申告又は報告の義務を含むものとする。

第十一條の次に次の二條を加える。
(同族会社の納付又は納入の義務)

第十一條の二 地方団体は、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに地方団体の徴収金を完納しない場合において、当該納税者又は特別徴収義務者の所有に係る同族会社の株式又は出資があるときは、当該株式又は出資について左の各号の一に該当する事由があり、且つ、当該納税者又は特別徴収義務者の財産(当該同族会社の株式又は出資を除く)について、滞納処分をしても、なお、その徴収され、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金が徴収できないと認められる場合に限り、その有する当該同族会社の株式又は出資(当該地方団体の徴収金のうち納期限の最も古いものの納期限の二年前までに取得したものを除く)の価額を限度として、当該同族会社に当該地

方団体の徴収金を納付させ、又は納入させることができる。

一 再度公売しても買受人がないこと又はその価額が見積額に達しないこと。

二 当該同族会社がその株式又は出資の譲渡について法律又は定款に制限があるためにこれを譲渡することができないこと。

2 徴税吏員は、前項の規定によつて地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき同族会社がこれを完納しない場合においては、当該同族会社に對して滞納処分をしなればならない。但し当該同族会社の財産の公売(地方団体による買上及び隨意契約による売却を含む。以下本條において同様とする)は、納税者又は特別徴収義務者の財産を公売した後でなければすることができない。

3 前三項の規定による処分をする場合においては、第一項の同族会社は、当該地方団体の徴収金に係る地方税の納税者又は特別徴収義務者とみなす。

4 第二項の場合において、当該同族会社が第一項又は第二項の規定による処分に対して異議の申立又は出訴をしたときは、その財産の公売は、当該異議の申立又は訴が係属している間は、することができない。

5 第一項の株式又は出資の価額は、同項の処分をする時における当該会社の資産の総額から債務の総額を控除した額をその株式又は出資の款で除して得た額を基礎として計算するものとする。

6 第一項の場合において、当該同族会社は地方団体の徴収金を完納したときは、当該同族会社は、納税者又は特別徴収義務者に対し、当該地方団体の徴収金に相当する金額について、求償権を行使することができる。

7 第二項の同族会社とは、同項の納税者又は特別徴収義務者を法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第七條の第二項の同族会社であるかどうかの判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合において同項の同族会社となる会社をいい、その判定は、第一項の処分をする時の現況によるものとする。

（納税者若しくは特別徴収義務者の親族その他納税者若しくは特別徴収義務者と特殊の関係がある個人又は同族会社の納付又は納入の義務）

第十二條の三 地方団体は、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに地方団体の徴収金を完納しない場合において、これらの者がその財産の差押を免かるために、そ

の親族その他当該納税者若しくは特別徴収義務者と特殊の関係がある個人で政令で定めるもの又は当該納税者若しくは特別徴収義務者が株式若しくは出資を有する同族会社に対し贈與し、又は著しく低い額の対価で譲渡した財産（当該地方団体の徴収金のうち、納期限の最も古いものの納期限の二年前までに贈與し、又は譲渡した財産を除く。）があるときは、当該納税者又は特別徴収義務者について滞納処分をしても、なお、その徴収され、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を徴収できないと認められる場合に限り、当該贈與又は譲渡を受けた者が現に有する当該財産（当該財産の異動に起因して取得した財産を含む。）の価格（納税者又は特別徴収義務者に対し当該財産の対価として支拂つた額があるときは、その額を控除した額）を限度として、その者に当該地方団体の徴収金を納付させ、又は納入させることができる。

2 前條第二項から第四項まで、第六項及び第七項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同條第二項から第四項まで及び第六項中「同族会社」とあるのは「第十一條の三第一項の規定によ

る処分を受けた者」と読み替へるものとする。

第十五條第一項中「並びにその督促手数料を納る。」

同條第二項中「当該地方団体の徴収金」を「当該差押に係る地方団体の徴収金」に、「及び他の地方団体に係る地方団体の徴収金」を並べに他の地方団体の徴収金及び他の地方団体に係る地方団体の徴収金」に改める。

同條第三項中「当該各号の場合における国の徴収金の外、第一号の場合における滞納処分に係る地方団体の徴収金並びに国税及び地方税以外の公課」を「第一号の場合における公課」に、同項第一号中「国税、地方税その他の公課」を「国税及び地方税以外の公課」に改める。

同條第四項を第六項とし、第五項を第七項とし、第三項の次に第四項及び第五項として次の二項を加える。

4 納税者又は特別徴収義務者が前項各号の一に該当する場合において徴収吏員が交付を求めた地方団体の徴収金は、收税官吏が交付を求めた国の徴収金と同順位で徴収する。此の場合において、前項各号の処分があつた日の前に納期が到来した地方税に係る地方団体の徴収金及び国税に係る国の徴収金は、その日以後に納期が到来した地方税に係る地方団体の徴収金及び国税に係る国の徴収金に先だつて徴収する。

5 前項後段の場合において、地方団体の徴収金中督促手数料、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞金、滞滞加算金及び滞納処分費並びに国の徴収金中利子税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額、軽加算税額、重加算税額、延滞加算税額及び滞納処分費の取扱については、それぞれこれらの徴収金をあわせ、又は加算して徴収される地方税及び国税の納期をもつてその納期とみなす。

第十六條第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に第七号として次の一号を加える。

七 納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めないので当該地方団体の区域内に住所、居所、事務所、事務所又は業務所を有しないこととなつたとき。

同條の次に次の四條を加える。

第十六條の二 地方団体は、納税者又は特別徴収義務者が左の各号の一に該当することに因りその徴収され、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の全部又は一部を一時に徴収され、納付し、又は納入することができなと認める場合において、当該納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体の徴収金の徴収給予を申請したときは、その徴収され、納付し、又は納入することができなと認められる金額を限度として一年以内の期間を限つて徴収給予をすることができ、この場合においては、その徴収給予は、分割徴収の方法によることを妨げない。

一 納税者又は特別徴収義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれらに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。

二 納税者又はその同居の親族が疾病にかつたとき。

三 納税者又は特別徴収義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。

四 納税者又は特別徴収義務者がその事業又は業務について甚大な損失を受けたとき。

五 前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。

2 地方団体は、地方税を課することとができることとなつた時から一年を経過した後に当該地方税を課した場合において、納税者又は特別徴収義務者がその徴収され、納付し、又は納入すべき地方税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部を一時に徴収され、納付し、又は納入することができなくなつたときは、前項の規定に準じて当該地方税の納期限から一年以内の期間を限つて徴収給予をすることができ、この場合において、その徴収給予の申請は、当該地方税の納期限内にしなければならぬ。

第十六條の三 地方団体は、前條第一項の規定によつて徴収給予をした金額において、その徴収給予をした金額が二万円を超え、且つ、当該金額の徴収を確保するために必要があると認めるときは、その

徴収額を徴する金額を限度として
相当の担保を徴することができ
る。

2 地方団体は、前條第二項の規定
によつて徴収額を徴する場合にお
いては、その徴収額を徴する金額
に相当する担保を徴しなければなら
ない。但し、その徴収額を徴する
金額が二万円以下である場合又は
は相当の担保を徴することを困難
とする特別の事情がある場合にお
いては、この限りでない。

3 前二項の規定によつて担保を徴
する場合において、その徴収額を
徴する地方税に係る地方団体の徴
収金について差し押えた財産があ
るときは、当該担保の額は、その
徴収額を徴する金額から当該差し
押えた財産の価額を控除した額を
限度とするものとする。

4 地方団体は、前條の規定によつ
て徴収額を徴した地方団体の徴収
金について差し押えた財産がある
場合において、納税者又は特別徴
収義務者がその差押の解除を申請
したときは、その差押を解除する
ことができる。

5 地方団体は、担保物の価額が減
少した場合、保証人の資力が徴収
額を了した金額の徴収、納付若し
くは納入を担保することができな
い状態になつたと認める場合又は
前項の規定によつて差押を解除し
た場合においては、増担保その他の
担保の提供又は保証人の変更そ
の他担保の変更を求めることがで
きる。

6 第一項及び第二項の担保の種類

及びその提供の手続について必要
な事項は、政令が定める。

第十六條の四 地方団体は、第十六
條の二の規定によつて徴収額を
受け止めるが左の各号の一に該当す
る場合においては、その徴収額を
了した地方団体の徴収金の全部又
は一部についてその徴収額を取り
消し、これを一時に徴収すること
ができる。この場合においては、
緊急の必要がある場合を除く外、
あらかじめ、その徴収額を受け
た者の弁明を聞かなければならな
い。

一 分割徴収を認められた地方団
体の徴収金を期限内に納付せ
ず、又は納入しないとき、
二 前條第五項の求に應じない
とき、
三 資力を回復したため従前の條
件によつて徴収額を徴すること
が不適当であると認められると
き。

四 第十六條第一項各号に掲げる
事由が生じた場合において、徴
収額の期限に至つてその徴収
額を了した地方団体の徴収金の
徴収を完了することができない
と認められるとき、
2 地方団体は、第十六條の二の規
定によつて徴収額を受けたる者が
その徴収額を期限内に納付せず、若し
くは納入しない場合又は前項の規
定によつて徴収する場合において
その徴収すべき地方団体の徴収金
について提供された担保があると

きは、滞納処分の場合における財
産の処分の例によつて当該担保物
を処分して、その徴収すべき地方
団体の徴収金及び担保物の処分費
に充て、又はその徴収すべき地方
団体の徴収金及び担保物の処分費
を保証人に納付させ、若しくは納
入させなければならない。この場
合において、担保物の価額が徴収
すべき地方団体の徴収金及び担保
物の処分費に充て、なお、不足す
るときは、納税者又は特別徴収義
務者の他の財産について滞納処分
をし、保証人がその納付し、又は
納入すべき金額を完納しないとき
は、納税者又は特別徴収義務者に
對して滞納処分をするものとし、
その滞納処分をしてもなお不足す
るとき、又は納税者若しくは特別
徴収義務者に對し、滞納処分をし
ても不足であると認めるときは、
保証人に對して滞納処分をするも
のとする。

3 前項の処分をする場合において
は、同項の保証人は、当該地方団
体の徴収金に係る地方税の納税者
又は特別徴収義務者とみなす。

4 地方団体は、第十六條の二の規
定によつて徴収額を了した場合に
おいて、その徴収額を了した地方団
体の徴収金について差し押えた財
産中に債権又は天然若しくは法定
の果実を生ずる財産があるとき
は、その徴収額を了した後ににお
いても、第三債務者から給付を受け
た財産又はその取得した天然若し
くは法定の果実をもつて、その徴
収額を了した地方団体の徴収金に

充てることができる。この場合に
おいて、第三債務者から給付を受
けた財産又はその取得した天然若
しくは法定の果実が通貨以外の財
産であるときは、公売又は隨意販
賣をもつてする売却による滞納處
分の例によつてこれを処分し、そ
の代金を当該地方団体の徴収金に
充てるものとする。

5 第十六條の二の規定によつて徴
収額を了した地方団体の徴収金に
ついて徴した担保物について当該
地方団体の徴収金以外の地方団体
の徴収金、他の地方団体に係る地
方団体の徴収金、国の徴収金並び
に国税及び地方税以外の公課の滞
納に因る滞納処分若しくは強制執
行があつた場合又は競売の開始が
あつた場合において、執行裁判官
が行政機関、地方団体、執行裁判
所、執行吏又は強制管理人に對し
て当該地方団体の徴収金の交付を
求めたときは、当該地方団体の徴
収金は、当該担保物の価額を限度
として、当該担保物について滞納
処分をし、又はこれらの者に對し
て交付を求めた国の徴収金並び
に他の地方団体の徴収金及び他の地
方団体に係る地方団体の徴収金
(当該担保物について滞納処分を
した国税の滞納処分費並びに地方
税の督促手数料及び滞納処分費を
除く)に先だつものとする。

第十六條の五 地方団体は、第十六
條の二第一項の規定によつて徴収
額を了した場合又は国税徴収法明
治三十年法律第二十一号の規定

による滞納処分の例によつて滞納
処分をする際同法第十二條第一項
の滞納処分の執行の停止をした場
合においては、その徴収額を了し
又は滞納処分の執行の停止をした税
額に係る延滞金額及び延滞加算金
額中当該徴収額又は停止をした期
間中に対応する部分の金額の全部
又は一部を免除することができる。

第十八條第二項中「前項を」「第一
項」に改め、同項を第三項とし、第
一項の次に第二項として次の一項を
加える。
2 二以上の納期において又は二回
以上に分けて納付し、又は納入し
た地方団体の徴収金について過納
又は誤納がある場合における前項
の規定の適用については、当該過
納又は誤納に係る金額は、最終の
納付又は納入の日において納付又
は納入があつたものとみなし、そ
の金額がその日における納付額又
は納入額をこえる場合においては
は、その金額に達するまで、その
日以前の各納付又は納入の日に順次
さかのぼつて当該各納付又は納入
の日においてそれぞれ納付又は納
入があつたものとみなす。

第十九條第一項及び第二項中「又
は事業所を」「事業所又は業務所
に改める。」
第二十條中若しくは事業所を、
「事業所若しくは業務所」に「及
び事業所を」「事業所及び業務所」
に改める。
第二十一條第一項第一号中「事業
所の下に」「業務所を加える。

官報号外 昭和二十六年三月二十九日 衆議院會議録第二十六号 地方税法の一部を改正する法律案外一件

第二十二條第一項中「若しくは事業所を、事業所若しくは事務所に改める。」

第二十九條第三項中「前項の二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第三十一條中「同條の規定による附加価値額の計算上特定の支出金額に算入する。」を「各年又は各事業年度の附加価値額から控除する。」に改め、同條但書を次のように改める。

2 前項の所得は、各事業年度の総損金から総損金を控除した額によるものとし、その計算については、この法律又は第三十條第十項の規定に基く政令に特別の定がある場合を除く外、法人税法の規定による各事業年度の所得の計算の例によるものとする。この場合において、各事業年度の直前の事業年度以前、各事業年度の直前の事業年度の所得の計算上損金に算入しないものとす。

（青色申告書の提出を認められてる法人の事業に係る附加価値額の算定の特例）

3 第一項の給與、利子、地代及び家賃の額は、前項の規定による所得の計算において損金に算入されたいものに限る。

第三十一條の二 第五十二條第一項の規定によつて青色申告書の提出を認められてる法人は、その提出を認められてる期間に係る附加価値額については、第三十條第四項、同條第六項から第九項まで、前條及び第七十四條の二の規定によつて算定する方法（控除法）とす。

4 第一項の法人が各事業年度の開始の日前五年以内に開始した事業年度において、当該事業年度の総損金、利子、地代及び家賃の額の合計額をこえた場合

においては、そのこえた部分の額は、各事業年度の附加価値額から控除する。但し、控除する額は、控除する事業年度の直前の事業年度までにおいて控除されなかつた額に限る。

5 第一項の場合において加算法によつて附加価値額を算定しようとする法人は、昭和二十六年十二月三十一日（昭和二十六年十二月一日以後において新たに設立（第七項の外国法人にあつては、この法律の施行地における事業の開始をいう。以下第五十二條及び第七十二條において同様とする。）した法人にあつては当該事業年度開始の日から三十日を経過した日の前日）までに、当該道府県の條例の定めるところによつて、あらかじめ、事務所又は事務所所在地の道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

6 青色申告書の提出を認められてる法人で控除法によつて附加価値額を算定しているものは、その事業の内容を變更したことに因り控除法によつて附加価値額を算定することが著しく困難である場合においては、その事務所又は事業所所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事の承認を受けて、加算法によつて附加価値額を算定することができ。）

7 前項の場合において、この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人でこの法律の施行地において事業を行うもの（「外国法人」という。以下第四十條第二項、第五十七條の二、第七百五十四條の二第五項及び第七百五十四條の四第三項において同様とする。）は、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事の承認を受けるものとする。

8 第六項の道府県知事の承認を受けようとする法人は、加算法によつて附加価値額を算定しようとする最初の事業年度の初日の前日までに、当該道府県の條例の定めるところによつて、同項の道府県知事に加算法によつて附加価値額を算定しようとする理由を附した申請書を提出しなければならない。

9 前項の申請書を受理した道府県知事は、その内容を審査して第六項に規定する事由があると認められた場合には、これを承認しなければならない。但し、当該法人が控除法によつて附加価値額を算定した最初の事業年度の初日から相當の期間を経過してない場合又は加算法によつて附加価値額の計算が正確に行われ難いと認められる場合においては、当該申請を却下することができる。

10 道府県知事は、第五項の届出を受理した場合又は前項の承認をした場合においては、遅滞なく、当該法人の名称、事業の種類、その有する事務所又は事業所の所在地及び加算法によつて附加価値額を算定する最初の事業年度の初日を告示しなければならない。

II 道府県知事は、前項の規定によつて告示し、又は第九項の規定によつて申請を却下して場合においては、遅滞なく、その旨を当該届出又は申請をした法人（承認が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に係るものであるときは、当該申請をした法人及び他の関係道府県知事に）に通知しなければならない。（附加価値額の算定方法に變更があつた場合の措置）

第三十一條の三 控除法によつて附加価値額を算定してた法人が加算法によつて附加価値額を算定することとなる場合においては、加算法によつて附加価値額を算定する最初の事業年度以後の各事業年度の附加価値額の算定については、前條第一項から第四項までの規定による外、左の各号に定めるところによる。

一 控除法によつて附加価値額を算定してた最後の事業年度の末日において貸借対照表に記載されてる家屋及び家屋以外の減価償却可能な固定資産（昭和二十七年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度の末日以前に取得したものを除く。以下本條において同様とする。）のうちその購入代金が第三十條第七項の特定の支出金額に算入されたものがある場合においては、加算法によつて算定する

最初の事業年度の附加価値額
は、前條第一項の規定にかかわ
らず、同項の規定によつて算定
した額に当該固定資産の帳簿価
額を政令で定める率によつて
調整した額を加えた額とする。
二 各事業年度開始の日前五年以
内に開始した事業年度において
第三十一條の規定によつて附加
価値額から控除すべき額がある
場合においては、その額は、各
事業年度の附加価値額から控除
する。但し、控除する額は、控
除する事業年度の直前の事業年
度までにおいて控除されなかつ
た額に限る。

2 加算法によつて附加価値額を算
定して法人が控除法によつて
附加価値額を算定することとなる
場合においては、控除法によつて
附加価値額を算定する最初の事業
年度以後の各事業年度の附加価値
額の算定については、第三十條
第四項、同條第六項から第九項ま
で、第三十一條及び第七十四條の
二の規定による外、左の各号に定
めるところによる。
一 加算法によつて附加価値額を
算定して最後の事業年度の
末日において貸借対照表に記載
されてゐる家屋及び家屋以外の減
価償却が可能な固定資産のうち
その購入代金が第三十條第七項
の特定の支出金額に算入される
べきものに該当するものがある
場合においては、当該固定資産
のその日における帳簿価額を政
令で定める率によつて調整し
た額をその残存耐用年数で除し

て得た額を十二で除して得た額
に当該法人の事業年度の月数を
乗じて得た額は、各事業年度の
附加価値額の算定上同項の特定
の支出金額とする。但し、各事
業年度において第三十條第七項
の特定の支出金額に算入される
べき額については、控除法によ
つて附加価値額を算定する最初
の事業年度の末日までに、地方
財政委員会規則で定める手続に
よつて、事務所又は事業所所在
地の道府県知事の承認を受けな
ければならない。
二 各事業年度開始の日前五年以
内に開始した事業年度において
前條第四項の規定によつて附加
価値額から控除すべき額がある
場合においては、その額は、各事
業年度の附加価値額から控除す
る。但し、控除する額は、控除
する事業年度の直前の事業年度
までにおいて控除されなかつた
額に限る。
三 前項第一号但書の場合におい
て、当該法人が二以上の道府県に
おいて事務所又は事業所を設けて
事業を行うものであるときは、同
号但書の承認は、主たる事務所又
は事業所所在地の道府県知事が行
うものとする。この場合におい
て、主たる事務所又は事業所在
地の道府県知事が承認を與えたとき
は、他の関係道府県知事に、遅滞
なく、その旨を通知しなければな
らない。
四 第二項第一号の固定資産を売却
した場合において、その売却額を
第三十條第六項の総売上金額に算
入するときは、その売却の日の属

する事業年度の附加価値額の算定
上、帳簿価額を第二項第一号の規
定によつて調整した額から同号の
規定によつて特定の支出金額に算
入された額の累計額を控除した額
は、第三十條第七項の特定の支出
金額とする。
第三十三條に次の但書を加える。
但し、第三十六條第一項又は第
五項の規定によつて概算納付し、
又は概算申告納付する場合におい
ては、同條第一項の概算期間の末
日の属する年度の税率によるもの
とする。
同條の次に次の一條を加える。
(二種以上の事業をあわせて行う
場合における附加価値税額の算
定)
第三十三條の二 法人又は個人が二
種以上の事業をあわせて行う場合
においては、その納付すべき附加
価値税の課税標準とすべき附加価
値額は、これらの事業を通じて算
定するものとし、この場合におけ
る附加価値税額は、附加価値額を
これらの事業のそれぞれの総売上
金額にあん分した額に当該事業に
対する各税率を適用して得た額の
合算額とする。
第三十五條第一項に後段として次
のように加える。
この場合において、加算法によ
つて附加価値額を算定する法人
は、確定した決算に基いて申告納
付しなければならないものとし、
災害その他やむを得ない事由に因
つて決算が確定しないためその期
限までに申告納付することができ
ない場合においては、地方財政委

員会規則で定める手続によつて、
事務所又は事業所所在地の道府県
知事(二以上の道府県において事
務所又は事業所を設けて事業を行
う法人にあつては、主たる事務所
又は事業所所在地の道府県知事)
の承認を受けてその決算確定の日
から二十日以内に申告納付するこ
とができるものとする。
同條第三項中「申告書には、」の
下に「地方財政委員会規則で定める
様式によつて、」を加え、「概算納付
したを」を「概算納付し、又は概算申告
納付することを要したに、」と改め、
「支拂うべき給與」を「支拂うべき給與」に改
め、同項に次の但書を加える。
但し、加算法によつて附加価値
額を算定する法人は、当該事業年
度に係る法人税の課税標準とすべ
き所得、当該事業年度中における
固定資産の減価償却額並びに当該
事業年度中において支拂うべき給
與、利子、地代及び家賃の額を記
載した書類に代えて政令で定める
書類を添附するものとする。
同條第四項中「概算納付した」を
「概算納付し、又は概算申告納付す
ることを要した」に改める。
第三十六條の見出し中「概算納付」
の下に「又は概算申告納付」を加え、
同條第一項但書中「二つの一」を「十
分の七に改め、」低下すべきこと」の
下に「又は第三十四條の規定によつ
て附加価値税を課することができな
い額となるべきこと」を、「承認を得
た法人は、」の下に「十分の七以下に
低下すべきものにあつては」を加え、
「六月を経過した日」を「六月を経過
した日の前日」に、「概算納付するこ
とができる。」を「概算申告納付す
ることができる」と改める。
同條第五項中「前事業年度の附加
価値額に係る附加価値税を納付する
ことを要しなかつたもの」を「概算
期間の末日までに前事業年度の附加
価値額に係る附加価値税を申告納付
しなかつた法人若しくはこれを申告
納付することを要しなかつた法人」
に、「概算納付」を「概算申告納付」
に改める。
同條第六項中「第一項又は前項の
規定によつて概算納付する法人は、」
を「第一項の規定によつて概算納付
し、若しくは概算申告納付する法人
又は前項の規定によつて概算申告納
付する法人は、地方財政委員会規則
で定める様式によつて、」に改め、
「概算納付書」の下に「又は概算申告
書」を加える。
同條に次の三項を加える。
7 第一項但書又は第五項の規定に
よつて概算申告納付する法人のう
ち加算法によつて附加価値額を算
定するものの概算期間の附加価値
額は、概算期間の所得並びに概算
期間中において支拂うべき給與、
利子、地代及び家賃の額の合計額
とする。
8 前項の概算期間の所得並びに概
算期間中において支拂うべき給
與、利子、地代及び家賃の額は、
第三十一條の二第二項及び第三項
の規定に準じて算定した額とす
る。

9 第一項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じた場合においては、これを切り捨てる。

第三十七條の見出し中「概算納付」の下に「又は概算申告納付」を加え、同條第二項但書「二分の一」を「十分の七」に改め、「低下すべきこと」の下に「又は第三十四條の規定によつて附加価値税を課することができない額となるべきこと」を「承認を得た個人は、」の下に「十分の七以下に低下すべき者にあつては」を加え、「概算納付」を「概算申告納付」に改める。

同條第二項本文中「前年の附加価値税に係る附加価値税を納付すること」を「又は第二項の規定によつて附加価値税を課することができない額となるべき者にあつては概算納付すること」を要しないものとする。」に改める。

こと」を「承認を得た個人は、」の下に「十分の七以下に低下すべき者にあつては」を加え、「概算納付」を「概算申告納付」に改める。

同條第三項中「概算納付した」を「概算申告納付」に改める。

同條第六項中「第一項又は第二項の規定によつて概算納付する個人は、」を「第二項の規定によつて概算申告納付する個人又は第二項の規定によつて概算申告納付する個人は、」に改める。

同條に次の一項を加える。

「支拂つた給與を」支拂うべき給與」に改める。

同條第三項中「概算納付した」を「概算申告納付」に改める。

同條第六項中「第一項又は第二項の規定によつて概算納付する個人は、」を「第二項の規定によつて概算申告納付する個人又は第二項の規定によつて概算申告納付する個人は、」に改める。

同條に次の一項を加える。

同條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第四項の次に第三項として次の一項を加える。

同條第六項中「申告」を「申告若しくは修正申告又は修正申告若しくは修正概算申告書」に改める。

同條第七項中「申告」を「申告若しくは修正申告又は修正申告若しくは修正概算申告書」に改める。

同條に次の一項を加える。

同條第二項中「申告書を提出しなかつた場合」を「申告書の提出期限までにこれを提出しなかつた場合」に改める。

同條第三項中「第三十五條又は第三十八條を」第三十五條から第三十八條まで」に改める。

同條第四項中「第三十五條又は第三十八條を」第三十五條から第三十八條まで」に改める。

同條第五項中「百分の五十」を「百分の五十」に改める。

て事業を開始した個人にあつては事業開始の日からそれぞれ二十日を経過した日」を加える。

同條第五項中「承認を受けた者が」の下に「前項の規定による指示に従わなかつたと認められる場合、第三十五條から第三十八條までの規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合又はその備え付ける帳簿書類が」を加え、「事実又は帳簿書類を事実若しくは帳簿書類に、」

「その事実を当該事由に改める。」第五十三條中「第三十條」の下に「又は第三十一條の二」を加える。

第五十四條第一項中「第三十五條第三十八條若しくは第三十九條の規定によつて附加価値税を申告納付する場合又は第三十六條若しくは第三十七條の規定によつて附加価値税を申告納付する場合」を「第三十五條から第三十九條までの規定によつて附加価値税を申告納付し、概算納付し、又は修正概算申告納付し、修正申告納付し、又は修正申告納付する場合」に、「又は修正申告納付し、修正申告納付し、又は修正申告納付する」を「概算納付し、又は修正概算申告納付する」に改める。

同條第三項中又は「概算納付書」を「概算納付書又は修正申告書」に、「又は申告書」を「概算申告書又は申告書」に、「製造業、電気供給業、ガス供給業、自動車事業、運河業、さん搬業、船舶、いけい、場業及び貨物揚業」を「電気供給業、ガス供給業、運送業のうち地方鉄道事業及び軌道事業並びに倉庫業」に、「従業者の給與額を」を「従業者の」に改める。

同條第四項中「従業者の給與額は、課税標準の算定期間中において従業者を支拂われた給與額の総額とする。」を「従業者の数は、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数とする。」に改め、同條第五項中「算定期間の各月」を「算定期間に属する各月」に改める。

同條に次の二項を加える。
6 法人又は個人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて、電気供給業、ガス供給業、運送業のうち地方鉄道事業及び軌道事業並びに倉庫業とその他の事業とをあわせて行う場合における第三項の規定の適用については、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割の方法によつて当該法人又は個人の事業の附加価値税を分割するものとする。

7 この法律に定めるものを除く外、附加価値税の分割について必要な事項は、地方財政委員会規則で定める。

第三款中第五十七條の次に次の一條を加える。
(外国法人の場合における主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事の意見)

第五十七條の二 外国法人に対する第三十一條の第三項、第三十五條第一項後段、第五十二條第一項、第五十四條第三項、第五十五條第一項から第四項まで及び第六十四條の二第二項の規定の適用については、これらの規定中主たる事務所又は事業所所在地の道府県

知事とあるのは、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執行する事務所又は事業所所在地の道府県知事とする。

第五十八條第四項中「前項」を「第三項」に改め、同條第五項と、以下一項ずつ繰り下げ、第三項の次に第四項として次の一項を加える。

4 第一項から第三項までの規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。
第六十一條第一項中「国税徴収法(明治三十一年法律第二十一号)を国税徴収法」に改め、第二項中「第六項」を「第七項」に改め、第九項中「概算納付すべき附加価値税を」を「概算納付し、又は修正申告納付すべき附加価値税」に改め、第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。
第七十條に次の但書を加える。

但し、昭和二十六年十二月三十一日以前に解散した法人で、同日までに清算が終了していないものについては、本節の規定を適用しない。

第七十一條に次の一項を加える。
4 第一項の事業税に相当する税額を算定する場合において適用すべき税率は、昭和二十六年年度の事業税の税率とする。

第七十二條第三項但書中「概算納付を」を「概算申告納付に改める。

第七十三條第一項及び第二項中「概算納付を」を「概算申告納付に改める。

第七十四條の二 昭和二十七年一月一日の属する事業年度又は昭和二十七年年度の附加価値税については第五十二條第一項の規定によつて青色申告書を提出することの承認を受けた法人(第三十一條の二第二項の規定の適用を受ける法人を除く。以下本條において同様とする。又は個人に対しては、その各事業年度又は各年の附加価値税の算定上、法人にあつては昭和二十七年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度の末日以前、個人にあつては昭和二十六年十二月三十一日以前に取得した固定資産で、その購入代金が第三十條第七項の特定の支出金額に算入されるべきものであり、且つ、これらの日の後において当該固定資産につ

いて法人税法又は所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の規定による減価償却が認められるものは、当該固定資産のこれらの日における帳簿価額を政令で定める基準年数で除して得た額(法人にあつてはその額を十二で除して得た額に当該法人の事業年度の月数を乗じて得た額とする)を同項の特定の支出金額とする。但し、各事業年度又は各年において第三十條第七項の特定の支出金額に算入されるべき額については、法人にあつては昭和二十七年一月一日の属する事業年度の末日までに、個人にあつては昭和二十七年三月三十一日までに、地方財政委員会規則で定める手続によつて、それぞれ事務所又は事業所所在地の道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前項但書の場合において、当該法人又は個人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う者であるときは、同項但書の承認は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が行うものとする。この場合において、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が承認を與えたときは、他の関係道府県知事に、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 第一項の固定資産を売却した場合において、その売却額を第三十條第六項の総売上金額に算入するときは、その売却日の属する事業年度又は年の附加価値税の算定上、帳簿価額を第一項の規定によつて調整した額から同項の規定に

よつて特定の支出金額に算入された額の累計額を控除した額は、同條第七項の特定の支出金額とする。

第八十三條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第九十九條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

「第二項」に改め、同項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

2 前項各号の税率は、その税率を標準として当該各号に掲げる自動車の種類によつて更に区分することとする。

「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてなければならない。

「第二項」に改め、同項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてなければならない。

「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてなければならない。

「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてなければならない。

「第二項」に改め、同項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてなければならない。

「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

し、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてなければならない。

「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてなければならない。

「第二項」に改め、同項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてなければならない。

「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてなければならない。

「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

は、文書をもつてしなければならない。

「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてなければならない。

「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてなければならない。

「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてなければならない。

「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第二百八十二條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第二百八十五條第三項中「前項」を「第二項」に改め、第八項中「第六項」を「第七項」に改め、第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第二百九十二條第二号から第四号までを次のように改める。

二 給與所得 所得税法第九條第一項第五号に規定する給與所得をいう。

三 創除

四 課税総所得金額 総所得金額から所得税法第十一條の三から同法第十二條までの各條の規定による蠲除をした金額をいう。

但し、市町村は、財政上特別の必要がある場合においては、当該市町村の條例の定めるところによつて、総所得金額から所得税法第十二條の規定による蠲除のみをした金額とすることができ。

同條第五号中「納付すべき所得税

額をいい、同法第五十五條第一項を「納付すべき所得税額をいい、租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第三條の第二項の規定によつて徴收される所得税額、所得税法第五十五條第一項に改め、「あわせて徴收される利子税額、」の下に「同法第五十六條の規定によつてあわせて納付しなければならない利子税額、」を、「無申告加算税額、」の下に「同條第四項の規定によつて徴收される源泉徴収加算税額、」を加える。

同條第六号中「昭和二十二年法律第二十八号」を削る。

同條第七号を次のように改める。

七 扶養親族 市町村民税の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で、その総所得金額が一萬五千元以下である者をいう。この場合において、納税義務者が二人以上あるときは、地方財政委員会規則の定めるところによつて、納税義務者のいづれか一人の扶養親族であるものとする。

同條に次の四号を加える。

十 寡婦 女子で、離婚し、若しくはその配偶者が死亡した後、婚姻をしていないもの又は妻で夫の生死が明らかでないものうち、扶養親族を有するものをいう。

十一 法人税額 法人税法の規定によつて納付すべき法人税（積立金に対するものを除く。）の額で同法第十條の規定によつて控除される所得税額を加算したものをいい、同法第四十二條第一項の規定によつてあわせて納

付しなければならない利子税額、同條第六項の規定によつてあわせて徴收される利子税額、同法第四十三條第一項の規定によつて徴收される過少申告加算税額、同條第二項の規定によつて徴收される無申告加算税額及び同法第四十三條の第二項又は第二項の規定によつて徴收される重加算税額並びに国税徴收法第九條第三項の規定によつて徴收する延滞加算税額を含まないものとする。

十二 所得割 所得税額、課税総所得金額若しくは課税総所得金額から所得税額を控除した金額（以下「所得税額等」と総称する。）を課税標準として課する。市町村民税又は法人税額を課税標準として課する市町村民税をいう。

十三 均等割 均等の額によつて課する市町村民税をいう。

第二百九十三條を次のように改める。

第二百九十三條 創除

第二百九十四條及び第二百九十五條を次のように改める。

（市町村民税の納税義務者等）

第二百九十四條 市町村民税は、第一号及び第三号の者に對しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第二号及び第四号の者に對しては均等割額によつて課する。

一 市町村内に住所を有する個人

二 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

三 市町村内に事務所又は事業所を有する法人

を有する法人

四 市町村内に事務所又は事業所を有する法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの

（個人の市町村民税の非課税の範圍）

第二百九十五條 市町村は、左の各号の一に該当する者に對して、市町村民税を課することができない。

一 前年中において所得を有しなかつた者

二 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

三 不具者、未成年者、六十五年以上の者又は定額（これらの者が前年中において十萬円をこえる所得を有した場合を除く。）

2 市町村は、同居の妻（夫が均等割の納税義務を負わない場合を除く。）に對しては、均等割を課することができない。

第二百九十六條中「及び國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）」

第九十八條の規定に基く國家公務員の組合その他の団体」を、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第九十八條の規定に基く國家公務員の団体及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十四條の規定に基く地方公務員の団体」に改める。

第二百九十七條を次のように改める。

（所得税額等の意義）

第二百九十七條 第二百九十四條第一号の者に對して課する市町村民税の課税標準である所得税額等は、前年の所得について同年において適用された所得税法の規定に

基いて算定したものとす。

第二百九十八條第二項各号列記以外の部分中「第一号若しくは第二号」を「第一号から第三号までに」、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同項を第四号とし、第三号の次に第三号として次の一号を加える。

三 給與支拂報告書を提出する義務がある者及び特別徴收義務者

第三百二條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第三百三條を次のように改める。

（市町村民税の申告義務）

第三百三條 第二百九十四條第一号の者は、毎年四月三十日まで、当該市町村の條例の定めるところによつて、前年の総所得金額、所得税額等、第二百九十五條の規定に該当する事実の有無その他必要な事項を一月一日現在の住所所在地の市町村長に申告しなければならない。

2 第二百九十四條第二号から第四号までの者は、毎年四月三十日までに、一月一日現在において有する事務所、事業所又は家屋敷の所在をその所在地の市町村長に申告しなければならない。

3 第二百九十四條第一号の者で前年中において俸給、給付、賃銀、歳費、年金、恩給及び賞與並びにこれらに性質を有する給與（以下給與と総稱する。）の支拂を受けた

ものは、毎年二月十日までに、当該市町村の条例の定めるところによつて、同年中の給與所得の金額、給與の支拂を受ける者に徴収された所得税額、第二百九十五條の規定に該當する事実の有無その他必要な事項を一月一日現在の住所所在地の市町村長に申告しなければならない。

4 前項の申告をした者で前年中において給與所得以外の所得を有しなかつたものは、第一項の申告をすることを要しないものとする。

第三百四十四條中「第二百九十四條第一号」に改め、「その申告期限後、第一号」の下に「所得税法第二十七條第一項の規定によつて提出することができる申告書を出した場合又は一を加え、又は所得税額を若しくは所得税額に、又は同法第四十八條第五項を若しくは同法第四十八條第五項に、その通知を受けた日」を「その申告書を出し、又はその通知を受けた日」に改める。

第三百六條第三項中「前項を」第二項に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第三百七條及び第三百八條を次のように改める。

(給與支拂報告書の提出義務)
第三百七條 一月一日現在において給與の支拂をしている者で当該給與の支拂をする際、所得税法第三十八條第一項の規定によつて所得

税を徴収する義務があるものは、二月十日までに、地方財政委員会規則の定めるところによつて、当該給與の支拂を受けている者についてその者に係る前年中の給與所得の金額、所得税額その他必要な事項を当該給與の支拂を受けている者の一月一日現在における住所所在地の市町村別に作成された給與支拂報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

税を徴収する義務があるものは、二月十日までに、地方財政委員会規則の定めるところによつて、当該給與の支拂を受けている者についてその者に係る前年中の給與所得の金額、所得税額その他必要な事項を当該給與の支拂を受けている者の一月一日現在における住所所在地の市町村別に作成された給與支拂報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

(昭和二十五年中の給與所得に係る給與支拂報告書の提出期限の特例)
第三百八條 昭和二十五年中の給與所得に係る給與支拂報告書の提出については、前條中「一月一日」とあるのは、「昭和二十六年四月一日」と、「二月十日」とあるのは、「昭和二十六年四月二十日」と読み替へるものとする。

第三百九條の見出し中「源泉徴収票等の字」を「給與支拂報告書」に改め、同條中「源泉徴収票等の字」を「給與支拂報告書」に、「政府に提出した源泉徴収票等と異なつた内容の」を「虚偽の」に改める。

第三百十條を次のように改める。
(源泉徴収票又はその字の添附義務)
第三百十條 第三百三條第三項の規定によつて給與所得に係る申告書を出し、又はその申告書に添附した源泉徴収票又はその字を添附しなければならない。

第三百十一條の見出し中「均等割

額によつて課する市町村民税」を均等割に改め、同條第一項中「均等割額によつて課する市町村民税」を均等割に改め、同條各号列記以外の部分中「その者に対して均等割額によつて課する市町村民税」とその者に対して課する均等割に改め、同條第一号を次のように改める。

一 均等割を納付する義務がある扶養親族を二人以上有する者及び当該扶養親族

同條第二号及び第四号を削り、第三号を第二号とする。

第三百十三條の見出し中「所得税額等を課税標準とする市町村民税」を「所得税」に改め、同條に次の三項を加える。

4 前二項の場合における税率は、所得税額が当該各項の規定による課税標準額に應じて過増するよう

に定めることができる。

5 法人税額を課税標準として課する市町村民税（以下「法人税額」という。）の標準税率は、百分の十とする。但し、標準税率をこえて課する場合においても、百分の十一をこえることができない。

6 法人税額の税率は、第三百二十

一條の八に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

第三百十四條を次のように改め

る。

項		読み替へられる規定	読み替へる規定
第三百三條第一項	一月一日	昭和二十六年四月一日	昭和二十六年四月一日
第三百三條第二項	一月一日	昭和二十六年四月一日	昭和二十六年四月一日
第三百三條第三項	毎年二月十日 一月一日	昭和二十六年四月二十日 昭和二十六年四月一日	昭和二十六年四月二十日 昭和二十六年四月一日
第三百十五條第一項	所得税法第二十六條第一項の確定申告書	所得税法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第 号）による改正前の所得税法（改正前の所得税法）という。以下本條において同様とする。第二十六條第一項の確定申告書又は同法第二十六條の第二項の農業確定申告書	改正前の所得税法第二十七條第一項の修正確定申告書若しくは農業修正確定申告書
第三百十八條	当該年度の初日の属する年	昭和二十六年四月一日	昭和二十六年四月一日
第三百二十一條	同年四月十五日	昭和二十六年六月十五日	昭和二十六年六月十五日
第三百二十二條	四月十五日	昭和二十六年六月十五日	昭和二十六年六月十五日
第三百三十一條	四月十五日	昭和二十六年六月十五日	昭和二十六年六月十五日
第三百三十一條	四月十五日	昭和二十六年六月十五日	昭和二十六年六月十五日

第三百十五條第一号中「又は同法第二百六條の二第一項の農業確定申告書一を削り、同條第三号中「若しくは農業修正確定申告書」を削り、同條第三号を第四号とし、第二号の次に第三号として次の一号を加える。

二 所得税法第二百六條第二項本文の規定によつて同條第一項に規定する確定申告書の提出を要しない者が課されるべき所得税を同法第三十八條第一項又は第四十條の規定によつて徴收すべき者がこれを徴收しなかつたとき、又は徴收した所得税額が過少であると認められるとき。

第三百十八條及び第三百十九條を次のように改める。

(市町村民税の賦課期日)

第三百十八條 市町村民税(法人税額を除く)の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

(市町村民税の徴收の方法)

第三百十九條 市町村民税の徴收については、第三百二十一條の三の規定によつて特別徴收の方法による場合又は第三百二十一條の八の規定(第三百二十一條の十の規定の適用がある場合を含む)によつて申告納付の方法による場合を除く外、普通徴收の方法によらなければならない。

同條の次に次の一條を加える。

(市町村民税の普通徴收の手続)

第三百十九條の二 市町村民税を普通徴收の方法によつて徴收しようとする場合において納税者に交付する徴收令書には、個人に係るも

のあつては所得税額及び均等割額の合算額から第三百二十一條の四第一項の特別徴收税額(二以上の特別徴收義務者に徴收されている場合においては、その合計額とする。以下第二項において同様とする)を控除した額並びにこれらの算定の基礎を、法人に係るものにあつては均等割額を、それぞれ記載しなければならない。

2 前項の徴收令書のうち、特別徴收の方法によつて徴收される市町村民税がある納税者に係るものには、当該納税者が当該年度中途において給與の支拂を受けなくなつたこと等により市町村民税を特別徴收の方法によつて徴收されないこととなつた場合においては、第三百二十一條の四第一項の特別徴收税額のうちその特別徴收の方法によつて徴收されないこととなつた額は普通徴收の方法によつて徴收されるものであることをあわせて記載しなければならない。

3 第一項の徴收令書は、遅くとも、納期限前十日までには納税者に交付しなければならない。

第三百二十條を次のように改める。

(普通徴收に係る市町村民税の納期)

第三百二十條 普通徴收の方法によつて徴收する市町村民税の納期は、個人に対して課するものにあつては六月、八月、十月及び一月中(均等割のみを課する場合にあつては、六月中)において、法人に対して課するものにあつては六月中において、それぞれ当該市町村

の條例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

第三百二十一條第三項中「千分の五」を「百分の一」に改める。

同條の次に次の十四條を加える。

(普通徴收に係る市町村民税の賦課額の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴收)

第三百二十一條の二 市町村長は、普通徴收の方法によつて徴收する市町村民税について第三百四條の規定による申告があつた場合又は第三百二十五條の規定によつて所得税の更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課されるべきであつた市町村民税を賦課する必要がある場合においては、既に第三百十五條又は第三百十六條の規定を適用して市町村民税を賦課していた場合を除く外、直ちに不足税額(変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額をいう。以下本條において同様とする)を徴收しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村の徴税員は、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第三百二十條の各納期限(第三百二十二條の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする)の翌日から納付の日までの期間に及び、当該不足税額が百圓以上であるときは、これを切り捨てた数があるときは、これを切り捨てた数に計つて一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴收しなければならない。但し、延滞金額が十圓未満である場合においては、これを徴收しない。

3 市町村長は、納税者が第一項の規定によつて不足税額を追徴されたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(市町村民税の特別徴收)

第三百二十一條の三 市町村は、納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給與の支拂を受けた者であり、且つ、同日において給與の支拂を受けているものである場合においては、当該納税義務者に対して課する市町村民税の全部又は一部を特別徴收の方法によつて徴收することができる。

(特別徴收義務者の指定等)

第三百二十一條の四 市町村は、前條の規定によつて特別徴收の方法によつて市町村民税を徴收しようとする場合においては、当該年度の初日において同條の納税義務者に対して給與の支拂をしていない者(他の市町村内において給與の支拂をしていない者を含む)のうち所得税法第三十八條第一項の規定によつて給與の支拂をする際所得税を徴收して納付する義務がある者を当該市町村の條例によつて特別徴收義務者として指定し、これに徴收させなければならない。この場合において、当該市町村の長は、当該年度の初日の属する年の

前年中に当該納税義務者に支拂われた給與所得に係る所得税額及び均等割額の合算額(特別徴收税額をいう。以下市町村民税について同様とする)を特別徴收の方法によつて徴收する旨を、同年四月十五日までに、当該特別徴收義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、同一の納税義務者に対して給與の支拂をしていない者が二以上あるときは、市町村は、当該市町村の條例によつてこれらの支拂をする者の全部又は一部を特別徴收義務者として指定しなければならない。この場合においては、特別徴收義務者として二以上の者を指定したときは、特別徴收税額をこれらの者が当該年度中にそれぞれ支拂うべき給與の額におん分して、これを徴收することができる。

(特別徴收税額の納入の義務等)

第三百二十一條の五 前條の特別徴收義務者は、同條の規定によつて四月十五日までに通知を受け取つた場合においては、当該通知に係る特別徴收税額の十二分の一の額(以下「月割額」という。)を給與の支拂をする際毎月徴收し、その徴收した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。

2 前項の特別徴收義務者は、前條の規定によつてその者が徴收すべき特別徴收税額に係る市町村民税の納税義務者が当該特別徴收義務者から給與の支拂を受けないこととなつた場合においては、その事由が発生した日の属する月の翌月

官報外 昭和二十六年三月二十九日 衆議院會議録第二十六号 地方税法の一部を改正する法律案外一件

(その事由が発生した日)が当該年度の四月十五日前である場合においては、四月以降の月額は、これを徴収して納入する義務を負わない。

3 前項の場合においては、特別徴収義務者は、同項の事由が発生した日の属する月の翌月の十日までに、地方財政委員会規則で定める様式によつて、給與の支拂を受けることとなつた納税義務者の氏名、その者に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月額の合計額その他必要な事項を記載した届出書を当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長に提出しなければならない。

4 前條の規定によつて、他の市町村内において給與の支拂をしてゐる者が特別徴収義務者として指定された場合においては、当該特別徴収義務者は、その納入すべき納入金を当該他の市町村内に所在する銀行その他の金融機関(郵便官署を含む)で当該市町村が指定して当該特別徴収義務者に通知したものに掛ひ込むものとする。この場合においては、当該特別徴収義務者が当該通知に係る金融機関に掛ひ込んだ時に、当該市町村にその納入金の納入があつたものとみなす。

(特別徴収税額の変更)

第三百二十一條の六 市町村長は、第三百二十一條の四第一項の規定によつて特別徴収税額を通知した後において、当該特別徴収税額に誤があることを発見した場合その他これを変更する必要がある場合

においては、直ちに当該特別徴収税額を変更して、その旨を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税者に通知しなければならない。

2 特別徴収義務者が前項の通知を受け取つた場合においては、その通知を受け取つた日の属する月以後において徴収すべき月額額は、同項の規定によつて変更された額に基いて、当該市町村長が定めるところによらなければならない。
(普通徴収税額への繰入)
第三百二十一條の七 市町村長は、納税者が給與の支拂を受けなくなつたこと等により市町村長税を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第三百二十條の納期がある場合においては、その日以後に到来する同條の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。

2 前條第一項の規定によつて変更された特別徴収税額に係る市町村民税の納税者について、既に特別徴収義務者から当該市町村に納入された特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき特別徴収税額をこえる場合(徴収すべき特別徴収税額がない場合を含む)においては、当該過納又は誤納に係る税額は、第十七條の規定の例によつて

当該納税者に還付しなければならない。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、これに充当することができ、この場合においては、当該特別徴収義務者について第十七條の規定の適用はないものとする。

(法人税額の申告納付)
第三百二十一條の八 法人税法第十八條第一項、第十九條第一項又は第二十條第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、地方財政委員会規則で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税額額その他必要な事項を記載した申告書を、その法人税額の課税標準の算定期間(法人税法第十九條第一項本文の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度開始の日から六箇月の期間とする。以下法人税額について同様とする。中において有する事務所又は事務所所在地の市町村長に提出し、及びその申告した法人税額額を納付しなければならない。

2 法人税法第二十一條第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、地方財政委員会規則で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税額額その他必要な事項を記載した申告書を、その法人税額の課税標準の算定期間(法人税法第十九條第一項本文の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度開始の日から六箇月の期間とする。以下法人税額について同様とする。中において有する事務所又は事務所所在地の市町村長に提出し、及びその申告した法人税額額を納付しなければならない。

事務所又は事業所所在地の市町村長に提出し、及びその申告した法人税額額(当該課税標準の算定期間に係る法人税額額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額)を納付しなければならない。

3 法人税を納付する義務がない法人で前二項に規定する法人税法の規定による法人税に係る申告書を提出する義務があるものは、当該各項の規定に準じて法人税額に係る申告書を提出しなければならない。

4 前三項の法人は、法人税法第二十四條第一項若しくは第二項の規定によつて法人税に係る修正申告書を提出した場合又は同法第三十二條の規定によつて更正若しくは決定の通知を受けた場合においては、当該修正申告に因つて増加した法人税額又は同法第三十三條の規定によつて徴収される法人税額を納付すべき日までに、地方財政委員会規則で定める様式によつて、当該修正申告又は更正若しくは決定後の法人税額、これを課税標準として算定した法人税額額その他必要な事項を記載した申告書を、その法人税額の課税標準の算定期間(法人税法第十九條第一項本文の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度開始の日から六箇月の期間とする。以下法人税額について同様とする。中において有する事務所又は事業所所在地の市町村長に提出し、及びその申告した法人税額額(当該課税標準の算定期間に係る法人税額額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額)を納付しなければならない。

(法人税額に係る虚偽の申告に關する罪)
第三百二十一條の九 前條第一項に規定する法人税法第十九條第一項但書又は同法第二十條第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が前條第一項の申告書又はこれに係る同條第四項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に處する。

2 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に對し、同項の罰金を科する。
(昭和二十六年一月一日の属する事業年度の法人税額に係る法人税額の課税標準の特例)
第三百二十一條の十 昭和二十六年一月一日の属する事業年度の開始の日が昭和二十五年十二月三十一日以前である法人の当該事業年度中の法人税額に係る法人税額の課税標準は、第三百二十一條の八の規定にかかわらず、その法人税額をその法人税額の課税標準の算定期間の日数で除して得た額に、昭和二十六年一月一日からその法人税額の課税標準の算定期間の末日までの日数を乗じて得た額とする。

2 第三百二十一條の八に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日が昭和二十六年三月三十一日以前に到来する場合においては、

2 第三百二十一條の八に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日が昭和二十六年三月三十一日以前に到来する場合においては、

当該法人税額に係る法人税額の税率は、第三百十三條第六項の規定にかかわらず、昭和二十六年四月一日現在における税率による。

3 第三百二十一條の八各項の規定による申告書の提出期限及び納期限が昭和二十六年五月三十一日前に到来する場合においては、これらの期限は、当該各項の規定にかかわらず、同日とする。

(法人税額の更正及び決定)

第三百二十一條の十一 市町村長は、第三百二十一條の八の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る法人税額又はこれを課税標準として算定した法人税額がその調査によつて、法人税法の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額（確定法人税額）という。以下本項及び第二項において同様とする。）若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税額と異なることを発見したとき、又は第三百二十一條の十四の規定によつて確定法人税額の分割の基準となる従業者数が修正されたときは、これを更正することができる。

2 市町村長は、納税者が前項の申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、申告すべき確定法人税額及び法人税額を決定することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(法人税額の不足税額及びその延滞金の徴収)

第三百二十一條の十二 市町村の徴税員は、前條第一項又は第二項の規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正に因る不足税額又は決定に因る税額をいう。以下第二項において同様とする。）があるときは、同條第三項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第三百二十一條の八第一項又は第二項の納期限（同條第四項の規定による申告に係る法人税額に係る不足税額についても同條第一項又は第二項の納期限によるものとし、第三百二十一條の十の規定の適用がある場合は、同條第三項に規定する納期限によるものとする。なお、第三百二十二條の規定により納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間に於て、当該不足税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨て、）について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

(二)以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法人税額の申告納付)

第三百二十一條の十三 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人は、前項の市町村において事務所又は事業所を

有する法人が第三百二十一條の八の規定（第三百二十一條の十の規定の適用がある場合を含む。）によつて法人税額を申告納付する場合においては、当該法人の法人税額を関係市町村に分割し、その分割した額を課税標準とし、関係市町村ごとに法人税額を算定して、これを申告納付するとともに、関係市町村長に提出すべき申告書には、地方財政委員会規則の定めるところによつて、その法人税額及びその分割に関する計算の基礎その他必要な事項を記載しなければならない。

2 前項の規定による分割は、第三百二十一條の八に規定する法人税額の課税標準の算定期間中において有する関係市町村内、この事務所又は事業所について、法人税額を当該期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数にあん分して行うものとする。

(二)以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法人税額の分割の修正)

第三百二十一條の十四 前條の場合において、申告書に記載された関係市町村ごとに分割された法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なる場合においては、当該法人の市町村事務所又は事業所所在地の市町村長がこれを修正するものとする。

2 前條の場合において、申告書に記載された法人税額の分割の基準となる従業者数となる従業者数が事実と異なると認め、関係市町村長は、前項の市町村長に對し、その修正を請求しなければならない。

3 第一項の市町村長は、前項の請求を受けた場合においては、その請求を受けた日から三十日以内に、前條の規定によつて関係市町村ごとに分割された法人税額の分割の基準となる従業者数を修正し、又はこれを修正する必要がある旨の決定をしなければならない。

4 第一項の市町村長は、同項又は前項の規定によつて法人税額の分割の基準となる従業者数を修正し、又はこれを修正する必要がある旨の決定をした場合においては、遅滞なく、関係市町村長及び当該納税者にその旨を通知しなければならない。

(関係市町村長に不服がある場合の措置)

第三百二十一條の十五 前條第四項の通知に係る同條第一項の市町村長の処分不服がある関係市町村長は、道府県知事（関係市町村が二以上の道府県に係るときは、地方財政委員会）に對し、裁定を求め、その申出をすることができる。

2 道府県知事又は地方財政委員会に、前項の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から三十日以内に、その裁定をしなければならない。

3 道府県知事又は地方財政委員会は、前項の裁定をした場合においては、遅滞なく、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

4 第二項の規定による道府県知事の裁定に不服がある市町村長は、前項の通知を受けた日から三十日以内に地方財政委員会に訴願することができる。

5 第三項の通知を郵便をもつて送付した場合においては、その到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもちつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、市町村長が到達した日を立証し得るときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とみなす。

6 第四項の訴願の提起に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通達の日数は、同項の期間に算入しない。

7 地方財政委員会は、第四項の訴願を受理した場合においては、その日から六十日以内にその裁決をしなければならない。

8 地方財政委員会は、前項の裁決をした場合においては、遅滞なく、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

9 第二項の規定による地方財政委員会の裁定又は第七項の規定による地方財政委員会の裁決について違法又は錯誤があると認め、関係市町村長は、その裁定又は裁決の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に訴願することができる。

第三百二十二條中納税者の下に「又は特別徴収義務者を加へ、同條に次の但書を加へる。」

但し、特別徴収義務者に対する納期限の延長の期間は、三十日とせることができない。

第三百二十三條に次の単語を加える。
但し、特別徴収義務者については、この限りでない。

第三百二十四條第一項中「市町村民税」の下に「法人税額」にあつては、法人税額に係る申告書に記載されるべき法人税額を課税標準として算定したものとし、第三百二十二條の八第一項の規定（第三百二十二條の十の規定の適用がある場合を含む。）によつて法人税法第十九條第一項但書又は同法第二十二條第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が第三百二十一條の八第一項の申告又はこれに係る同條第四項の申告によつて納付すべきものを除く。）を加える。

同條第二項中「前項の免かれた税額」を「第一項の免かれた税額又は前項の納入しなかつた金額」に、「同項」を「当該前項」に、「その免かれた税額」を「その免かれた税額又は納入しなかつた金額」に改め、同條第三項及び第四項中「第二項」の下に「又は第二項」を加え、第三項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2 第三百二十一條の五第一項の規定によつて徴収して納入すべき市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、三年以下の総額若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

第三百二十五條の見出し及び同條

中所得税の下に「又は法人税を加える」。

第三百二十六條を次のように改める。

第三百二十六條 罰則

第三百二十七條を次のように改める。

（納期限後に納付し、又は納入する市町村民税に係る延滞金）

第三百二十七條 市町村民税の納税者又は特別徴収義務者は、第三百二十二條の納期限若しくは第三百二十一條の八第一項若しくは第二十二條の各納期限（第三百二十一條の十の規定の適用がある場合は、同條第三項の納期限）後にその税金を納付する場合、第三百二十一條の八第四項の規定による申告に係る税金を納付する場合又は第三百二十一條の五第一項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、それぞれこれらの税額又は納入金額に、その納期限（第三百二十一條の八第四項の規定による申告に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同條第一項又は第二項の納期限（第三百二十一條の十の規定の適用がある場合は、同條第三項の納期限）と）による延滞金を加算して納付し、又は納入金額を加算して納付し、又は納入しななければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2 市町村長は、納税者が第三百二十條の納期限までにその税金を納付しなかつたこと、又は特別徴収義務者が第三百二十一條の五第一項の納期限までにその納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない事由があると認めるときにおいては、前項の延滞金額を減免することができる。

第三百二十八條の見出し中「賦課の救済」を「賦課等の救済」に改め、同條第一項を次のように改める。

市町村民税の賦課を受けた者（第三百二十一條の二第一項の規定によつて不足税額を追徴されることとなつた者を含む。）は、第三百二十一條の四第一項の規定によつて特別徴収税額の通知を受けた者（第三百二十一條の六第一項の規定によつて変更の通知を受けた者を含む。）は、第三百二十一條の十一第三項の規定によつて更正又は決定の通知を受けた者又は第三百二十一條の十四第四項の規定によつて法人税額の分割の基準となる従業者数について修正の通知を受けた法人は、当該賦課、特別徴収税額の決定若しくは変更、更正若しくは決定又は修正について違法又は錯誤があると認める場合においては、徴税令書の交付を受けた日（納期を定めた場合においては、第一期分の徴税令書の交付を受けた日）又は通知を受けた日から三十日以内に市町村長に異議の申立をするることができる。

同條第二項中「前項の徴税令書」を「第一項の徴税令書又は通知」に改め、「徴税令書の交付」の下に「又は通知」を加え、同條第三項中「第二項」の下に「又は第二項」を加え、第二項を第四項とし、以下二項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項及び第三項として次の二項を加える。

2 前項の場合において、第三百二十一條の十四の規定による法人税額の分割の基準となる従業者数の修正に係る異議の申立は、主たる事務所又は事業所所在地の市町村長にするものとする。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第三百二十九條第一項中「納税者が納期限」を「納税者（特別徴収の方法によつて市町村民税を徴収される納税者を除く。以下本款において同様とする。）又は特別徴収義務者が納期限（第三百二十一條の十一の規定による更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をい、第三百二十二條の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下市町村民税について同様とする。）」に改め、同條第二項中「納付」の下に「又は納入」を加える。

第三百三十一條第一項中「税金」の下に「又は納入金」を加え、同條第三項中「前項」を「第二項」に改め、第八項中「第六項」を「第七項」に改め、第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第三百三十一條第一項及び第二項中「納税者」を「納税者又は特別徴収義務者に改め、同條第三項中「納税者」に対する「納税区分」を「納税者又は特別徴収義務者に対する「納税区分」に、「納税者又は」を「納税者若しくは特別徴収義務者又は」に改める。

第三百三十四條中「納税者」の下に「又は特別徴収義務者」を加える。

第三百三十五條第一項各号列記以外の部分中「市町村民税額の下に」又は「市町村民税に係る納入金額」を加え、同條第二項中「税金」の下に「又は納入金」を加え、同條第三項中「税金」の下に「又は納入金額」を加える。

第三百四十三條第二項に後段として次のように加える。

この場合において、所有者として登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、又は所有者として登録されている法人が同日前に消滅しているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者若しくはそのものとする。

第三百四十四條から第三百四十七條までを次のように改める。

第三百四十八條第二項中第七号を次のように改める。

七 文化財保護法（昭和二十五年法律第二十号）の規定によつて国宝、重要文化財、特別史蹟、史蹟、特別名勝、特別天然記念物若しくは天然記念物として指定され、若しくは旧重要美術

物品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）第二條第一項の規定により認定された家屋又はその敷地
第三百五十一條を次のように改める。

（固定資産税の免税点）

第三百五十一條 市町村は、同一の者について当該市町村の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産の固定資産課税台帳に登録された価格の合計額が土地又は家屋にあつてはそれぞれ一万円、償却資産にあつては三万円に満たない場合においては、固定資産税を課することができない。但し、財政上その他の特別の必要がある場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、その価格の合計額がそれぞれ一万円又は三万円に満たないときであつても、固定資産税を課することができる。

第三百五十二條第一項中「及び第八項」、「及び昭和二十六年分」及び「土地、家屋又は」を削り、「第四百十三條第二項から第四百十三條まで」を「第四百十三條第二項又は第三項に改め」、「それぞれ」を削り、同條第二項中「第四百十三條第一項を」を「第四百十三條」に改め、「特別の必要がある場合においては」、「の下に」を「当該市町村の条例の定めるところによつて、」を加え、同條第三項を次のように改める。

て、前條の規定中「固定資産課税台帳に登録された価格」とあるのは、「第四百十三條の規定の例によつて定められる価格、第四百十三條の規定の例によつて定められる価格又は第四百十三條第二項若しくは第三項の規定による価格」と読み替へるものとする。

第三百五十七條第三項中「前項を」を「第一項に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第三百六十一條を次のように改める。

第三百六十一條 削除

第三百六十二條中「六月、八月及び十一月を七月、十二月及び二月」に改める。

第三百六十三條第一項中「六月、八月及び十一月を七月、十二月及び二月」に改め、同條第二項中「十一月を七月、十二月及び二月」に改める。

第三百六十四條第八項中「定められる価格」、「の下に」を「農地に対して課する固定資産税にあつては第四百十三條の規定の例によつて定められる価格及び」を加え、「農地に対して課する固定資産税にあつては第四百十三條第二項の価格を課税標準として算定した額」を削り、同條第九項中「（農地に対して課する部分を除く）」を削り、同條第十一項第一号中「定められた価格」、「の下に」を「農地

に対して課する固定資産税にあつては第四百十三條の規定の例によつて定められた価格及び」を加え、「及び農地に対して課する固定資産税にあつては第四百十三條第二項の規定による価格及び」を削り、同條第十一項第二号中「（農地に対して課する部分を除く）」を削り、同條第十一項第十三條第二項の規定の適用がある場合を除く。）を削る。

第三百六十五條第三項中「千分の五」を「百分の一」に改める。

第三百六十八條第一項中「第三百四十五條」を削り、「届出者しくは申告を申告に改め、「第三百九十四條の規定によつて」の下に「道府県知事若しくは地方財政委員会」を加える。

第三百七十七條第二項中「前項」を

「第一項に改め、第九項中「第四項」を「第五項に改め、第六項を「第七項」に改め、第二項を「第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第三百七十三條第三項中「前項を」を「第二項に改め、第八項中「第六項」を「第七項」に改め、第三項を「第四項」とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

同條に次の一項を加える。

10 市町村の徴税吏員は、第三百六十四條第四項又は同條第八項の規

定によつて徴収すべき固定資産税については、第一項の規定による滞納処分を行う場合においても、昭和二十六年九月三十日までは、公売をすることができない。

第三百七十八條及び第三百七十九條を次のように改める。

削除

第三百八十一條第一項中「第三百四十四條第一項の規定によつて使用者に固定資産税を課する土地について、その使用者の住所及び氏名を」を「第三百四十三條第二項後段の場合にあつては、現にその土地を所有する者の住所及び氏名に改め、同條第二項中「（第三百四十四條第一項の規定によつて使用者に固定資産税を課する土地について、その所有者及び使用者を」を削り、同條第三項中「（第三百四十四條第一項の規定によつて使用者に固定資産税を課する家屋については、その使用者の住所及び氏名を」を「第三百四十三條第二項後段の場合にあつては、現にその家屋を所有する者の住所及び氏名に改め、同條第四項中「（第三百四十四條第一項の規定によつて使用者に固定資産税を課する家屋については、その所有者及び使用者を」を削り、同條第五項中「（第三百四十四條第一項の規定によつて使用者に固定資産税を課する償却資産については、その所有者及び使用者を」及び「取得年月日、耐用年数を削る。

第三百八十三條第一項中「地方財政委員会を」を「道府県知事又は地方財政委員会に、取得年月日」を「取得時期、取得価額、」に、「二月十

日を「一月三十一日」に改め、同條第二項中「一月十日を」を「二月三十一日」に改める。

第三百八十六條第三項中「前項を」を「第二項に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第三百八十九條の見出しを「道府県知事又は地方財政委員会の評価の権限」に改め、同條第一項中各号列記以外の部分を次のように改める。

道府県知事（関係市町村が二以上の道府県に係るときは、地方財政委員会とする。以下本條、第三百九十三條、第三百九十四條第二項、第三百九十八條から第四百三條まで及び第四百三十七條第二項において同様とする。）は、左の各号に掲げる固定資産について、前條第三項第一号の基準並びに同項第二号の方法及び手続に準じて、毎年二月一日現在における価格による評価を行つた後該固定資産が所在するものとされる市町村及びその価格を決定し、決定した価格を当該市町村に配分し、毎年二月末日までに当該市町村の長に通知しなければならない。

同條第四項中「地方財政委員会を」を「道府県知事に改め、同條第五項中「地方財政委員会を」を「道府県知事に改める。

第三百九十一條第一項中「二月五日を」を「二月末日」に改める。

第三百九十三條の見出し中「地方財政委員会を」を「道府県知事又は地方

財政委員会」に改め、同條中「地方財政委員会」を「道府県知事又は地方財政委員会」に改め、「(第三百四十四政委員会)」に改める。

第三百九十八條の見出し中「地方財政委員会を」道府県知事又は地方財政委員会に改め、同條第一項中「地方財政委員会を」道府県知事又は地方財政委員会に改め、同條第二項中「地方財政委員会を」道府県知事又は地方財政委員会に改め、(第三三百四十四條第一項の規定によつて使用者に固定資産税を課する場合においては、その使用者)を削り、「(第三三百四十四條第一項の規定によつて使用者に固定資産税を課する場合においては、その使用者)を削り、「(三十三日以内の下に「、それぞれ)を」を削る。

第三百九十六條の見出し「地方財政委員会事務局の職員を、道府県の職員及び地方財政委員会事務局の職員に改め、同條第七項中各号列記以外の部分を次のように改める。

第三百九十六條の見出し「地方財政委員会を、道府県知事又は地方財政委員会に改める。

第三百九十六條の見出し「地方財政委員会事務局の職員を、道府県の職員及び地方財政委員会事務局の職員に改め、同條第七項中各号列記以外の部分を次のように改める。

加へ、同條第七項中「前項を二項に改め、同條第三項及び第七項中「地方財政委員会を、道府県知事又は地方財政委員会に改め、第二項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2. 前項の規定による異議の申立

は、文書をもつてしなければなら
ない。

第三百九十九條中「地方財政委員會」を「道府県知事又は地方財政委員
会に改める。
第四百條第一項中「地方財政委員
会を「道府県知事又は地方財政委員
会に改める。

第四百四條第四項及び第五項を次のように改める。

4 市町村は、固定資産税を課される固定資産が少い場合においては、第一項の規定にかかわらず、固定資産評価員を設けしないで、この法律の規定による固定資産評価員の職務を市町村長に行わせることができる。

第四百十條第一項中「二月五日」を「二月末日」に改める。

第四百十一條第二項中「(第四百十三條第二項の規定の適用がある場合においては、農地を除く。)」を削り、「二月五日」を「二月末日」に改める。
第四百十三條第二項を削る。

第四百十五條第一項中「三月六日」を「三月一日」に、「同月十五日」を「同月十日」に、「二月十六日」を「三月十一日」に改める。

第四百十七條中「第三百四十五條」を削り、「若しくは第三百八十五條」を削り、

四條を「又は第三百八十四條に、
「届出若しくは申告」を「申告」に改
め、又は第三百九十四條の規定に
よつて地方財政委員会に申告をする
義務がある者」を削り、同條に次の
二項を加える。

2 道府県知事又は地方財政委員会
は、第三百九十四條の規定によつて
道府県知事又は地方財政委員会に
申告をする義務がある者がそのす
べき申告をしなかつたこと又は虚

分した橋樑を当該市町村の長に通知しなければならぬ。この場合においては、遅滞なく、その旨を当該固定資産の所有者に通知しなければならぬ。

3. 第三百八十九條第二項から第五項まで及び第三百九十一條第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

第四百十八條中「三月」を「四月」に改める。

第四百十九條第三項中「二十日」を「十日」に改める。
第四百二十二條中「遲滞なく」を「二月以内に」に改める。
第四百二十三條を次のように改める。

(固定資産評価審査委員会の設置、
選任等)

第四百二十三條 固定資産課税台帳

に登録された事項（土地台帳又は
家屋台帳に登録された事項を除く）

く。に関する不服を審査決定するため、市町村に、固定資産評価

- 3 固定資産評価審査委員会の委員の定数は、三人とする。

は、当該市町村の住民で市町村税の納税義務がある者のうちから、

4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合、

ては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならぬ。

ず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することが出来る。

5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合には、選任後最初の議会においてその選任について

事後の承認を得なければならぬ。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなけ

6 固定資産評価審査委員会の委員
ればならない。

の任期は、三年とする。

7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の條例の定めるところによつて、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。

8 固定資産評価審査委員会において処置すべき水騒が多いと認める市は、第二項の規定にかかわらず、当該市の條例の定めるところによつて、その委員の定数を十五

までに増加し、及び固定資産審査委員会を委員三人をもつて組織する部会に分ち、その部会に固定資産評価審査委員会の職務を行わせることができる。

第四百二十四條に次の一項を加へる。

る。
2. 前條第八項の規定によつて部会

を設けた市においては、当該都会
をもつて固定資産評価審査委員会
とみなして前項の規定を適用す
る。

第四百二十六條に次の一号を加える。

五 当該市町村の住民でなくなつた者

第四百二十八條第一項中「二月六日から三月十五日を」を「三月一日から三月十五日を」と改定する。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

第五百四十一條第三項中「前項」を「第二項」に改め、第八項中「第六項」を「第七項」に改め、第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二

3. 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

三千円以下の罰金」に改める。
第六百五十四條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項と

の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第六百五十六條第一項中「六月以下の猶投又は五千円以下の罰金」を「三千円以下の罰金」に改める。

第六百五十七條第一項中「一年以下の猶投若しくは一万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は猶投及び罰金を併科する。」を「五千円以下の罰金又は科料に処する。」に改め、同條第二項但書を削除。

第六百六十一條第三項中「前項を「第二項」に改め、同項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第六百六十四條第三項中「前項を「第三項」に改め、第八項中「第六項」を第七項に改め、第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第六百六十八條第三項中「前項を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第六百六十八條第三項中「前項を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第六百六十八條第三項中「前項を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

第六百八十三條第三項中「前項を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第六百九十二條第二項中「前項を「第二項」に改め、同項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項として次の一項を加える。

前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第六百九十五條第三項中「前項を「第三項」に改め、第八項中「第六項」を第七項に改め、第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第七百三十三條の次に次の一條を加える。

（国民健康保険税）

第七百三十三條の二 国民健康保険を行う市町村は、国民健康保険に要する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することとする。

国民健康保険税の標準課税総額は、当該年度の初日における療養の給付に要する費用の総額の見込額の百分の七十に相当する額とする。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第六百九十二條第二項中「前項を「第二項」に改め、同項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

3 前項の標準課税総額は、所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額とする。

4 前項の所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の標準課税総額に對する標準割合は、それぞれ百分の四十、百分の十、百分の三十五及び百分の十五とする。

5 国民健康保険税の納税義務者に對する課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。但し、課税額は、一万五千元をこえることができない。

6 前項の所得割額は、所得割総額を第二百九十二條第四号但書の課税所得金額にあん分して算定する。但し、第二百九十二條第四号但書の課税所得金額にあん分して算定することとが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の条例の定めるところによつて、市町村民税の所得割額にあん分して算定することができ。

7 第五項の資産割額は、資産割総額を固定資産課税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額にあん分して算定する。

8 国民健康保険の被保険者である世帯内に国民健康保険の被保険者がある場合においては、当該世帯主を第一項の被保険者である世帯主となして国民健康保険税を課する。この場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該世帯主の所得割額及び均等割額を減額することができる。

第七百一十一條第三項中「前項を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第七百一十六條第三項中「前項を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第七百二十五條第二項中「前項を「第二項」に改め、同項を第五項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第七百二十八條第三項中「前項を「第二項」に改め、第八項中「第六項」を第七項に改め、第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

税を課する。この場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該世帯主の所得割額及び均等割額を減額することができる。

第七百一十一條第三項中「前項を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第七百一十六條第三項中「前項を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第七百二十五條第二項中「前項を「第二項」に改め、同項を第五項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第七百二十八條第三項中「前項を「第二項」に改め、第八項中「第六項」を第七項に改め、第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

第七百四十四條の次に次の一條を加える。

2 前項の場合において昭和二十六年十二月三十一日以前に解散した法人で同日までに清算が終了しないものがあるときは、その終了の日の属する事業年度分まで昭和二十六年度分の事業税について適用された規定の例によつて事業税を課するものとする。

第七百四十五條の見出し中「行う事業」と個人が行う事業に改め、同條第一項及び第二項中「事業を行ふ者」を「事業を行う個人」に改め、同條第二項中「前項の道府県知事の定めるところによる。」を「地方財政委員会規則の定めるところによつて、前項の道府県知事が関係道府県内に所在する事務所又は事業所に對して同項の所得金額の総額を当該事務所又は事業所の従業者の數にあん分して定めらる。この場合において、従業者の數は、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の數を合計した數とする。」に改める。

同條第四項中「異議の申立をすることができ。」を「前項の通知を受けた日から三十日以内に異議の申立をすることができ。」に改め、同條第五項中「第三項の通知を受けた日から三十日以内にしなければならぬ。」を「文書をもつてしなければならぬ。」に改め、同條第七項中「更正を變更に改める。」を「更正を變更に改める。」に改める。

第七百四十四條の次に次の一條を加える。

2 前項の場合において昭和二十六年十二月三十一日以前に解散した法人で同日までに清算が終了しないものがあるときは、その終了の日の属する事業年度分まで昭和二十六年度分の事業税について適用された規定の例によつて事業税を課するものとする。

第七百四十五條の見出し中「行う事業」と個人が行う事業に改め、同條第一項及び第二項中「事業を行ふ者」を「事業を行う個人」に改め、同條第二項中「前項の道府県知事の定めるところによる。」を「地方財政委員会規則の定めるところによつて、前項の道府県知事が関係道府県内に所在する事務所又は事業所に對して同項の所得金額の総額を当該事務所又は事業所の従業者の數にあん分して定めらる。この場合において、従業者の數は、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の數を合計した數とする。」に改める。

同條第四項中「異議の申立をすることができ。」を「前項の通知を受けた日から三十日以内に異議の申立をすることができ。」に改め、同條第五項中「第三項の通知を受けた日から三十日以内にしなければならぬ。」を「文書をもつてしなければならぬ。」に改め、同條第七項中「更正を變更に改める。」を「更正を變更に改める。」に改める。

同條第四項中「異議の申立をすることができ。」を「前項の通知を受けた日から三十日以内に異議の申立をすることができ。」に改め、同條第五項中「第三項の通知を受けた日から三十日以内にしなければならぬ。」を「文書をもつてしなければならぬ。」に改め、同條第七項中「更正を變更に改める。」を「更正を變更に改める。」に改める。

同條第四項中「異議の申立をすることができ。」を「前項の通知を受けた日から三十日以内に異議の申立をすることができ。」に改め、同條第五項中「第三項の通知を受けた日から三十日以内にしなければならぬ。」を「文書をもつてしなければならぬ。」に改め、同條第七項中「更正を變更に改める。」を「更正を變更に改める。」に改める。

同條第四項中「異議の申立をすることができ。」を「前項の通知を受けた日から三十日以内に異議の申立をすることができ。」に改め、同條第五項中「第三項の通知を受けた日から三十日以内にしなければならぬ。」を「文書をもつてしなければならぬ。」に改め、同條第七項中「更正を變更に改める。」を「更正を變更に改める。」に改める。

同條第四項中「異議の申立をすることができ。」を「前項の通知を受けた日から三十日以内に異議の申立をすることができ。」に改め、同條第五項中「第三項の通知を受けた日から三十日以内にしなければならぬ。」を「文書をもつてしなければならぬ。」に改め、同條第七項中「更正を變更に改める。」を「更正を變更に改める。」に改める。

同條第四項中「異議の申立をすることができ。」を「前項の通知を受けた日から三十日以内に異議の申立をすることができ。」に改め、同條第五項中「第三項の通知を受けた日から三十日以内にしなければならぬ。」を「文書をもつてしなければならぬ。」に改め、同條第七項中「更正を變更に改める。」を「更正を變更に改める。」に改める。

同條第四項中「異議の申立をすることができ。」を「前項の通知を受けた日から三十日以内に異議の申立をすることができ。」に改め、同條第五項中「第三項の通知を受けた日から三十日以内にしなければならぬ。」を「文書をもつてしなければならぬ。」に改め、同條第七項中「更正を變更に改める。」を「更正を變更に改める。」に改める。

同條第四項中「異議の申立をすることができ。」を「前項の通知を受けた日から三十日以内に異議の申立をすることができ。」に改め、同條第五項中「第三項の通知を受けた日から三十日以内にしなければならぬ。」を「文書をもつてしなければならぬ。」に改め、同條第七項中「更正を變更に改める。」を「更正を變更に改める。」に改める。

同條第四項中「異議の申立をすることができ。」を「前項の通知を受けた日から三十日以内に異議の申立をすることができ。」に改め、同條第五項中「第三項の通知を受けた日から三十日以内にしなければならぬ。」を「文書をもつてしなければならぬ。」に改め、同條第七項中「更正を變更に改める。」を「更正を變更に改める。」に改める。

同條第四項中「異議の申立をすることができ。」を「前項の通知を受けた日から三十日以内に異議の申立をすることができ。」に改め、同條第五項中「第三項の通知を受けた日から三十日以内にしなければならぬ。」を「文書をもつてしなければならぬ。」に改め、同條第七項中「更正を變更に改める。」を「更正を變更に改める。」に改める。

(二) 種の事業をあらわして行つた場合における事業税額の算定)

第七百四十七條の二 個人が第一種事業と第二種事業とをあらわして行つた場合においては、その納付すべき事業税の課税標準とすべき所得金額は、これらの事業を通じて算定するものとし、この場合における事業税額は、所得金額をそれらの事業のそれぞれの総売上金額にあつた額に当該事業に対する各税率を適用して得た額の合算額とする。

第七百五十一條を次のように改める。

(事業税の徴収の方法)

第七百五十一條 事業税の徴収については、個人の行つた事業に対するものにあつては普通徴収の方法により、法人の行つた事業に対するものにあつては申告納付の方法によらなければならない。

同條の次に次の一條を加える。

(個人の事業税の徴収の手続)

第七百五十一條の二 事業税を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合において納税者に交付すべき徴収令書は、遅くとも、その納期前十日までに納税者に交付しなければならない。

第七百五十二條の見出し中「事業税を個人の事業税」に改め、同條中事業税の納税義務者を「個人の行つた事業に対する事業税の納税義務者(二)以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う者を除く。」に改める。

同條の次に次の一條を加える。

(二)以上の道府県において事業を行う個人の申告又は報告の義務)

第七百五十二條の二 (二)以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人は、事業税の賦課徴収に關し地方財政委員会規則の定めるところによつて関係道府県知事に申告し、又は報告しなければならない。

第七百五十三條の見出し中「事業税を個人の事業税」に改め、同條第一項中前條を「第七百五十二條又は前條に改め、同條第二項中法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人若しくは人の業務を人の業務に、法人又は人に對し」を「人に對し」に改める。

第七百五十四條の見出し中「事業税を個人の事業税」に改め、同條第一項中「事業税の納税義務者」を「個人の行つた事業に対する事業税の納税義務者」に改め、「第七百五十二條の下に又は第七百五十二條の二」を加える。

同條第三項中前項を「第二項」に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

同條の次に次の四條を加える。

(法人の事業税の申告納付)

第七百五十四條の二 事業税の納税義務がある法人は、左の各号に掲げる所得(第七百四十九條第一項の本業を行つたものにあつては、収入金額とする。以下法人の行つた事業に對する事業税について同様とする。)又は清算所得に係る事業税を、当該各号に定める期間内に申告納付しなければならない。

一 各事業年度の所得について、各事業年度の終了の日から二月

二 解散した場合の清算所得については、残余財産が確定した日からその分配の日の前日までの間、但し、残余財産を數回に分けて分配する場合においては、そのたびごとに各分配に係る残余財産が確定した日からその分配の日の前日までの間

三 合併した場合の清算所得については、合併の日から二月

3 前項第一号の場合において法人がすべき申告納付は、確定した決算に基いてしなければならない。但し、災害その他やむを得ない事由に因つて決算が確定しないため同号の期間内に申告納付することができない場合においては、地方財政委員会規則で定める手続によつて、事務所又は事業所所在地の道府県知事(二)以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事の承認を受けて、その決算確定の日から二十日以内に申告納付することができる。

3 第一項の場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、地方財政委員会規則で定める様式によつて、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及びその所在地並びに所得金額(第七百四十九條第一項の事業税を行う法人にあつては、収入金額とする。以下法人の行つた事業に對する事業税について同様とする。)又は清算所得金額及び事業税額を記載するとともに、これに財産目録、貸借対照表、損益計算書、貸借対照表若しくは損益計算書を作成するに要しない法人にあつては、これらに準ずるものをいう。)又は清算に關する計算書及び当該事業年度の所得金額又は清算所得金額に關する計算書を添附しなければならない。

4 事業を行う法人は、各事業年度において納付すべき事業税がない場合においても、前三項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

5 外国法人に對する第二項但書、第七百六十三條の六第二項、第七百六十三條の七第一項から第四項まで及び第六項並びに第七百六十四條第三項の規定の適用については、これらの規定中主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事とあるのは、この法律の施行地において行つた事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事とする。

(法人の事業税の修正申告納付)

第七百五十四條の三 前條の規定によつて申告書を提出した法人は、申告書提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、地方財政委員会規則で定める様式によつて、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正に因り増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(法人の代表者等の自署及び押印の義務)

第七百五十四條の四 第七百五十四條の規定による申告書又は前條の規定による修正申告書(申告書等)という。以下本條及び第七百五十四條の五において同様とする)には、法人の代表者(二人以上)の者が共同して法人を代表する場合においては、その全員が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。但し、法人の代表者が二人以上ある場合(二人以上の者が共同して法人を代表する場合を除く)においては、これらの者のうち、社長、理事長、専務取締役、常務取締役その他の者が申告書等の作成の時において法人の業務を主宰している者が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。

2 前項の申告書等には、同項の代表者の外、法人の役員及び職員のうち申告書等の作成の時において当該法人の経理に關する事務の主席の責任者である者が自署し、且つ、自己の印を押さなければならない。この場合において、その申告書等の記載が自己の意見に反するときは、その旨を申告書等に記載しなければならない。

3 前二項の規定によつて申告書等に自署し、且つ、自己の印を押さなければ、外国法人にあつては、この法律の施行地にある資本金又は

による決定の通知をした日までの期間

四 前号の規定に該当する場合において第七百六十二條の二第三項の規定による更正があつたときは、当該更正に因る不足税額については、申告書の提出期限の翌日から同條第四項の規定による更正の通知をした日までの期間

3 道府県知事は、申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告の提出があつた場合において、その提出が当該納税者に係る事業額について道府県知事の調査による決定又は更正があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、当該修正申告に係る過少申告加算金額を徴収せず、又は当該申告に係る税額若しくは当該修正申告に因り増加した税額にそれぞれ百分の五の割合を乗じて計算した額に相当する額を前項の規定によつて計算した不足申告加算金額から減額する。

4 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不足申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならぬ。

(法人の事業額の加重算金)
第七百六十三條の五 前條第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、且つ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づ

いて申告書又は修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同項の過少申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき更正に因る不足税額又は修正に因り増加した税額が二百円以上であるときは、その不足税額又は修正に因り増加した税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する加重算金額を徴収しなければならない。

2 前條第二項の規定に該当する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、道府県知事は、同項の不足申告加算金額の外、その計算の基礎となつた税額が二百円以上であるときは、その税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する加重算金額を徴収しなければならない。

一 前條第二項第一号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、且つ、その隠蔽し、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

は、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、且つ、その隠蔽し、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

3 道府県知事は、前二項の規定に該当する場合において申告書又は修正申告書の提出について前條第三項に規定する事由があるときは、当該申告に係る税額又は当該修正申告に因り増加した税額を基礎として計算した加重算金額を徴収しない。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき加重算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(二)以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の申告納付)
第七百六十三條の六 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が第七百五十四條の二又は第七百五十四條の三の規定によつて事業額を申告納付し、又は修正申告納付する場合においては、当該事業に係る所得金額又は清算所得金額の総額を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準とし、関係道府県ごとに事業額を算定して、これを申告納付し、又は修正申告納付するとともに、所得金額又は清算所得金額の総額に關する計算書及び分割に關する明細書を関係道府県知事に提出しなければならない。

の場合においては、所得金額又は清算所得金額の総額及びこれを関係道府県に分割した額を申告書又は修正申告書に記載しなければならない。

2 前項の場合においては、当該事業を行う法人は、同項の規定によつて主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出した書類の写を当該道府県知事を經由して地方財政委員会に提出しなければならない。

3 第一項の規定による分割は、第七百五十四條の二又は第七百五十四條の三に規定する申告書又は修正申告書に記載された関係道府県内に所在する事務所又は事業所について、電気供給業、ガス供給業、運送業のうち地方鉄道事業及び軌道事業並びに倉庫業にあつては所得金額又は清算所得金額の総額の二分の一を当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、他の二分の一を当該事務所又は事業所の従業員の数にあん分して行い、その他の事業にあつては所得金額又は清算所得金額の総額を当該事務所又は事業所の従業員の数にあん分して行ふものとする。

4 前項の場合において、固定資産の価額は、事業年度(清算所得金額については、解散の日)の属する事業年度の末日現在における価額とし、従業員の数は、事業年度に属する各月の末日現在における従業員の数を合計した数とする。

5 第三項の場合において、固定資産の価額は、事業年度中に固定資産の全部又は一部が地震、水火

災その他の事由に因り滅失し、又はその所在が他の道府県に移動したときは、前項の規定にかかわらず、事業年度に属する各月の末日現在における価額の合計額とする。

6 法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて、電気供給業、ガス供給業、運送業のうち地方鉄道事業及び軌道事業並びに倉庫業とその他の事業とをあわせて行う場合における第三項の規定の適用については、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割の方法によつて当該法人の事業の所得金額又は清算所得金額を分割するものとする。

7 この法律に定めるものを除く外、所得金額又は清算所得金額の分割に關する必要事項は、地方財政委員会規則で定める。

(二)以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う場合の申告納付に關する更正又は決定)
第七百六十三條の七 前條第一項の所得金額若しくは清算所得金額の総額又は関係道府県ごとに分割された若しくは分割されるべき所得金額若しくは清算所得金額について第七百六十二條の二第一項から第三項までの規定によつてすべき更正又は決定は、地方財政委員会の指示に基づいて主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が行

された若しくは分割されるべき所得金額若しくは清算所得金額の更正又は決定の必要があるとき、その事由を記載した書類を添えて、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に經由して地方財政委員会に對し、その指示を請求しなければならない。この場合において、所得金額又は清算所得金額の更正に關する指示の請求は、更正されるべき所得金額又は清算所得金額に係る事業税の申告書又は修正申告書を受理した日から三十日以内にしなければならない。

3 主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、前項の請求に係る書類を受け取つた場合においては、その書類を受け取つた日から三十日以内に、その意見を附けて、これを地方財政委員会に送付しなければならない。

4 地方財政委員会は、前項の書類及び意見の送付を受けた場合において、前條第一項の所得金額若しくは清算所得金額の總額又は関係道府県ごとに分割された若しくは分割されるべき所得金額若しくは清算所得金額の更正又は決定の必要があるとき、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に對し、その更正又は決定の指示をしなければならない。この場合においては、更正又は決定の必要がないと認めるときは、その旨を通知しなければならない。

から二月以内にしなければならない。但し、特別の事情がある場合においては、この限りでない。

6 主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、第一項又は第四項の指示を受けた場合においては、前條第一項の所得金額若しくは清算所得金額の總額又は関係道府県ごとに分割された若しくは清算所得金額を更正し、又は決定してその旨を関係道府県知事に通知するとともに、地方財政委員会に報告しなければならない。この場合においては、関係道府県知事が課すべき事業税に係る更正又は決定は、それぞれ関係道府県知事がした更正又は決定とみなす。

（事業税に係る地方財政委員会事務局の職員の質問検査権）
第七百六十三條の八 第七百四十五條第七項又は前條の場合において、地方財政委員会事務局の職員が指定する者は、事業税の課税標準の変更又は更正若しくは決定並びにその分割の調査のために必要があるときは、左に掲げる者に質問し、又は第二号若しくは第二号の者の事業に關する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務がある者
二 前号に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
三 前二号に掲げる者以外の者で当該事業税の賦課徴収に關し直接關係があると認められる者

3 前項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（地方財政委員会事務局の職員の行方検査拒否等に関する罪）
第七百六十三條の九 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に處する。

一 前條第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
二 前條第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者
三 前條の規定による地方財政委員会事務局の職員の質問に對し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金を科す。

第七百六十四條の見出し中「事業税の賦課を『事業税の賦課等』に改め、同條第二項中『前項の徴税命令』を『第一項の徴税命令又は第二項の通知』に、同項の徴税命令の交付』を『第一項の徴税命令の交付又は第二項の通知に改め、徴税命令の交付』の下に又は通知』を加へ、同條第三項 第五項及び第七項中「第一

項の下に『及び第二項を加へ、第二項を第六項とし、以下四項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項から第五項までとして次の四項を加へる。』
2 第七百六十二條の二又は第七百六十三條の四若しくは第七百六十三條の五の規定によつて更正若しくは決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定の通知を受けた者は、当該更正若しくは決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定について違法又は錯誤があると認める場合においては、その通知を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることが出来る。

3 前項の場合においては、二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得金額又は清算所得金額の更正又は決定に係る異議の申立は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県にすることとする。

4 第一項又は第二項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

5 第三項の規定によつて主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事にすべし、第五項の規定による異議の申立に對する当該道府県知事の決定は、地方財政委員会の指示に従つてしなければならない。

第七百六十五條第一項中「納期限」の下に「（法人の行う事業に對する事業税について更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をいう。以下法人の行う事業に對する事業税について同様とする。）」を加へる。

する事業税について同様とする。』
第七百六十七條第三項中「前項」を「第二項に改め、第八項中「第六項」を「第七項に改め、第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加へる。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第七百七十八條第二項中「前項の道府県知事の定めるところによる。」を「地方財政委員会規則の定めるところによつて、前項の道府県知事が関係道府県内に所在する業務所又は事務所について同項の所得金額の總額を当該業務所又は事務所の従業者の數にあん分して定める。この場合においては、従業者の數は、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の數を合計した數とする。」に改める。

同條第四項中「異議の申立をすることが出来る。」を「前項の通知を受けた日から三十日以内に異議の申立をすることが出来る。」に改め、同條第五項中「第三項の通知を受けた日から三十日以内にしなければならない。」を「文書をもつてしなければならない。」に改め、同條第七項中「更正」を「変更」に改める。

同條の次に次の一條を加へる。
（特別所得税に係る地方財政委員会事務局の職員の質問検査権）
第七百七十八條の二 前條第七項の場合において、地方財政委員会事務局の職員で地方財政委員会委員長が指定する者は、特別所得

税の課税標準の変更の調査のために必要があるときは、左に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査することが出来る。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に規定する者に金銭又は物品を交付する義務があると認められる者

三 前号に掲げる者以外の者で当該特別所得税の賦課徴収に關し直接關係があると認められる者

2 前項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならぬ。

(地方財政委員会事務局の職員が行う検査報告等に関する罪)

第七百七十八條の三 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

第七百八十三條中「特別所得税の納税義務者」の下に「(二)以上の道府県において業務所又は事務所を設けて業務を行う者を除く。」を加える。

(二)以上の道府県において業務を行う者の申告又は報告の義務)

第七百八十三條の二 (一)以上の道府県において業務所又は事務所を設けて業務を行う納税義務者は、特別所得税の賦課徴収に關し地方財政委員会規則の定めるところによつて関係道府県知事に申告し、又は報告しなければならない。

第七百八十四條第一項中「前條を「第七百八十三條又は前條」に改める。

第七百八十五條第一項中「第七百八十三條の下に」又は「第七百八十三條の二」を加え、第三項中「前項を」第二項に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第七百九十五條第二項中「前項を」第二項に改め、同項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項

の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第七百九十五條第二項中「前項を」第二項に改め、第八項中「第六項を」第七項に改め、第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律中に特別の定めがある場合を除く外、市町村民税に關する改正規定中法人税割に關する部分及び事業税に關する改正規定中法人の行う事業に對する事業税に關する部分については昭和二十六年一月一日の附する事業年度分から、その他の部分については昭和二十六年年度分の地方税から適用する。但し、固定資産税に關する改正規定中第三百八十九條第一項に關する部分は、昭和二十七年年度分から適用するものとする。

2 昭和二十五年年度分以前の地方税(法人の行、事業に對する事業税

にあつては、昭和二十六年一月一日の屬する事業年度の直前の事業年度以前の分)については、なお、従前の例による。

3 改正後の第十一條の二及び第十一條の三の規定は、この法律の施行後に納期限が到来した地方団体の徴収金から適用する。

4 改正後の第十五條の規定は、この法律施行の際、改正前の地方税法の規定によつて交付を求めている地方団体の徴収金と国の徴収金との間における徴収の順位は決定から適用する。この場合において、国税の督促手数料は、国税の滞納処分費となして改正後の第十五條第四項及び第五項の規定を適用する。

5 地方団体は、納税者又は特別徴収義務者が改正後の第十六條の二第二項各号の一に該当する事由その他相當の事由があり、その徴収され、納付し又は納入すべき昭和二十四年度分以前の地方税(法人にあつては昭和二十五年一月一日の屬する事業年度の直前の事業年度以前の分)に係る地方団体の徴収金を一時に徴収され、納付し又は納入することが困難であると認められる場合において、当該納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体の徴収金の徴収予を申請したときは、同條の規定にかかわらず、その困難であると認められる金額を限度として、二年以内の期間を限つて徴収予をすることができ、この場合においては、その徴収予は、分割徴収の方法によ

ることを妨げない。

6 前項の規定による徴収予は、改正後の第十六條の二第二項の規定による徴収予とみなして、改正後の第十六條の三から第十六條の五までの規定を適用する。但し、その徴収予に係る金額が四万円をこえ、且つ、当該金額の徴収を確保するために必要があると認められる場合に限り、その徴収予をする金額を限度として相當の担保を徴収することができるとし、改正後の第十六條の五の規定の適用については、当該徴収予のうち改正後の第十六條の二第二項第一号又は第二号に該当する事由に因るものをこれらの規定による徴収予とみなす。

7 改正後の第十六條の四第五項の規定の適用については、国税徴収法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第 号)による改正前の国税徴収法の規定による国税の督促手数料は、国税の滞納処分費とみなす。

8 昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間において事業年度が終了する法人の当該事業年度の所得及び清算所得に係る事業税に關し、改正後の第七百五十四條の二第二項第一号中「各事業年度の終了の日から二月」、同項第二号中「残余財産が確定した日」からその分配の日の前日までの間」及び「各分配に係る残余財産が確定した日」からその分配の日の前日までの間並びに同項第三号中「合併の日から二月」とあるのは、そ

れざれ「昭和二十六年四月一日から五月三十一日まで」と読み替へるものとす。

9 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお、従前の例による。

10 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第三号の次に次の一号を加へる。

三、二 北海道府県市町村其ノ他ノ公共団体ニ於テ地方税法

第十六條ノ三第一項及第二項ノ規定ニ依ル抵当權ノ取得並

同條第四項ノ規定ニ依ル差押ノ解除ニ關スル登記

11 取引所税法（大正三年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二條中「營業税ノ附加税」を附加価値税（昭和二十七年一月一日ノ課スル事業年度ノ直前ノ事業年度以前ニ於テハ事業税）に改める。

12 行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六條第三項中「国税に次ぐ順位又は」を「国税及び地方税に次ぐ順位又は地方税以外の」に改める。

13 自作農創設特別租税法の一部を次のように改正する。

第四十四條の四を次のように改める。

第四十四條の四 政府が第三條、第十五條、第三十條第一項、第三十三條第二項（第四十條の五

第一項において準用する場合を含む）、第三十六條、第三十七條若しくは第四十條の二の規定による買収、第二十八條の規定（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む）の規定による買収又は自作農創設特別租税法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に關する政令（昭和二十五年政令第二百八十八号）第二條の規定による譲受若しくは同令第八條の規定による買取に因つて取得した土地又は建物に對し地方税法第三百四十三條の規定によつてその取得の際における当該土地又は建物の所有者に關定資産税が賦課されたときは、その取得の時の後における当該土地若しくは建物の使用者又は第十六條（第二十八條第四項、第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む）第二十八條第三項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む）の規定による当該土地若しくは建物の譲渡を受けた者若しくは第四十一條第一項の規定による当該土地の売渡を受けた者は、政令の定めるところにより、当該土地又は建物の所有者に当該固定資産税の全部又は一部に相當する金額を支拂わなければならない。

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

地方税法の一部を改正する法律案に對する修正案

一條第一項及び第二項の改正規定は、昭和二十五年分より適用する。

2 予防接種法等による国民負担の特例等に関する法律（昭和二十五年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中昭和二十五年分の下に「及び昭和二十六年を加え、同條第六分を次のように改める。

六、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十二條（同法第五十條第二号の費用に關する部分に限る。）第三号、第六号及び第七号並びに第五十一條第一号の費用に關する部分に限る。）及び第五十五條

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔附屬案三郎君増補〕

○附屬案三郎君増補
ました地方税法の一部を改正する法律案につき、その内容及び地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、現行の地方税法は、国税の改革と相ましまして地方税の上に一大改革を断行し、地方財政の確立に資するとともに、国民負担の合理化並びに均衡化をはかんとする画期的立法でありまして、同法案が国民法議のうちに昨年三月開会に提出せられましたから、第七、第八兩開会における自然的な論議を経て、ようやく成立

を見るに至りました。さうにつきましては、諸君の御記憶に新たなところでありまして、この新地方税制度は、昨年八月実施以来、住民の理解ある協力と、地方団体当局の不断の努力によりまして、逐次その本来の目的を達成し、地方自治の発展に寄與して参つたのであります。何分にも汎汎として参つたのであります。本格的な改革と云ふものでもありません。その施行後の実績に見ましても、負担の合理化及び事務の効率化の見地から若干の改正を必要と認められたのであります。折衝、先般シャープ第二次勧告が公表せられ、新税制に對する貴重な批判と示唆もありましたので、今般政府は、これらの諸点を参考とし、さしあたり負担の均衡と徴収制度の改善を目的として本改正案を提出いたしましたのであります。なおまた、本案の提案後に国税徴収法の一部を改正する法律案が国会に上程される運びとなりまして、閣下、地方税の徴収方法におきましても、徴収猶予、同族会社の納税義務、繰上げ徴収等につき同一の取扱ひをいたす趣旨をもちまして、政府は本案に對する修正を追加提案いたしましたのであります。

以下、政府原案の内容につき簡単に御説明申し上げます。

まず第一は附加価値税の改正であります。御存じのように、本税はまつたて、新地方税中におそらく最も多くの論議が加えられて参つたのであります。が、来年度より事業税にかわつて実施に移されるに先だちまして、これらの論議をも参照いたし、次の諸点の改正を加えたのであります。

その一点は、課税標準である附加価値の算定方式が、現行法では、企業の一定期間における総売上金額から、他の企業に支拂う支出金額を控除する、いわゆる控除法によることとなつてゐるものであります。が、青色申告をなす法人に限り、その選択によつて、当該期間における所得、給與、利子、地代及び家賃の合計額をもつて課税標準とすることとし、法人に對し便宜な方法を許すこととしてゐるのであります。

その二点は、控除法による場合、本税の実施後に取得した固定資産については、購入代金を一度に支出金額として差し、五年間赤字の繰越しを認めてゐるのに対して、実施前に取得した固定資産については、控除の対象としてゐないものであります。かくては企業間の均衡を失ふこととなりまして、後者にもその残存価値について減価償却を認め得るよう改正したのであります。その他二以上の道府県に事務所等を設けている法人または個人の附加価値額の基礎となる課税標準額について、その分割方法を簡便化したこと、現事業年度または現年度の見たみに基づく概算申告納付について更正決定を行ふことができるように改正したことなどでありまして。

次に第二の市町村民税の改正であります。その一点は、法人に對する市町村民税は均等割のみを課することと町税を課することとしてのを、新たに法人割を課するにしたいことを、現行の個人に對する市町村民税の所得割においては、配当所得は課税の対象となつていないのであります。

が、これを源泉課税するべからざるを、また個人及び法人間の不均衡を是正する趣旨をもつて新たに設けたのであります。これによりまして、一初年度約四十億円の収入を見込んでゐるのであります。

その二点は、給與所得について源泉徴収の方法を採用することができるとした点であります。一般の給與所得者にとりましては、市町村民税をまとめて納付することは非常な苦痛を伴うことであるので、市町村が給與の支拂者に徴収を委託できる道を開いて、所得税に準じた取扱ひができるように改正いたしましたのであります。

その三は、法人等が一市町村に二以上の事務所または事業所を有する場合、これらを、納税義務者として取扱うこと、新たに年齢六十五歳以上の少額所得者を非課税としたことであります。

その四は、所得割の課税標準として課税総所得金額を採用する場合、財政上特別の必要があれば、課税総所得金額から基礎控除額のみを控除したものを、すなわち扶養控除等を行ないものを課税標準とするのができ、所得割の負担割合を定めることができるようにしたことをあげます。その他納期の変更、報償金の額の引上げ等の改正が加えられてあります。

次に固定資産税の改正であります。その一は、庶民住宅等、国や地方団体の所有する、課税の使用者に對する課税を廃止することとした点であります。その二は、償却資産に對する固定資産税の免稅点を、一万円から三

万円に引上げたことであります。その他船舶、車両等の価格決定額の一部を知事に移すこと、納期に若干の変更を加えたこと、固定資産評価審査委員会の委員の定数を十五名まで増員し得ることとしたことなどの改正を行つておるのであります。

次に第四として事業税の改正につきましては、法人に申告納付の制度を採用するとともに、二以上の道府県におかつて事業を行う法人の課税標準について、分割基準を簡便化して、その徴収の遅延を防止しようとしたことであります。

第五には、自納税として国民健康保険税を創設したことあります。御承知のごとく、国民健康保険法を施行する市町村は、保険料を徴収して事業をまかすて参つたのであります。が、その徴収成績が芳しくなく、運営困難のため、市町村の一般財政に多大の重圧を加へてゐる現状でありますので、この保険料にかえて本税目も創設することとなつたのであります。従いまして、住民に新たな負担を加へるものではないのであります。

なお以上のほか、国税と地方税との徴収順位を、差押えの場合同順位によることとし、それらの伊達額に按分して收納することとしたこと、並びに罰則において狩猟者税、自転車税、荷車税等の体罰を廃止したことなどでありまして、

なお政府修正によつて追加せられた改正について、その内容を簡単に御説明いたしますと、修正の第一点は、納税者等が被災、盗難、火災等による他所定の事由によつて一時に納税す

る場合に、その納税額を減額することとしたこと、

第二点は、納税者等が被災、盗難、火災等による他所定の事由によつて一時に納税する

る場合に、その納税額を減額することとしたこと、

第三点は、納税者等が被災、盗難、火災等による他所定の事由によつて一時に納税する

ることが困難であるときは、一年以内に限り徴収を猶予し得る制度を設け、納税者の苦痛を緩和しようとしたことである。

第二点は、納税者または特別徴収義務者が滞納した場合、その所有する同族会社の株式または出資が換価不能であり、かつ滞納者の他の財産について、滞納処分をして徴収できないときは、当該同族会社に納税義務を負わせることとして、脱税目的で同族会社を設立、維持することを防止しようとしたことである。

第三点は、滞納者が差押えを免れる目的をもって、親族その他特殊関係者または同族会社に故意に財産を贈與し、または不当に低い価格で譲り渡し、しかも滞納者の他の財産について滞納処分をして徴収できないときは、その財産の買得者に対して納税義務を負わせることとし、詐害行為防止をはかつたことである。

第四点は、納税者等が納税管理人を設けず、当該地方団体の区域内に住所や事務所等を有しなくなるときは、繰上げ徴収ができるものとしたのである。

最後に、御承知のごとく租税特別措置法の改正に伴い、所得税におきまして、公社債、銀行預金などの利子及び合同運用信託の利益につき、納税義務者の選択に従つて他の所得から区分し、支拂の際に五割の税率を適用し

得る、いわゆる源泉徴収制度が創設せられることとなつたのであります。その趣旨を徹底するため、地方税でありする市町村民税におきましても、その課税された利子所得分につきましては非課税の措置を講ずることに改めておるのであります。

以上が、政府提出の改正案の大要であります。

本法案は、二月二十六日付託となり、三月二十七日、岡野閣務大臣より提案理由の説明を聴取いたしました後、まず総括的審議を行い、次いで逐條審議に入つたのであります。が、三月二十日には、本案に対する政府の修正が本院の承認に基いて追加せられたので、引続きその修正部分についても審議を行つたのであります。この間、三月九日には公聴会を開いて、七名の公述人から意見を徴するなど、審議の慎重を期して参つたのであります。委員会における質疑応答及び公聴会の公述の内容につきましては、詳細は会議録によつてごらんを願ふこととしたし、ここには、そのおもな論点の二、三を御紹介することにしたいと思います。

まず総括的質疑におきましては、今次の地方税法の改正は單なる事務的改正の範囲を出ないと思はれるが、政府はこの程度の改正をもつて、地方財政の現下の窮状を打開するに十分であると考へてゐるか、また地方税とともに地

方財政の根本である平衡交付金並びに地方起債の制度をこのままに放置してよいのであるか、これに根本的改正を加へ、税制の円滑な運営に資する必要を認めないものであるか、地方財政全般との関連において質疑が進められたのであります。ことに平衡交付金の増額、起債のわくの拡大、災害復旧費の全額国庫負担等、國に對して地方が要するに來た諸般の方策がほとんど實現を見ず、地方税に對してのみ徴収強化のための改正を行ふとするのは、地方財政に對する認識に大なる誤りがあるとする論議が多かつたのであります。これに對しまして政府は、平衡交付金の増額、起債のわくの拡大など、いづれもその必要を認め、實現に努力したのであるが、國の財政力より見て、さしあたり現在の程度をもつて満足するはなかつたのであり、また地方税法の改正については、できる限り前国会の論議をしのぎ、シャープ第二次勧告の示唆をも導入し、かつまた実施後の実情をも検討して根本的な改正に手を染めたいと考へたのであるが、新税法は何分にも膨大な内容を持つておるものであり、加うるに実施後日なお残したため、その成果を十分に把握、検討するに至つていないこと、並びに地方行政調査委員會議の勧告に基く地方制度の改革、すなわち事務の再配分等が實現を予想せらるる関係上、これと並行して地方と國とを通

ずる税制の根本的改革を實施する必要があることなどを勸告として、抜本的改正を將來に期することとし、今回は主として事務的改正の程度にとどめた次第である旨を答弁してゐるのであります。なおまた、政府の改正方針が主として徴収者の意向を偏重し、納税者側の立場に對する顧慮を欠いてゐるのではないかといふのに対し、政府側では、たとえば附加価値税における源泉徴収の實現、あるいは固定資産税における使用者課税の廃止、免租点の引上げなど、いづれも、もつぱら、あるいは主として納税者側の利便ないし利益を考慮した改正である旨を答弁してゐるのであります。

次に逐條質疑におきましては、附加価値税につきましては新たに加算法を採用した結果、控除法をとる場合とのアンバランスの問題が生じないかといふのに対し、固定資産の取得の場合に、控除法は購買代金を一時に控除するのに対し、加算法は何年かに分割して控除することとなるので、一時的に不均衡と見られるが、これを長年にわたつて観察するならば、兩者の間にさしたる相違は認められない旨、政府側は答弁してゐるのであります。

次に市町村民税における改正につきましては、特に給與所得に對する源泉徴収法の採用が、給與所得者に對する便益といふよりは、むしろ重圧とな

り、徴収者の利益のみを保護し、かつ事業所得との間に現存する税額の不均衡を隠蔽するがごとき結果とならぬかなどの点が論議せられたのであります。法人税制の新設につきましては、個人との均衡上当然とする意向が多かつたその税率をいさしく引上げるべきである、さらに進んで、これによつて個人の所得割の税率引下げをはかるべきであるなどの意見も少なくなつたのであります。

次に國民健康保險税の創設に關しましても、健康保險事業が社会保険制度の一環である性質から見て、これを目的税の對象とする点に疑義があるとする意見、その税額の最高限度一万五千円は、従来の保險料金に比して低きに失しないかといふ見解もあつて、種々論議が行われたのであります。

なお修正追加せられた部分につきましても、徴収猶予の恩恵を、納税者のみならず特別徴収義務者にまで及ぼすことは、税金の流用を認めるような結果となり、また地方団体と大企業等との間の紛争の原因となりはせぬか、同族会社などといふことを問はず、納入、納付義務者以外の者にその納税の責任を追究することは、基本的な権とも關係するので、その適用せらるる場合を一層厳密に規定する必要があるのではないかなどといふ点が問題となつたのであります。その他細部にわたつて慎重審議が行わ

れたのでありますが、委員会の空気
といたしましては、党派の別なく、今
次の改正は十分であり、さらに根本
的な点に改正を加えるべきであるとす
る見解が有力であつたのであります。
かような見解に基き、三月二十七日、
国民民主党、日本社会党並びに自由
の三党の委員の共同提案として、次
のごとき修正案が提出せられたので
あります。

修正案の要旨を御説明申し上げます
と、その一点は、遊園飲食税に關しま
して、大学を除く学校の行事として行
われる幼児、児童または生徒の修学旅
行の場合の旅館などにおける飲食及び
宿泊を非課税といたしたこと、その二
点、市町村民税に關しまして、国民
健康保険組合など社会保険に關する各
種組合並びに政令で限定する農業協同
組合及び各種の協同組合の非課税事
業に非課税といたしたこと、その三
点、同じく市町村民税に關しまして、
個人の均等割を一律に百円ずつ引
下げることにしたこと、その四
点、同じく市町村民税に關して、新に
設けられました法人税割について、政
府原案の課税率百分の十を百分の十
五に、制限税率百分の十一を百分の十
六にそれぞれ引上げること、その五
点、事業税につきまして、政令で定
める新聞事業と、農業協同組合等、企
業組合以外の各種の協同組合及び森林
組合のうち、政令で限定するものの行

う事業を非課税とすること、以上五
点であります。

右の修正案並びに原案につきまし
て、同日討論を行いましたところ、自
由党の龍野委員並びに国民民主党の床
次委員よりは、修正案並びに原案に賛
成、日本社会党の門司委員よりは修正
案に賛成、原案に反対、日本共産党の
立花委員よりは修正案、原案ともに反
対討論があり、次いで採決を行いました
ところ、多数をもつて修正案並びに
修正部分を除く原案が可決せられ、よ
つて本案は修正議決せられた次第であ
ります。

次に議題となりました地方財政平衡
交付金法の一部を改正する法律案に關
する地方行政委員会における審議の経
過及び結果の概要を御報告申し上げます。

昨年創設されました地方財政平衡交
付金制度は、地方税法と相並んで地方
財政確立の大きな支柱となつておりま
す。何分またたく新しい制度であ
ります。その理想実現のためには、
は、なお多くの改善の余地があり、絶
えざる研究を必要とするのであります
が、政府提案の今回の改正案は、さし
あたり必要な二、三の点についてのみ
改正を加えているのであります。

とであります。(簡潔に)と呼ぶ者あ
り)
第二点は、都等の特例について改正
を加えることとあります。これは都に
ついては従来交付金の道府県分と市町
村分の合算額を交付しているものであ
ります。その算定方法について明文
の規定を欠いておりましたので、こ
れを明らかにしたのであります。

第三点は、基準財政需要額の算定に
用いる単位費用は、昭和二十六年
度においても地方財政委員会規則で定
めることとあります。これは法律上は昭和
二十五年限り地方財政委員会規則で
定めることとなつていたのであります
が、標準的な単位費用については、現
在なお研究の段階にあつて、諸般の準
備がその時期に至つていないからであ
ります。

第四点は、厚生労働費にかかる測定
單位に対する地方財政委員会規則の特
例が、昭和二十五年に限りならず、さ
らに昭和二十六年においても設ける
ことができることとあります。

第五点は、昭和二十六年において
も、地方財政法の国費、地方費の負担
区分に關する規定はその適用を停止す
ることとあります。

第六点は、予防接種等による国庫負
担の特例に關する法律の改正であり
まして、昭和二十六年において、
これらの法律に據ける国費、地方費の
負担区分に關する規定はその適用を停
止することとあります。

この第四、第五、第六の諸点の改正
の理由は、いずれも諸般の基礎事情
が、本年度と同様、なお未確定であ
りますので、さらに二年間従来通りに法
の適用をいたそうとするのでありま
す。

本案は、三月十三日、本委員会に付
託され、翌十四日、岡野国務大臣の提
案の説明を聞き、その後数回にわたり
委員会において慎重審議を重ねました
が、詳細はすべて速記録についてこ
うを願ふことといたします。ただ基準
財政需要額の算定に用いる単位費用の
定め方いかんは影響するところが大
きいので、これを地方財政委員会で定
め得ることをさらに一年延長すること
については相當議論があり、民主党の
床次委員は特に発言して、その一年延
長はやむを得ないとするが、地方財政
委員会がその規則を制定するにあつた
ては、当局は十分国会の意見を尊重
し、国会と緊密な連絡をとりつつ理想
案をつくるべきことを政府に求めたの
であります。が、政府はこれに對し、
その意に沿つて善処する旨の答弁があ
つたのであります。

かくて三月二十七日、質疑を終えて
討論に入り、龍野委員は自由党、藤
田委員は国民民主党をそれぞれ代表し
て賛成の意見を述べ、門司委員は日本
社会党、立花委員は日本共産党を代
表して反対の意見を述べられました。

次いで採決の結果、賛成多数をもつ
て政府原案通り可決と議決せられた次
第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林義治) 討論の通告があり
ます。これを許します。門司亮君。

(門司亮君登壇)

○門司亮君 私は、ただいま上讀され
ております地方税法の一部を改正す
る法律案並びに地方財政平衡交付金法
の一部を改正する法律案の二案につ
いて、日本社会党を代表して意見を申
述べたいと思つております。

まず地方税法の一部を改正する法律
案であります。この法律案の内容は、
先ほど委員長の報告にありました
ように、きわめて事務的に取扱われる
面が多いのであります。が、しかし
ながら、地方税法自体が、皆さんの御
承知のように、きわめて時宜に適合した
ものでないといふことは、十分今日ま
でわれわれが申し述べて来た通りであ
ります。従ひまして、私も今日ま
しては、今日の現状において、これ
にでき得る範圍の修正案を出すことが
適當と認めて参りまして、一部修正を
いたして参つたのであります。この一
部修正をいたしましたことは、従来、
ことに市町村民税の課税の対象となつ
ておりましたものが、法人がその所得
割を除かれておつたといふところに個
人の間にきわめて大きな不均衡のあつ
たことは、御存じの通りであります。

従いまして、私どもはこの点に修正をいたしまして、法人に從來かかつておらなかつたものが、政府原案によつては百分の十の課税をいたしておりますが、これを百分の十五に改め、その財源二十億をもつて個人の均等割の軽減をし、さらに從來非課税になつておりました社会的立法でありする例の協同組合あるいは新聞等に対して、これも非課税にすることとしたことは、先ほどの委員長の報告の通りであります。従つて、われわれは、政府原案に對しましては、はなはだ不満足であり、また多くの欠陥を蔵していることは申し述べまでもないのであります。が、このわれわれの主張いたして参りました部分の修正案がいれられましたことにつきましては——この案に對するわれわれの態度をいたしましては、この修正案のいれられたというところを條件といたしまして、さらに將來この法案に對しては、近く行われるであろうところの事務配分の際に徹底的に修正をしなければならぬということとをここに申し述べまして賛意を表するものであります。

次に地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案であります。この法律案は、先ほど委員長の報告にもありましたが、財政需要額並びに地方財政の標準となつております百分の七十を百分の八十に上げるということが、大体この法案の骨子になつて

いるわけでありまして。しかし、現在の地方財政は、皆さん御承知のように、きわめてきゆうくつになつてゐるに、しかも現行法において、地方財政標準需要額あるいは基準財政額というものが百分の七十において算定されておりましたに、平衡交付金の額はきわめて少いことが叫ばれておりますときに、この財政需要額、基準額をおの／＼一〇％ずつ引上げることに、地方財政に及ぼす影響は、きわめて甚大でなければならぬ。すなわち一〇％の財政と基準収入のうち、七〇％だけを基準といたしまして、これらのアンバランスを平衡交付金において交付いたしておりますものが、この基準額が八〇％に切上げられて参りますならば、必然的に地方の財政の面に、大きな、バランスのとれない面ができるということが言えるのであります。すなわち、都市と農村とにおける均衡はますます破れて参りまして、平衡交付金の支給その他に對してもきわめて困難を來すであらうというところは言ひ得るのであります。

また一面行政上の面から考へて参りましても、地方財政の八〇％は基準財政需要額であり、標準税額であるというように考へて参りますと、地方の行政は残り二〇％だけが弾力性を持ち、諸般の事業を行ふことに相なつて参るのであります。今日日本の、こ

とに戦災を受けております都市等におきましては、この政府の算定いたします基準財政需要額、あるいはその他の基準となつておりますものを除いて、そのほかに非常に大きな仕事を持つておるといふことは御存じの通りであります。しかるに、それがわずかに二〇％の範囲内において、それを行わなければならないということになつて参りますならば、一体地方の行政はどういうふうになつて行くかということでありまして。都市の発展もなければ、都市の改革も財政的に行われないうようなはめに陥るであらうということに言ひ得ると思つてあります。こうなつて参りますと、極論いたしますならば、むしろ地方議会というものが、ほとんど不要のような形になつて来る。地方の自治体は、與えられた標準収入を得て、定められた需要額に應じて支出をして行くという性質になつて参りますと、まったく自主性というものになつて参ります。こういうふうな性質というものがなくなつて来て、地方の自治団体は、單に與えられたものの維持管理だけをやつて行けばいいというところになつて、何らの発展性というものもが財政的になくなるといふことを、きわめてわれわれは憂慮するものであります。従いまして、この七〇％から八〇％に上げるというところは、地方公共団体の自主的自律性を財政的に

きわめて大幅に阻害するものであるというところに相なると思ふのであります。次に、この地方財政平衡交付金の測定單位に関する法律案が當然本国会に提案されなければならないことに相なつておるのであります。先ほど委員長の報告にもありました通り、この問題は、昭和二十五年に限り、財政委員会に規則によつてこれが行われておるのであります。従つて、二十六年度は當然法律でこれを定めなければならぬものが、いまだにその法律が出ていないといふことは、明らかに政府の怠慢でなければならぬ。この地方財政の窮乏したて参りますときに、地方の自治体が頼りにしておるものの大部分は、いい悪いは別にいたしまして、地方財政平衡交付金であるといふことは、皆様御存じの通りであります。その地方財政平衡交付金を交付いたします測定單位となるものが、當然法律となつて国会で審議されて、その結果にまたなければならぬものが、依然として政府の怠慢から、地方財政委員会の規則によつて、これが国会にはかられないで行われるといふところに、われわれはきわめて大きな不満を持つものであります。こうした政府の怠慢を、そのままわれわれは認めなければならぬのであります。従つて、申し述べますことはきわめて簡單であります。この地方財政平

衡交付金法の一部改正に關する法律案は、結論的に申し上げるならば、地方の自治体の自主的自律性を財政的にきわめて大幅に抑圧いたしますと同時に、これに附帶しておりまする、政府の怠慢である測定單位に關する法律案を、この法律でこまかそうとする一つの案であることを指摘いたしまして、私はここに反對の意見を申し述べ、次第でございます。(拍手)

○議長(林義朗君) 野村專太郎君。

〔野村專太郎君登壇〕
野村專太郎君 私は、自由党を代表いたしました。ただいま議題となつております兩案のうち、地方税法の一部を改正する法律案につきまして、修正案を含む原案に對し賛成の意見を申し述べたいと思ひます。

申すまでもなく、現行の地方税法は、第七、第八兩国会を通じて、地方行政委員会において、あらゆる観点から熾烈なる論議を展開して慎重審議を重ね、ようやく昨年七月成立を見るに至つたものであります。本法案は、まづたくわが国地方自治確立の上に最も画期的な意義を有する重要立法であります。審議の過程におきましても、大幅な修正を要する声が強かつたのであります。が、諸般の情勢から一応これを成立せしめ、法の實施、運用の成果を見きまつた上根本的検討を加ふることとしたのであつて、この意味からも、われわれはいたしましては、その

後の情勢に重大なる関心をもちて監視して参つたのであります。

しかるに、今回政府においては、本法施行後の運営状況に徴し、かつシャウ第二次報告の示唆をも参照し、主として地方税負担の均衡化と、地方税徴収制度の改善をはかることを目的とし、かつその限度において地方税法の一部改正の提案をなし、なお本案提出後、政府は徴収方法に、国税における改正と歩調を合せるため若干の改正を追加したものであります。その大部分は、さきの国会の法案審議にあつて強く要望された事項でありますので、ここにあらためて一々論議するまでもない、きわめて当然の改正と存するのであります。よつてわれわれは、政府原案に盛り込まれた限りの内容につきましては、もちろん賛意を表するにやぶさかでないものであります。ただ惜しむらくは事務的改正にとどまり、本質的改正に及んでいないのであります。率直に言へば、政府が提案に至るまでの努力は多としますが、われわれとしては、むしろ修正部分について大なる期待をかけたのであります。

しかし新地方税法は、その内容があまりにも汎汎であり、かつその改革がきわめて根本的でありました関係上、その実施によつて得らるべき徴収の程度、また新設、改定による住民の負担の關係から、国民経済全般に及ぼすべき影響についても、実施以前にあつては十分なる見通しを持ち得なかつたのでありまして、実施後の今日も、法の実施が年度中途であつた関係もありまして、いまだその実績を十分に把握する段階に至つていないことも一応事実でありましよう。従ひまして、政府が根本的改革の必要を感じながら、しかもその実施を地方行政調査委員会の勧告の実現せらるる時期に譲らんとしている態度も、十分了とせられるのであります。

しかしながら、法案審議の当時より強く問題となつておりました諸種の修正意見中には、法の実施後の成果を見るまでもなく、他からいかなる情勢の變化があるといたしましても、一日もすみやかに実現せしめて、国民負担の軽減または均衡化をはからなければならぬものが多々あると信ずるのであります。ことに入場税のとき、世界に類例なき高率は、まさに戦時意識の残滓とも申すべきであり、観客層に與える苦痛はもとより、映画製作事業のとき国民文化と深いつながりを持つ事業も、税の重圧のため存立の基礎を失つたといふ現況にあつて、その向上のほども危ぶまれるのであります。文化政策の上からも熱心にたえずいものがあると存するものであります。

遊興飲食税のごときも、これまたあまりにも高率であるといつても過言ではない。これが徴収義務者は税の徴収を断念せざるを得ない現状にありまして、これらの点は本税の破綻といつてさしつかえない実情であるのであります。特に百貨未滿の喫茶等、大衆の最低消費に對して遊興飲食税を課するがごときは、やや非常識のそしりを免れないと思ふのであります。しかも、この人たちは、みな中小業者もしくは勤労者といつた少額者である。この点から申せば、むしろ全廃すべきものであります。その他電気ガス税の非課税範圍を合理的に是正する問題などは、税制の体系を整備し、科学日本の立場よりその負担を高める上からも、緊急実施を要するものと信ずるのであります。

われわれは、この際これらの点に觸れて地方税法の合理的修正を行うことに、時日の許す限り、及ぶだけの努力を重ねたのであります。處に客観的情勢の前に、やむなくこれを次の機会に譲ることとしたのは、さきごの遺憾とするところでありました。しかしながら、市町村民税に對しては、法人と個人との均衡がとれていない、この点を是正し、なお政令による協同組合、また新聞事業の公益性より事業税を免税もしくは非課税とした点、さらに学校生徒の修学旅行における宿泊に對する遊興飲食税を非課税としたことは、地方予算のバランスを動かすことなく、ドッジ・ラインにも抵触せしめず、しかも住民のいかなる層にも負担の著しい加重を示さない制度という困難なる條件のもとにおいて、この程度の修正を加へたことは、わが国民の輿論に沿ひ得たものと信ずるものであります。

以上をもちまして、本案に對する賛成の意を表する次第であります。拍手。

○議長(林義雄) 立花敏男君。

○立花敏男君(立花敏男) 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題となりました、修正案を含むところの地方税法の改正案並びに平衡交付金法に對する改正案の両案に對し反對の意見を陳せんとするものであります。

本改正案は、現行地方税法の單なる部分的あるいは技術的改正案であるかのごとく裝つておるが、その企圖するところはまことに重大でございます。なぜならば、國際帝國主義が

たの重要な政策の一つとして昨年わざ／＼改悪いたしました地方税法を、さらに改悪する意圖を露骨に持つものであるからであります。すなわち指摘するまでもなく、終戦以來六箇年、内外反動勢力が互いに結託いたしましたして、日本の政治、經濟産業を初め、

東洋の民主的諸勢力に對するおそれでありまして、特に最近朝鮮内戦に對するを契機としたしまして、この政策はますます露骨を極めておられます。

そも／＼現行地方税法そのものは、人民の利益を害する、あるいは負担の均衡をはかるためにつくられたものでは断じてないのであります。反對に、国家予算を純粹に軍需予算として確保するためにつくられたものである。このことは、二十六年度予算について見るも、きわめて明白であります。たとえば、すでに――としての性格を持つと思はれるところの終戦処理費や、

公共事業費、また警察予備隊費並びに海上保安庁費、その他――莫大なる予備費を加へれば、その額は全予算額の五〇％に達するのであります。国家予算がすべてこのようなものであるからこそ、その他の一切の経費、すなわち民生安定費、あるいは教育費、あるいは文化費、社会保険費、災害対策費、その他民生の安定と向上に必要な一切の経費はことごとく犠牲に供されておるのであります。またそのためにこそ、国家より地方に支出すべきところの平衡交付金、各種補助金あるいは地方起債等は、そのことごとくが大幅の削減を受けて地方財政を圧迫し、結局においては地方税として人民の負担に転嫁されざるを得ないのであります。拍手。だからこそ、現行地方税法は、世界最悪の税法であるところの人民税を日本人民に押しつけておるのであります。また、だ

からこそ政府は、減税を口にしたがら
も、なお地方税のみはますます増加し
なければならぬというのが現状であ
ります。

すでに地方住民の負担力を越えた税
金は、いくらとらうにも、とれない
のであります。このことは、たとへば
東京都においては、一月末現在におき
まして、住民税の徴収率はわずかに四八
%、大阪におきましては、一月三十一
日末におきまして、わずか三三%であ
ります。この事実自体が明らかに、こ
の現行地方税法がいかに人民の負担力
を越えておるかという事を明瞭に証
明しておると思ひます。そればかりで
はない。たとへば京都市におきまして
は、先刻御承知のごとく、すでに給料
の差押さまで履行しておるのでありま
す。また東京都下の警視庁の警察にお
きましては、税金を批判するところの
一切の住民の集會を禁止しておるので
あります。これらの徴税の強化のため
に、人民はますます税金地獄に陥り、
至るところで親子心中あるいは一家心
中の惨劇が頻発しております。それの
みではない。この悪税の結果は地方財
政の破綻を来し、二十六年度の地方予
算はまったく繰越金に陥つておりま
す。すなわち東京都を初め、全国ほと
んどすべての自治体が、二十六年度の
予算におきましては、暫定予算である
は格別予算しか組めないのが実情であ
ります。しかも政府は、この地方財政

の窮乏という弱点につけ込みまして、
地方自治体を完全に政府の思ふままに
操縦しようとしておるのであります。ま
たたとえば自治体警察の廃止や、市町村
の合併運動は、その現われでありま
す。しかるに政府は、かかる悪法を、
この改正案によりましてさらに悪化し
ようとしておるのであります。これは
一体何のための、かつまたたれのため
の改悪であるか。

まず第一に、この改悪は、朝鮮に対
する――を契機としたしまして、
せんがための、あらゆる政策の一部と
しての改悪であります。すなわちダレ
スは、トルーマン大統領に対する報告
書におきまして、次のごとく述べてお
ります。たとへば大砲の照準器、双眼
鏡、パラシュート等々を製造するため
に日本の労働力と生産設備を利用する
ことは、西ヨーロッパにとつて重要な
ことである、このような軍事的寄與の
基礎となるところの日本経済力は、で
きるだけすみやかに復興させるべきで
ある、これは二月二十八日の朝日新聞
の記載であります。これは明らかに、
に、日本をまつたく――

の支部として再現せんとする主張では
ありませんか。

第二に、国内においては、反動勢力
がこれに便乗いたしまして、――
のための一切の犠牲を勤労大衆に背負
わせようとするための改悪でありま

す。これらのことは、幾らでもこの改
正案そのものの中に証明することがで
きます。

まず附加価値について言えば、加算
方式を採用することによつて、独占資
本、特に軍需産業の莫大なる特需利益
を無謀に保障している。すなわち、特
需利益の大部分を合法的に脱税せしめ
ようとしておるのであります。また大
工場が外国から仕入れた機械設備
等に対しましては、一文も税金をかけ
ない。

次に、住民税についてこれを見ます
れば、――を勤労大衆に背
負わせるために、とうてい拂えないよ
うな、負担のできないまでにこれを改
悪するのであります。それは、まず第
一に、扶養控除、あるいは医療控除、
あるいは災害控除等を認めない。そ
の上、総所得に課税することにした結
果、今まで税金のかかりませんでした
零細所得者約三百万人が新たに税金を
取上げられるのみならず、税額は現在
の三倍ないし四倍に引上げられるので
あります。第二に、このひどい税金
を、勤労所得者に対しましては、有無
を言わず給料から天引きするのであ
ります。これは労働者の実賃上の賃金
切下げであり、かつ同時に労働者を、
一般人民の税金闘争から切り離すため
の陰謀であることは明らかであります。

次に、国民健康保険税について言え
ば、保険の掛金を税金とし、今までで

も拂えなかつた医療費を、差押え、公
売で賣かし、無理に強募するのであり
ます。

最後に、税の徴収の強化について一
言するならば、すでに昭和二十五年
度におきまして六十億の徴税費を増額
し、三万人の徴収吏員を増員いたしま
したが、最近これをますます強化いた
しまして、青年団員までも徴税のため
に動員して、むごい税金の取立てを強
行しておるのであります。しかも一
方、特定の外国並びに外国人に対しま
しては、税法上の規定を無視いたしま
して、ほとんど税金をとつておらな
い。その結果、自治体がますます財政
破綻の度を加えておるのは明瞭であ
ります。

以上のとき、一方的かつ無謀残忍
な税金の取立ては、まさに――のしわ
ごであります。同じ日本人であるなら
ば、かかる情容赦のないしわごはでき
るものではない。これは一体なぜであ
るか。われわれは、この地方税法が、
――とい
ことを、心から銘記しなければならな
いと思ふのであります。

最後に、政府與党は本改正案の急速
なる成立を策し、あらかじめ予定され
した最後のときに至つて突如厄大な政
府修正案を提出し、一挙にこれを通過
せしめるという暴挙をやつておるので
あります。しかも、その内容たるや、以
上われわれが見て参りましたところの

軍需資本の擁護、人民収奪の強化、こ
の線を最も端的に規定するところの、
最も悪質な修正であります。すなわち
修正案は、一方において軍需資本家の
銀行預金の利子を免税しておる。また
彼らがその雇用する勤労者より源泉徴
収いたしましたところの税金を一箇年
間自由に融通できるといふ露骨な資本
家の擁護政策をとつており、他方一般
人民に対しては、もしある人が税金が
拂えないときは、彼のすべての親戚、
すべての友人から、かつて彼が贈與し
たところのものを取上げるといふ、ま
つたくひどいものであります。まさに
この修正案は、肉親の情も無視するこ
ころの非人間的な修正であります。

さらに私は、社会党、民衆党、自由
党の共同修正案について一言しておき
たい。この共同修正案は、地方税法の
持つところの根本的な反動性、非階級
性を何ら改正するものでないことはも
ちろんであります。ただこれは地方
税法改悪に憤激するところの人民大衆
を欺瞞する役割を果たすにすぎないので
あります。苛酷なる税金に悩むところ
の人民は、決してこの修正案によつて
ごまかされたいことを明言しておきま
す。

「時間だ」と呼び、その他発言す
る者多し」

○議長(林銑治君) 立花君、申合せの
時間が来ております。

○立花雄男君 次には、この平衡交付金の改正案に反対の意見を述べたい。この改正案もまた国際帝国主義の軍事的に關する意味において、地方税法の改正案と本質的にはまったく同様であります。本改正案のねらうところは次の二つであります。

まず第一に、國家予算中の軍事費部分を増大するために平衡交付金の総額を削減することであり、次に第二のねらい点は、地方税法によつて人民の收奪をより一そう強化することを奮勵せんがための改悪であります。このことは、國際帝國主義に追従するところの政府としては、むしろ當然のことでありましょう。しかし、この改正案は、今、日本中のすべての地方自治体及びすべての地方住民の一致せる要求であるところの平衡交付金増額の要望と真正面から対立するものであることを、政府は忘れてはならないであります。

○議長(林達治君) 立花君、申合せの時間が過ぎておりますから、簡單にお願いいたします。

○立花雄男君(続) 以上述べたこと、本改正案は、

地方財政の破綻、人民生活の破産を顧みず、人民よりの徹底的な收奪をねらうものであります。これこそ反動吉田内閣の正体であり、

とこの單獨講和の正

体であります。(発言する者あり)いくら國際帝國主義への忠義立てとはいひながら、かかる無謀をあえてしなごら、なおかつ日本人がこれに承服し、いつまでも奴隸の生活に忍従すると思ふのであるか。かつまた政府は、常に治安の維持を口にするが、かかる状態で治安が保たれると考えておるか。政府は共産党に對しまして、社会秩序の破壊者は共産党であると誹謗しておるが、真に人民の生活を破壊し、困を破壊して顧みざるものは、

連なるところの、かつそれ自身であることを明言しておきます。わが党は、日本人とともに、断じてかかる暴政を許すことはできない。わが党は、人民を代表いたしまして、政府に次のことを要求する。一、國際帝國主義のための戦争並びに戦争準備のための一切の政策を放棄すること。一、外国人に對する税法の特典を一切廃止すること。一、一切の權性を大衆に転嫁する税制を廃止して、中央地方を通じて高度累進の所得税一本とすること。一、人民のための平和的建設予算をつくり、平衡交付金を大幅に増額すること。一、生活を破壊し、人權を蹂躪する徴税を即時中止せよ。以上のことを実現するために、政府は單獨講和のための一切の政策を即時停止し、全政策をあげて全獨講和の実現に邁進することを要求する。

以上の理由によりまして、私は斷固而改正法律案に反対の意思を表明するものであります。(拍手)

○議長(林達治君) ただいまの立花君の発言中不相當の言辭があれば、速記録を取調べの上、適當の処置をとることいたします。

床次徳二君

○床次徳二君(登壇) 私は、ただいま上程せられた地方税法の一部を改正する法律案並びに地方財政平衡交付金法改正法律案に對しまして、國民民主党を代表いたしまして賛成の意を表するものであります。

今回の地方税の改正に關しましては、先ほど委員長の報告にもありましたが、政府原案はきわめて事務的なものであります。さらに委員会におきまして、現存の課税の実績にかんがみまして、三派共同の提案によりまして、その内容の改善に一步を進めまして、たことに對しまして、また負担軽減をはかり得ましたことに對しましては、まことに喜ばしいことと思ふのであります。

しかしながら、今日多少残された問題があるのであります。第一に、市町村民税の源泉徴収に對しましては、給與所得に重くなるということを考えなければならぬのであります。他の一般納税者との均衡上から見まして、今後これに對しまして適當な是正をすべきものと考へるのであります。

第二に、今回二、三の税におきまして減税を見たのであります。が、なお地方税の中には、いわゆる大衆課税として、しかも高率なる課税を付せられておりますところの入場税、遊興飲食税あるいは自転車税、荷車税等のものが存在してゐるのであります。これらのものは、將來すみやかに減税あるいは廃止せられる必要があるものであります。また固定資産税の中には、非課税として除外すべきものが少くないのであります。今回はその修正が行われておらなかつたのであります。本年におきましては、いよいよ固定資産税の適正評價の現実の事務的時期に入つたのであります。その取扱ひを慎重にいたさなければ國民に不測の負担をかけることになることを憂へてゐるのであります。また國民健康保険税が創設せられたのであります。現在の國民健康保険制度は、一般の健康保険に比しまして、著しくその内容におきまして遜色を見てゐるのであります。農山漁村に働いておられますものに對する医療の保障は、はなはだしく不公平であるといわざるを得ないのであります。今回これが目的税として設置せられました以上、その内容におきましては、すみやかに改善を施しまして、他の健康保険と少くとも均衡のとれ得るがごとく処置を必要とするもの

と考へてゐるのであります。

これら、目前になお改善を要するものが少くないのであります。が、先ほども述べられましたごとく、中央地方の行政事務の再配分の機会が目前に迫つております關係上、根本的な改正を將來に待つてゐるのであります。しかしながら、この機会におきまして、私どもは現在の地方自治をいかにして円満に發展せしむるかということに關しまして、二、三の意見を述べてみたいのであります。

現在の地方自治は、政府の強弁にもかかわらず、非常なる窮乏な状態にあるといわざるを得ないのであります。予算審議の際におきましても明らかにせられたごとく、本年度の補正予算におきましては、平衡交付金におきまして五十億圓不足、地方債におきまして百五十億圓の不足が叫ばれてゐるのであります。また昭和二十六年の予算におきましては、平衡交付金におきまして百九億圓、地方債におきまして百八十五億圓の不足が論ぜられてゐるのであります。この数字の点につきましては、兩院の地方行政委員会、地方財政委員会、あるいは全国の知事、市町村長も、ひとしくその増額を要請してゐるのであります。この地方財政の窮乏は、地方自治の發展を妨げ、さらに民主政治への関心をばはむものではないかといふことが懸念されておるのであります。

これに対する対策はいかんと申しますと、これは單に今日の地方税に対する法律の改正のみでは十分でないと考えらるべきであります。対策として、なるべくものは、すなわち地方に対する新財源の付與であり、一は平衡交付金の増額であります。今日地方税の対象たるべき財源にして、しかも非課税となつておりますものは約三百十億圓、地方税の収入見込額の約一割五分を占めておるのであります。この課税が、今日まだ課税の対象として考慮されておらないのであります。また、困窮におきましては常に軽減が叫ばれておるのであります。これを地方税に課税するよりも、これを地方税に課税して地方の財源とすることが適当と認められるものがあるものであります。また平衡交付金につきましても、もしも平衡交付金の法律の精神通り今日これを実施するといつたしましたならば、少くとも百億や二百億の増額は期待できるのであります。今日この平衡交付金法におけるところの欠陥は、むしろその運用にあるのであります。平衡交付金法の規定による交付金額の算出の基礎において非常に誤りがある。簡単に申しましたならば、予算より逆算せられるという大きな欠陥があるのであります。これに対して少くとも是正を要すると考えます。

その原因がどこにあるかということを上上げますと、今日政府において、は均衡予算を標榜しておるのであります。予算審議の際におきまして、遺憾ながら中央予算並びに国税のみが先んじて議論の対象となつておるのであります。地方自治に関する予算、地方税というものに対する考慮がほとんど拂われておらないといふところに大きな欠陥があるのであります。これは單なる法律の改正で済むものではなくして、地方自治に対するところの政府当局の理解によるものであります。今回の国会におきましても、地方税法並びにたまたまの平衡交付金法の改正案は、予算に比しまして著しく遅れて提案せられておるために、中央地方の調節をはかることができなかったものであります。今後は中央地方の財政、予算とも同時に、しかも同じような重要性をもつて総合的に検討し、兩者を通じての均衡予算並びに税の負担の公平を期することが肝要と存じます。この点に關しましては、政府、特に岡野國務大臣また池田國務大臣の猛省を要望したいと思ふのであります。なお中央の行政組織におきましては、今日多数の地方自治を代表する機関があります。これは後更に地方自治の発展をはかるためには、やはり総合的な有力なる機構の設置が要望せられるといふことを、ここに指摘したいのであります。

以上私は、地方財政、税制を通じて、わが党の意見を表明いたしました。その実現を強く要望して、再法案に対して賛成の意を表するものであります。(拍手)

○議長(林義治君) これにて討論は終局いたしました。

まず日程第四につき採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(林義治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。次に日程第五につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(林義治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第六 漁船法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(林義治君) 日程第六、漁船法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。水産委員長河永格五郎君。

漁船法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二章第三條を第三條の二とし、第三條として次のように加える。

(動力漁船の合計総トン数の最高限度等)

第三條 農林大臣は、漁業調整その他公益上の見地から漁船の建造を調整する必要があると認めるときは、根拠地の属する都道府県の区域別又は動力漁船の種類別に漁業(漁船から漁獲物又はその製品を運搬する事業を含む。第四條第一号において同じ)に従事する動力漁船の隻数若しくは合計総トン数の最高限度又は性能の基準を設定するものとする。

2 前項の規定により設定された動力漁船の隻数又は合計総トン数の最高限度は、設定の日から一年を経過したときは、その効力を失う。但し、同項の規定により更に最高限度を設定することを妨げない。

3 第一項の場合には、その最高限度又は基準につき漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第四百十二條の規定により設置された中央漁業調整審議会の意見をきくことができる。

4 農林大臣は、第一項の隻数若しくは合計総トン数の最高限度又は性能の基準を設定し、又は変更したときは、これを告示しなければならぬ。

第三條の二第二項第二号中(昭和二十四年法律第二百六十七号)を削る。

第三條の二第八項及び第九項を第九項及び第十項とし、第八項として次の一項を加える。

8 前項の場合において、その変更により当該建造、改造又は転用について第一項又は第二項の許可を

すべき行政庁が異なることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、新たに第一項又は第二項の規定による許可を受けなければならぬ。

第四條を次のように改める。

(許可の基準)

第四條 農林大臣又は都道府県知事は、左の各号の一に該当する場合を除き、前條第一項、第二項又は第七項の許可をしなければならぬ。

一 第三條第一項の規定による隻数又は合計総トン数の最高限度の定がある場合において、その申請に係る前條第一項、第二項又は第七項の許可をすることによつてその漁業に従事する動力漁船の隻数又は合計総トン数がその最高限度をこえることとなるとき。

二 第三條第一項の規定による性能の基準の定がある場合において、その申請に係る動力漁船の性能がその基準に適合しないとき。

三 その申請に係る動力漁船の従事する漁業が漁業法又は同法に基く命令により許可を要する漁業に該当し、且つ、同法若しくは同法に基く命令により起業の認可を要する場合においてその漁業につき起業の認可がないとき、又は起業の認可を必要としないうちにおいてその漁業につき許可の見込がないとき。

第五條第一項及び第二項中「第三條を第三條の二に、同條第一項第四号中「漁船」を「動力漁船」に、

「漁業が」を「漁業が」に、「その起業の認可が」を「その漁業につき起業の認可が失効し、若しくは取り消され、又は同号の漁業に該当する場合において、同号の許可が」に改め、同号を第五号とし、同項に第四号として次の一号を加える。

四 第三條の二第八項の場合において、新たに同條第一項又は第二項の規定による許可があつたとき。

第六條第一項、第九條第三項、第二十二條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項及び第二十九條中「第三條」を「第三條の二」に改める。

第七條中「第三條第一項又は第二項の許可を受けた者は、省令の定めるところにより、又第三條の二第一項又は第二項の規定により農林大臣又は都道府県知事の許可を受けた者は、省令又は都道府県規則の定めるところにより、に改める。

第七條の次に次の一條を加える。

(工事完成後の認定)

第七條の二 第三條の二の規定により建造又は改造の許可を受けた者は、その許可に係る動力漁船がいちいち工し、又は改造工事が完成したときは、当該漁船につき、第三條の二第三項第三号から第八号までに掲げる事項に係る許可の要件及び性能の基準と一致しているかどうかについて、省令又は都道府県規則の定めるところにより、農林大臣又は都道府県知事の認定を受けなければならない。但し、計画総トン数五トン未満の動力漁船については、この限りでない。

第十條を次のように改める。

(登録の基準)

第十條 都道府県知事は、左の各号の一に該当する場合を除き、前條第一項の登録をしなければならぬ。

一 その申請に係る漁船について、第三條の二第一項、第二項又は第七項の規定により許可を受けなければならない場合において、その許可がないとき、又は許可の要件に違反しているとき。

二 その申請に係る漁船の従事する漁業が第四條第三号の漁業に該当する場合において、その漁業につき、起業の認可又は許可がないとき。

三 その申請に係る漁船が第七條の二の規定により認定を要する動力漁船である場合において、その認定がないとき。

四 その申請に係る漁船が第十六條第三号の規定によつて登録の取消を受けたものであるとき。

五 その申請に係る事項が虚偽であるとき。

第十一條の次に次の一條を加える。

(登録票の検認)

第十一條の二 前條第一項又は第十四條第三項の規定により登録票の交付を受けた者は、その交付の日から三年を経過したときは、命令の定めるところにより、その登録をした漁船及び登録票につき当該都道府県知事の検認を受けなければならない。検認の日から三年を経過したときもまた同様とする。

第十六條を次のように改める。

(登録の取消)

第十六條 都道府県知事は、第九條第一項の登録を受けた漁船が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。この場合には第六條第二項の規定を準用する。

一 第三條の二の規定に違反して改造されたとき。

二 第十一條の二の規定に違反して検認を受けないとき。

三 老朽、破損等のため漁船として使用することができなくなつたと認められるとき。

第十九條本文中文「手数料を」の下に「都道府県規則で定めるところにより都道府県に」を加え、同條の表中「第九條第一項の登録の申請をする者」を「第九條第一項の登録の申請をする者（二千円を「第九條第一項の登録の申請をする者」に改め、同條に次の但書を加える。

但し、省令で定める場合には、この限りでない。

第二十條中「船舶の積載の測定」の下に「及び船舶の標高」を加え、同條の次に次の一條を加える。

(漁船原簿の副本の提出等)

第二十條の二 農林大臣は、都道府県知事に對し、漁船原簿の副本を提出させ、及び登録に關する統計その他登録に關し必要な報告を求めることができる。

第二十二條第四項中「意見をきかなければならない。」を意見をきくことができる。」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の漁船法第三條の規定に基いてした許可又はその申請は、漁船法第三條の二の規定に基いてしたものとみなす。

3 この法律の施行前に改正前の漁船法第四條第一号の規定に基いて定めた動力漁船の合計総トン数の最高限度及び同條第二号の規定に基いて定めた動力漁船の性能の基準は、漁船法第三條第一項の規定に基いて定めたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に漁船法第十一條第一項又は第十四條第三項の規定により登録票の交付を受けている者が受けるべき最初の検認の期日は、同法第十一條の二の規定にかかわらず、省令で定める。

漁船法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十六年三月二十七日
参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 林義朗

漁船法の一部を改正する法律案（参議院提出）に關する報告書

（最終号の附録に掲載）

（附水務五郎君登壇）

○本委員は、ただいま議題となりました漁船法の一部を改正する法律案について、その概要と、本委員会に

おける審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず本案のおもな内容について申し上げます。

その第一点は、現行法においては、動力漁船の建造あるいは改造等については許可の基準として規定していたのでありますが、このことは漁業調整上重要な基本的事項であるから、農林大臣が必要と認めるときは、都道府県別あるいは動力漁船の種類別に、その基準もしくは合計総トン数の最高限度及び性能の基準を毎年設定することにしようとするものであります。

第二点は漁船の工事完了後の認定についてでありまして、漁船の建造及び改造については、漁業の種類とか漁船の大きさ、性能等が許可の条件にはなつてゐるが、でき上つた漁船が最初の工事許可の内容と必ずしも一致しないので、総トン数五トン以上の動力漁船については、工事完了後、まだ漁業に従事しない前に許可条件について認定を行うよう規定を設け、常に漁船の正確なる実態を把握して、もつて漁業調整及び取締り上十分なる指導監督ができるようにした点であります。

第三点は、漁船が登録された後、登録事項に変更があつた場合、登録がえをしなければならないのであるが、この点が不徹底であるため、都道府県知事は三年ごとに登録漁船と登録票について検認を行うよう義務づけ、原簿と

実態との合致の徹底を期した次第であります。その他、従来登録手数料は国の収入であつたものを、地方財政確保の見地から都道府県の収入に改める等、その他の関連事項について所望の改正を行はんとする次第であります。本法案は参議院提出であります。当委員会においては、三月二十四日提案理由の説明を聴取し、慎重審議し、三月二十七日の委員会において、質疑を打ち切り、討論を省略して採決したところ、多数をもって原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

午後三時五十二分休憩
午後四時十二分開議
○議長(林福治君) 休憩前に引続き会議を開きます。

○議長(林福治君) 国民健康保険法の一部を改正する法律案(亘四郎君外三名提出) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、亘四郎君外三名提出、国民健康保険法の一部を改正する法律案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(林福治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(林福治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(林福治君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、亘四郎君外三名提出、国民健康保険法の一部を改正する法律案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(林福治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

○議長(林福治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第三條(市町村(特別区ヲ含ム以下同ジ)を「市町村若ハ特別区又ハ之等ノ組合以下市町村ト稱ス」に改める。

第二條(第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ第八條ノ十五第三項ノ規定ニ依リ市ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ属スル者ヲ以テ被保険者トシタル場合ニ当該市ノ当該区域外ニ於テ組合ガ国民健康保険ヲ行フコトヲ妨ゲズ

第四條(次に次の一項を加える。

第四條ノ二 組合ノ事務所又ハ第八條ノ十ノ規定ニ依リ施設ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記ニ付テハ登録課セズ

第八條ノ二を第八條ノ三とし、以下第八條ノ二十二までを順次一條ずつ繰り下げ、第一章中第八條の次に次の一條を加える。

第八條ノ二 保険料其ノ他本法ノ規定ニ依リ徴収金ニ関スル書類ノ送達ニ付テハ地方税法、昭和二十五年法律第二百二十六号、第十九條及第二十條ノ規定ヲ准用ス

め、同條後段、第八條ノ六第一項、第八條ノ七、第八條ノ七、第八條ノ八第一項及び第三項、第五十條、第五十一條並びに第五十二條ノ第三項中「療養ノ給付ヲ担当スル者」を「療養担当者に改める。

第八條ノ九第一項中「費用ノ一部」を「費用ノ一部以下一部負担金ト稱ス」に、「徴収スルコトヲ得」を「徴収シ又ハ其ノ者ヲシテ療養担当者ニ支拂ハシムルコトヲ得」に改め、同條に次の一項を加える。

保険者ハ特別ノ事由アル者ニ對シ一部負担金ヲ減免シ又ハ其ノ徴収若ハ支拂ヲ猶予スルコトヲ得

第八條ノ十中「療養者ハ助産を「療養、助産若ハ葬祭」に改める。

第八條ノ十一第一項中「保険者を「保険者(地方税法ノ規定ニ依リ国民健康保険税ヲ課スル市町村ヲ除ク)」に改める。

第八條ノ十二を次のように改める。

第八條ノ十二 保険給付ノ種類、範圍、支給期間及支給額、保険料ノ額、徴収方法及減免、一部負担金ノ負担割合、徴収若ハ支拂方法及減免其ノ他保険給付、保険料及一部負担金ニ関シ必要ナル事項ハ條例、規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ム

第八條ノ十四第三号を次のように改める。

三 国民健康保険税又ハ保険料及一部負担金ニ関スル事項

第八條ノ十五第二項中「第八條ノ八及第八條ノ十」を「第八條ノ九及第八條ノ十一」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項本文ノ規定ニ拘ラズ特別ノ事由アル市ニシテ厚生大臣ノ定ムルモノニ在リテハ其ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ属スル者ヲ以テ被保険者トスルコトヲ得

第二十五條ノ第三号中「又ハ準禁治産者」を削除。

第三十七條ノ四第二項中「第八條ノ八及第八條ノ十」を「第八條ノ九及第八條ノ十一」に改める。

第四十二條中第八條ノ九を「第八條ノ十」に改める。

第八章を第九章とし、第九章を第十章とし、第七章の次の一章を加える。

第八章 診療報酬請求書ノ審査

為都道府県知事ノ定ムル所ニ依リ
都道府県ニ一又ハ二以上ノ国民健
康保険診療報酬審査委員会(以下
審査委員会ト称ス)ヲ置クモノト
ス

第四十七條ノ四 審査委員会ハ療養
担当者ヲ代表スル委員、保険者ヲ
代表スル委員及公益ヲ代表スル委
員各七人以下ノ同数ヲ以テ之ヲ組
織シ都道府県知事ノ之ヲ委嘱ス
前項ノ委嘱ハ療養担当者ヲ代表ス
ル委員及保険者ヲ代表スル委員ニ
付テハ夫々所屬団体ノ推薦ニ依リ
之ヲ行フ

第四十七條ノ五 審査委員会審査ノ
為必要アリト認ムルトキハ都道府
県知事ノ承認ヲ得テ当該療養担当
者ニ対シ出頭及説明ヲ求メ報告セ
シメ又ハ診療録其ノ他帳簿書類ノ
提出ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ審査委員会ノ請
求ニ依リ出頭シタル療養担当者ニ
対シテハ都道府県知事ハ旅費、日
当及宿泊料ヲ支給スベシ但シ其ノ
提出シタル診療報酬請求書又ハ診療
録其ノ他帳簿書類ノ記載ノ不備又
ハ不当ノ為出頭ヲ求メラレ出頭シ
タル者ニ付テハ此ノ限りニ在ラズ
第四十七條ノ六 都道府県ハ審査委
員会ノ行フ審査ニ付保険者ヨリ手
数料ヲ徴收スルコトヲ得
第四十七條ノ七 本法ニ定ムルモノ
ノ他審査委員会ニ関シ必要ナル事

項ハ都道府県知事ノ定ムル
第五十一條中「第八條ノ六」を「第
八條ノ七」に改める。
第五十二條ノ十八を次のよう改め
る。

第五十二條ノ十八 削除
第五十四條中「第八條ノ十二」を
「第八條ノ十三」に改め、第二項の次
に次の一項を加える。
第八條ノ十五第三項ノ規定ニ依リ
市ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ
世帯ニ属スル者ヲ以テ被保険者ト
スル條例ニ付其ノ制定ノ認可アリ
タル場合ニ於テハ前二項ノ規定ノ
適用ニ付テハ当該市ノ当該区域ヲ
市ノ区域ト看做ス但シ国民健康保
険法行フ社団法人ニ付テハ此ノ限
ニ在ラズ

第五十六條中第二項を次のように
改め、第二項を削り、第三項中「五
千円」を「三万円」に改め、「又ハ科
料」を削る。
審査委員会ノ委員若ハ国民健康保
険審査会ノ委員又ハ之等ノ職ニ在
リタル者職務上知得シタル医師若
ハ歯科医師ノ業務上ノ秘密又ハ個
人ノ秘密ヲ故ナク漏洩シタルトキ
ハ六月以下ノ懲役又ハ三万円以下
ノ罰金ニ処ス

附 則
1 この法律は、昭和二十六年四月
一日から施行する。
2 この法律施行前にした行為に對

する罰則の適用についてはなお従
前の例による。
国民健康保険法の一部を改正する
法律案に對する修正案

国民健康保険法の一部を改正す
る法律案に對する修正
国民健康保険法の一部を改正する
法律案を次のように修正する。
第四十七條ノ二第二項を第三項と
し、同項中「前項」を「前二項」に改
め、同條に第二項として次の一項を
加える。
前項ノ規定ハ保険者が自ら審査ヲ
為シ又ハ都道府県ノ区域トセル連
合会ニ対シ審査ノ委託ヲ為スコト
ヲ妨ケズ

第四十七條ノ三中「前條」の下に
「第一項」を加える。
第四十七條ノ七の次に次の一條を
加える。
第四十七條ノ八 保険者ハ第四十七
條ノ二第二項ノ審査ヲ為スニ當リ
テハ療養担当者ヲ代表スル者及公
益ヲ代表スル者各七人以下ノ同数
ヲ之ニ参加セシムル

都道府県ノ区域トセル連合会ハ第
四十七條ノ二第二項ノ審査行フ
為療養担当者ヲ代表スル者、保険
者ヲ代表スル者及公益ヲ代表スル
者各七人以下ノ同数ヲ以テ組織ス
ル機關ヲ置クモノトス

国民健康保険法の一部を改正する法
律案(四郎君外三名提出)に關する
報告書
【最終号の附録に掲載】
【青柳一郎君登壇】

○青柳一郎君 たいま議題となりま
した国民健康保険法の一部を改正する
法律案について、厚生委員会における
審議の経過並びに結果の概要を御報告
申し上げます。
国民健康保険は、昭和十三年実施以
来急速な普及発展を遂げ、今や社会保
險制度の一環として着々その成果をあ
げておりまして、現在における保険者
数五千百、被保険者数二千五百万人を
算じておるのでありますが、今回国民
健康保険制度の運営を一層適正かつ合
理的ならしめるため次のような改正を
行おうとするのが、本改正法案の提出
の理由であります。

次に本法案の内容のおもなるものを
申し上げます。第一は、国民健康
保険の診療報酬を適正ならしめるた
め、これを審査する機關として、都道
府県に「または二以上の国民健康保
険診療報酬審査委員会を設けることと
いたしておるのであります。
第二は、特別の事由ある市において
は、その市の一部の区域において、公
営で国民健康保険を行ひ得る道を開い
ておるのであります。
第三は、一部負担金を療養担当者の
窓口で支拂い得ることとし、また特別

の事由ある者には一部負担金を減免す
る等の措置を講じ得ることとしたし
ておるのであります。
第四は、今回地方税法の改正により
まして、国民健康保険を行う市町村
に、保険料にかえて国民健康保険税を
課し得ることとなりましたことに伴
い、保険料に關する規定を整理いたし
ておるのであります。
本法案は、社会保険制度における重要
なる一環として、從來本委員会にお
いても数度検討を重ねてきたものであ
りますが、本月二十日、本委員会に付
託せられ、提案者中川俊思君より提案
理由の説明を聴取した後、大だちに審
議に入り、特に診療報酬の審査機關に
關する問題を中心として、きわめて熱
心なる質疑応答が行われたのでありま
すが、その詳細は速記録に譲ります。
審査の経過に伴ひまして、本日の委
員会において、青柳、丸山、金子の三
委員より次の修正案が提出されたので
あります。

その第一は、第四十七條ノ二に、第
二項として、保険者がみずから診療報
酬の審査を行い、または都道府県を区
域とする連合会に對してその審査を委
託し得る規定を設けようとするもので
あります。その第二は、第四十七條の
八として、保険者または都道府県を單
位とする連合会が審査を行う場合にお
ける審査機關に關する規定を新設しよ
うとするものであります。

の事由ある者には一部負担金を減免す
る等の措置を講じ得ることとしたし
ておるのであります。
第四は、今回地方税法の改正により
まして、国民健康保険を行う市町村
に、保険料にかえて国民健康保険税を
課し得ることとなりましたことに伴
い、保険料に關する規定を整理いたし
ておるのであります。
本法案は、社会保険制度における重要
なる一環として、從來本委員会にお
いても数度検討を重ねてきたものであ
りますが、本月二十日、本委員会に付
託せられ、提案者中川俊思君より提案
理由の説明を聴取した後、大だちに審
議に入り、特に診療報酬の審査機關に
關する問題を中心として、きわめて熱
心なる質疑応答が行われたのでありま
すが、その詳細は速記録に譲ります。
審査の経過に伴ひまして、本日の委
員会において、青柳、丸山、金子の三
委員より次の修正案が提出されたので
あります。

その第一は、第四十七條ノ二に、第
二項として、保険者がみずから診療報
酬の審査を行い、または都道府県を区
域とする連合会に對してその審査を委
託し得る規定を設けようとするもので
あります。その第二は、第四十七條の
八として、保険者または都道府県を單
位とする連合会が審査を行う場合にお
ける審査機關に關する規定を新設しよ
うとするものであります。

の事由ある者には一部負担金を減免す
る等の措置を講じ得ることとしたし
ておるのであります。
第四は、今回地方税法の改正により
まして、国民健康保険を行う市町村
に、保険料にかえて国民健康保険税を
課し得ることとなりましたことに伴
い、保険料に關する規定を整理いたし
ておるのであります。
本法案は、社会保険制度における重要
なる一環として、從來本委員会にお
いても数度検討を重ねてきたものであ
りますが、本月二十日、本委員会に付
託せられ、提案者中川俊思君より提案
理由の説明を聴取した後、大だちに審
議に入り、特に診療報酬の審査機關に
關する問題を中心として、きわめて熱
心なる質疑応答が行われたのでありま
すが、その詳細は速記録に譲ります。
審査の経過に伴ひまして、本日の委
員会において、青柳、丸山、金子の三
委員より次の修正案が提出されたので
あります。

次いで質疑を終了し、討論に入りまし
たところ、日本社会党を代表して岡
委員より、医療給付に対する国庫補助
の早急実施方を強く要望せられて、修
正案に対する賛成意見の開陳があつた
のであります。

かくて討論を終結し、まず修正案の
部分について採決に入りましたところ
で、全員一致をもつて修正案通り可決
すべきものと決せられ、次いで修正案
を除く他の部分について採決いたしま
したところ、これまた全員一致をもつ
て可決すべきものと決せられた次第で
ございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林義治君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は修正でありま
す。本案を委員長報告の通り決する
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林義治君) 起立多数。よつて
本案は委員長報告の通り決しました。

漁業法等の一部を改正する法律案

(永田節君提出)

○議長(林義治君) 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。すなわち、永田
節君提出、漁業法等の一部を改正する
法律案を議題となし、この際委員長の
報告を求め、その審議を進められんこ
とを望みます。

○議長(林義治君) 副永君の動機に御
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林義治君) 御異議なしと認め
ます。よつて日程は追加せられまし
た。

漁業法等の一部を改正する法律案を
議題といたします。委員長の報告を求
めます。水産委員永田節君。

漁業法等の一部を改正する法律案

漁業法等の一部を改正する法律

第一條 漁業法(昭和二十四年法律

第二百六十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第六條第三項第一号中「二十七

メートル以上であるもの」の下に

「瀬戸内海(第九九條第一項に規

定する海面)におけるます網漁業

を除く」を加える。

第二十八條の見出し及び同條第

一項中「相統」の下に「又は法人の

合併」を加える。

第四十二條の次に次の一條を加

える。

(入漁権取得の適格性)

第四十二條の二 漁業協同組合及

び漁業協同組合連合会以外の者

は、入漁権を取得することがで

きない。

第四十三條第二項中「相統及び

譲渡を譲渡又は法人の合併によ

る取得」に改める。

第六十五條第三項中「又は料料」

を「若しくは料料又はこれらの併

料」に改め、同條第七項を次のよ

うに改める。

7 都道府県知事は、第一項の規

則を定めようとするときは、第

八十四條第二項に規定する海面

に係るものにあつては当該都道

府県の区域に沿う海面につき定

められたすべての海面の区域を

合した海面に設置した通合海面

漁業調整委員会(当該都道府県

の区域に沿う海面につき定めら

れた海面の数が一である場合に

あつては当該海面の海面漁業調

整委員会)の意見を、第二百二十

七條に規定する内水面に係るも

のにあつては内水面漁業管理委

員会の意見をきかなければなら

ない。

第六十六條の次に次の一條を加

える。

(許可を受けない 小型機船底び

き網漁業の禁止)

第六十六條の二 小型機船底びき

網漁業は、船舶ごとに都道府県

知事の許可を受けなければ、営

んではならぬ。

2 「小型機船底びき網漁業」と

は、総トン数十五トン未満のス

クリューを備える船舶により底

びき網を使用して行う漁業をい

ふ。

3 主務大臣が定める海域におい

て、総トン数十五トン以上で主

務大臣の定めるトン数に達しな

いスクリューを備える船舶に

より、底びき網を使用し、主務大

臣の定める漁業によつて行う漁

業は、小型機船底びき網漁業と

みなす。

4 第一項の許可に關し必要な事

項は、省令で定める。

第六十九條に次の但書を加え

る。

但し、主務大臣の許可を受け

て、調査研究のため、第二百二十

七條に規定する内水面において

採捕する場合は、この限りでな

い。

第七十八條第一項中「これを督

促し、督促手数料及び延滞金を徴

収する」を「督促状により期限を

指定してこれを督促しなければな

らない。に改め、同條第三項を第

五項とし、同條第二項中「前項を

「前二項に改め、同項を第四項と

し、同條第一項の次に次の二項を

加える。

2 前項の規定により督促をした

場合は、手数料として十円を徴

収する。

3 第一項の規定により督促をし

た場合において督促状の指定の

期限までに免許料又は許可料を

完納しないときは、督促状の指

定の期限の翌日から免許料又は

許可料納付の日までの日数に応

じ、滞納免許料又は滞納許可

料額百円につき一日四銭の割合

を乗じて計算した金額を延滞金

として徴収する。

第七十九條中「因縁並びにその

督促手数料、延滞金及び滞納処分

費を因縁及び地方税」に改める。

第八十條中「第四條ノ七(書類の

送達)、第四條ノ八(公示送達)及

び第九條第二項から第六項まで

(督促手数料及び延滞金の規定を

適用する)を第四條ノ九(書類の

送達)、第四條ノ十(公示送達)及

び第九條第四項から第十項まで

(延滞金算額額の徴収の規定を準

用する)の場合において、これら

の規定中「延滞金算額額」とある

のは「延滞金額」と読み替へるもの

とする」に改める。

第八十九條第一項中「毎年二月一

日」を「毎年九月十五日」に改め、同

條第五項後段及び同項の表を削る。

第九十四條中「公職選挙法」の下に

「第八條(特定地域に關する特例)」

を、「第三十八條第四項の下に」、第

四十條を加へ、「第十項但書、第十

二項」を「第十項但書に」、「第二十

條及び第二百十三條」を「第二百十

條、第二百十二條及び第二百十六

條に」、「及び第十六章」を、第十六

章に、「第二百三十五條」を「第二百

三十五條第二項に、「規定を除く」

の規定は、「を規定を除く」及び第

二百七十二條（施行に關する命令等）並びに附則第四項及び第五項の規定は、に改める。

第九十七條第二項中「公職選挙法第十一條又は同法第二百五十二條」を「第八十七條第二項第二号又は第九十四條において準用する公職選挙法第二百五十二條」に改める。

第九十七條の次に次の一條を加える。

（開会不能の場合の特例）
第四百四條の二 海区漁業調整委員会がその委員の定員の過半数以上を欠いている場合において、この法律又はこれに基く命令の規定によりその意見をきかなければならぬとされている事項を処理する緊急の必要があるときは、都道府県知事は、当該海区漁業調整委員会の意見をきかないで当該事項を処理することができる。

第三百二十二條中「第九十六條（委員の辞職の制限）を「第九十五條（兼職の禁止）、第九十六條（委員の辞職の制限）に改める。
第三百三十八條中第六号を第七号とし、第六号として次のように加える。

六 第六十六條の二第二項の規定に違反した者
第二條 漁業法施行法（昭和二十四年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

官報外 昭和二十六年三月二十九日
衆議院會議第二十六号 漁業法等の一部を改正する法律案

第一條第二項中「漁業権について政令で地区及び漁業権の種類を定めて期日を指定したときは、を「都道府県知事が、政令の定めるところにより、漁業権を定めてその消滅の時期を指定したときは、」に改める。

第十條第五項中「前條に規定する者」を「第九條に規定する者（漁業権の消滅前に公告した場合に於ては補償すべき漁業権等を有する者。以下同じ）」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、漁業法第六十六條の二の改正規定の施行期日は、この法律の公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める。

2 機船底曳網漁業取締規則（昭和九年農林省令第二十号）第二十六條ノ二の規定に基いてした都道府県知事の許可であつて漁業法第六十六條の二の改正規定の施行の際現に効力を有するものは、同條の規定に基いて許可することができ、るもの限り、同條の規定施行後一年間（その期間経過前に当該許可の有効期間が満了するものにあつてはその満了の日まで）は、同條の規定に基いてしたものとなす。

3 機船底曳網漁業取締規則第一條 報告申し上げる。

ノ二の規定によつてした農林大臣の許可に基き總トン数十五トン未満の船舶により営む機船底曳き網漁業については、漁業法第六十六條の二の改正規定施行後二年間は、同條第一項の規定は、適用しない。

漁業法等の一部を改正する法律案に対する修正案

漁業法等の一部を改正する法律案に対する修正案

第一條中「漁業法第六十六條の二の改正規定中『規定を除く。』及び」を「規定を除く。」、第二百七十七條の二（選挙に關する届出等の時間）及び」に改め、同法第四百四條の二及び第四百三十八條の改正規定を削る。

附則第一項但書、附則第二項及び附則第三項を削る。

漁業法等の一部を改正する法律案（永田節君提出）に關する報告書

（最終号の附録に掲載）

○永田節君 たいだいま上程せられまし

た漁業法等の一部を改正する法律案について、その要旨と、水産委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

御承知の通り、昨年三月十四日施行を見た新漁業法は、その後二年の間にすべての漁業権を再配分し、漁民自身が新しい漁業秩序を再建する漁業制度の一大改革であつて、現在着々と進み、その最終段階に近づきつつあります。この間における改革の実績に基き、本制度改革をより効果的に、しかも円滑に実施するため二、三改正をしようとする次第であります。

次に本案の概要について申し上げます。本案は漁業法と漁業法施行法とをそれ〴〵改正しようとするのであります。まず漁業法関係から説明いたします。

第一点は、瀬戸内海におけるまづ網漁業について、身置敷置場所の水深が二十七メートル以上のものは、當然定置漁業として取扱われるのであります。が、瀬戸内海のものについては、特に共同漁業権の内容として、漁業協同組合の管理下に置けるよう例外規定を設け、本漁業の適正なる運用ができるように改正しようとするのであります。

その第二点は、小型機船底曳き網漁業についてであります。本漁業は、戦時中あるいは終戦後、食糧不足のため急激に増加して、水産物を増産し、食糧危機の緩和に大いに貢献したのであります。その反面、資源の枯渇を招来し、沿岸漁業の秩序維持にゆゆしい事態を惹起している現況であります。これがため本漁業処理の根本方針を確立し、制度改革をさらに強力に推進する法的根拠を規定しようというのであります。

第三点としては、漁業調整を行う際、多くの場合、知事が海区漁業調整委員会の意見を聞くことを要件としているが、このたびの改正にて、委員会が解散または定数を欠き、成立しないときには、知事は委員会に諮らず措置できるものにして、現在実施されつつある制度改革に支障が起らないようにしようとする点でございます。

その他入漁権の取得については、その性質上、漁業協同組合及び同連合会に限定することを明確にし、あるいは漁業取締りに關する省令、規則の罰則は併科できるようになつておるが、漁業法の命令への委任が現在のところ不分明であるので、この点を明確にすると、水産動植物の採捕に有毒物を使用することは全面的に禁止してあるが、特に内水面漁業については、調査研究のため主務大臣の許可を得た場合には有毒物の使用ができるように、その一部を緩和しようというのでございます。なおまた、公職選挙法の規定の準用等につき若干不備の点を改めたのであります。

次に漁業法施行法の改正について申し上げます。

漁業権の消滅時期については、政令によつて地区及び漁業権ごとに一括指定することになつておりますが、漁業

計圖の進行状況からして、斷一的に消滅時期を指定することは実情に即さないため、漁業計圖作成に直接関係ある知事がこの事務を行うよう改め、ある

ましたところ、いずれも全会一致をもちつて可決されました。よつて木案は修正議決されたのであります。

以上御報告申し上げます。

いは漁業権補償事務開始の時期についても、漁業権消滅後では、本改革達成の上からも適切でないので、できる限り早く補償額を確定し、証券交付がでる。

○議長（林田浩吉） 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であり、本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

以上が本案の趣旨及び内容であります。

○議長(林廣治君) 起立多数。よつて
本案は委員長報告の通り決しました。

して、この案は三月十五日水産委員会に付託となり、提案理由の説明をいたし、同月二十八日質疑に入りましたと

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(前田郁君外一名提出)

これ、自民党の委員より修正案が提出され、代表として鈴木委員より修正案の趣旨及び内容の説明があつたのであります。その概要について申し上げます。

○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、前田郁君外一名提出、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を

このたび改正の重要な点については、当委員会、あるいはそれらの小委員会において調査研究を続けている。異議ありませんか。

○議長（林廣治君） 福永君の動議に御

「異議なし」と呼ぶ者あり」
問題であり、最近においては官令並より勧告を受けている重要な事項であるから、委員会としては、なお慎重に検討すべきであるとの趣旨をもつて、別紙に示す通り意見を述べた。

小片押附及び紙張の規定並びに濫用調整委員会の開会不能の場合における特例及びこれに附随する規定を削除しようとする点であります。

運輸委員長前田郁君、

前田郁君外一名提出、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。

次いで、討論を省略し採決に入り、まず修正案について採決し、続いて修正部分を除く原案について採決した。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律

日本国有鐵道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

の下に（町村の議会の議員である者を除く。）を加える。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（前田郁君外一名提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔前田郁君登場〕

○前田郁君　ただいま議題となりま
た日本国有鐵道法の一部を改正する法
律案(前田郁外一名提出)について、運

機委員会における審査の経過並びに結果を御報告を申し上げます。

に付託され、本二十八日提案理由の説
明を聴取し、これを慎重審査いたした
のであります。

本法案の趣旨は、日本国有鉄道の職員が町村の議会の議員となることでできるようにしようとするものであります。本法案と同時に、淺沼稻次郎君外

四十四名及び原應君外二名より、それぞれ本法案と同一趣旨の日本国憲法草案を改正する法律案が提出された。

され、本委員会に付託されたのであり、改正せられた際同時に直すべきものであつた法文の字句の整理をいたしたものです。前者は地方公共団体の議会の

議員に国鉄職員がなれるようにしようとするもので、後者は市、都の区または町村の議会の議員に国鉄職員がなれるようにしようとするものであります。疑義のあつた点、すなわち国有鉄道の職員は地方公共団体の議会の議員を兼ねることができないということが明らかに

たので、本委員会におきましては、この三案を一括して議題とし、その審査

を進めたのであります。

本法案に対し、きわめて活発な質疑応答がかわされたのでありますが、詳しくは、分岐駅、操車場、機関区、工場、その他国鉄関係の諸施設のある箇所に於ける居住の割合はきわめて大きいのを進めたのであります。

次いで質疑を打ち切り、討論を省略しと存じます。

細は会議録についてこちらを願いたいであつまして、これら箇所において、国有鉄道の職員がまったく地方自治に參與することができなくなるというこ

て採決の結果、前田郁外一名提出にか
かわる本法案は多数をもつて可決すべ
きものと議決いたしました。従つて、
なはだ遺憾と申さねばならないのであ
ります。(拍手)一方、国有鉄道の職員

関連する他の二案は委員会において議決を要しないものと決した次第であります。

以上、簡単でありますが、御報告
申し上げます。

○議長（林環治君） 討論の通告があり
申し上げます。

○柳原三郎君 たいだい衆議となりま

した日本國有鐵道法の一部を改正する法律案につきまして、國民民主黨の見解を述べつつ本案に反対せんとするものであります。

元來、被選挙權というがとき基本

昨日、本院におきまして可決せられた日本国有鉄道法の一事の改正する法律案は、第七国会においてこの法律が

的人権は、もとよりでき得る限りこれを尊重すべきものであることは、いまだ申し上げるまでもないのであります。

すから、以上の諸点を勘案して、国有鉄道の業務に支障を来すことが少いと認められる範囲におきまして兼職制限を緩和し、町村の議会の議員のほか、市及び郡の区の議会の議員につきましても兼職を認めるべきが当然であるというのが民主党の目論なのであります。

以上、民主党の見解を簡単に述べつつ本案に反対したものであります。

(拍手)

○議長(林義治君) 川島金次君。

川島金次君登壇。

○川島金次君 私は、ただいま上程になりました日本国有鉄道法の一部改正法律案に関する委員長の報告に對しましては、以下述べます理由によりまして断固反対をいたすのでございす。

わが党は、一般公務員に対する憲法上の基本的人権を尊重いたす建前から、一般公務員の諸君の政治活動の規制に對しても、従来から一貫した建前において反対を主張して参つたのであります。しかも、この法案によりまれば、日本国有鉄道の職員は、一般公務員諸君の立場とは実情を異にいたしまして、専ら公社と同一の立場にあることは言うまでもないのであります。この専ら公社の諸君に對する地方議会の議員の兼職は、これもこれを禁止しておらないのであります。この専ら公社と同一立場にありまする日本国有鉄道

の諸君のみに對して、自由党の諸君は、わずかに町村会議員の兼職のみを認め、それ以上の地方議会の議員の兼職を不当に認めないという趣旨は、そもそも公務員並びに国鉄職員の基本的、政治的な当然の権利を抑圧する、はたは反動的な処置といわざるを得ないのであります。(発言する者あり、拍手)

諸君は口を開けば、国有鉄道の諸君に大體に地方議会の議員の兼職を認めることは、鉄道の業務に著しい障害があると云われておるのであります。諸君の選出しております運輸大臣の山崎氏は、従来国有鉄道職員の地方議会の兼職について、運輸行政に著しい支障があつたとは認めておらない、と言明いたしておるのであります。(拍手)

さらにまた、国有鉄道の加賀山線敷以下それらの最高幹部の責任者の諸君に對しても、国有鉄道の諸君が地方議会の議員を兼職して、おられます。この従来の実績にかんがみても、今日までは国有鉄道の日常の業務の上

に何ら支障がなかつたので、将来においてこれを認めてもさしつかへがあるとはわれ／＼は認めておらない、明らかに言明をいたしておるのであります。(拍手)主官の運輸大臣を初め、国有鉄道の總裁並びに所管の幹部においてさへも、明白にその兼職を支障のないことを言明しておる。(現議員は違ふ)と呼ぶ者あり)しかるに自由党の諸

君は、この国有鉄道の諸君の地方議会の議員の兼職の中に、わずかに町村会議員だけを認めて、それ以上の市区及び都道府県會議員の兼職をあえて阻止しようとしたします底意は一体いすれにありやということを疑わざるを得ないのであります。要するにこれは、来るべき地方議員の選挙を控えて、町村會議員以上の議員の兼職を認めることは、吉田内閣の相次ぐ失政、ことに鉄道職員に低賃金、労働の強化、あるいは定員の合理的な縮小、これらからいまして、鉄道職員の議員から大きな反響を受けることを恐れての結果ではないかと私は感ずるのであります。

われ／＼は、以上申し上げました見解に基いて、鉄道職員に對する政治活動はこれを大體に広げ、少くとも市町村會議員はもろろん、都道府県會議員に至るまでの兼職を認めて、国鉄職員の政治活動を最も闊達に、自由にこれを行わしめることこそが国鉄組合の健全な政治的発達の上に多大の寄與をなす事柄であらうということを深く確信しておるのであります。

以上申し上げました理由に基きまして、われ／＼は、ただいまここに上程されました、自由党諸君の提案にかかりますところの日本国有鉄道法の一部改正法律案を見まして、断固反対し、

改正法律案に對しまして断固反対し、定の方針にのっとり、国鉄職員の政治活動の大體な解除を徹底的に要求することを宣言いたしました。この法案に反対をいたすものであります。(拍手) ○議長(林義治君) これにて討論は終局いたしました。採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めす。

(賛成者起立) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手) 山崎運輸大臣より発言を求められております。この際これを許します。山崎運輸大臣。

〔國務大臣山崎猛君登壇〕 「おかしそ」と呼び、その他発言する者あり。

○國務大臣(山崎猛君) 発言を許されております。(発言する者あり)発言を許されております。

ただいま議決に相なりました議決に對しましては、運輸大臣といたしましては、院議尊重の点から考えましても、さらにまた地方自治体における住民権を確立させて行くという点から申ししても賛成なのであります。ただ、ただいま川島君の言及されました点について、一言事態を明らかにいたしておかなければなりませんことは、何であるかと申しますと、(必要なし)と呼び、その他発言する者、離席する者あり)選

輸大臣は鉄道職員が地方自治体の議員を兼ねることに對して支障なしと申したるがごく引用されたのでありますけれども、私は、さういふ言葉を元の席上において申したことはありません。(拍手)むしろ議會において、(発言する者あり私は前議會においてこのことは支障はある、あるけれども)あるけれども、この問題に對しては、憲法の精神から考え、地方自治体における住民権を確立するという点からして、支障は最小限度にこれを極めて、そつしてこれは認めなければならぬものであるということ、はつきり委員會において述べているのであります。(拍手)この点は、さうか本議場におきましてはお間違ひのないように、明瞭に御了解を願つておくものであります。(拍手)

○議長(林義治君) 本日はこれにて散會いたします。午後四時四十三分散會

出席國務大臣 農林大臣 廣川 弘禪君
運輸大臣 山崎 猛君
國務大臣 岡野 清澄君
出席政府委員 地方自治庁次長 鈴木 俊一君
財政課長 奥野 誠亮君
大藏政務次官 西川 英五郎君
厚生省保險局長 安田 巖君

農林政務次官 島村 軍次君
水産庁長官 家坂 孝平君

○朗読を省略した報告

「昨二十七日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別積戻法の一部を改正する法律

外国為替資金特別会計法

緊要物資輸入基金特別会計法

農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律

大蔵省設置法の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

裁判所法等の一部を改正する法律

少年院法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法

農業協同組合法の一部を改正する法律

律

「昨二十七日本院は外国為替管理委員会委員に奥村竹之助君及び杉原雄吉君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

「昨二十七日内閣から次の報告書を受領した。

国家公務員のための国庫宿舍に関する法律附則第三項の規定による報告書。

「昨二十七日常任委員会において、

次の通り理事を補欠選任した。

内閣委員会

理事 青木 正君(理事青木正君去る二十四日委員辞任につきその補欠)

郵政委員会

理事 吉田 安君(理事吉田安君去る十二日委員辞任につきその補欠)

理事 受田 新吉君(理事受田新吉君去る十五日委員辞任につきその補欠)

「昨二十七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 福田 一君

厚生委員 岡崎 勝男君

水産委員 森 幸太郎君

通商産業委員 近藤 鶴代君

郵政委員 柳澤 孝子君

労働委員 坂本 實君

益谷 秀次君

議院運営委員 米原 昶君

懲罰委員 木村 公平君

田中 元君

中川 俊思君

柳澤 義男君

梨木作次郎君

「昨二十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員 近藤 鶴代君

厚生委員 田中 元君

水産委員 中川 俊思君

通商産業委員 田淵 光二君

郵政委員 福田 一君

労働委員 林 百郎君

佐々木秀世君

塚原 俊郎君

議院運営委員 柳澤 孝子君

懲罰委員 梨木作次郎君

森 幸太郎君

岡崎 勝男君

山本 猛夫君

佐藤 榮作君

「昨二十七日議員から提出した議案は次の通りである。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(前田郁君外一名提出)

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(浅沼稻次郎君外四十四名提出)

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(原彪君外二名提出)

「二十七日内閣から提出した議案は次の通りである。

日本開発銀行法案

昭和二十六年度政府関係機関予算補正(機第一号)

「昨二十七日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

漁船法の一部を改正する法律案

「昨二十七日委員会に付託された議案は次の通りである。

日本開発銀行法案(内閣提出第二二八号)

大蔵委員会 付託

漁船法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第二二号)

水産委員会 付託

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(前田郁君外一名提出、衆法第二九号)

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(浅沼稻次郎君外四十四名提出、衆法第三〇号)

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(原彪君外二名提出、衆法第三一号)

以上三件 運輸委員会 付託

昭和二十六年度政府関係機関予算補正(機第一号) 予算委員会 付託

「二十七日参議院に送付した條約は次の通りである。

世界保健機関憲章を受諾することに付いて承認を求めるの件

「昨二十七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

物品税法の一部を改正する法律案

国庫徴収法の一部を改正する法律案

「昨二十七日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

住民登録法案(蝦治良作君外三名提出)

「昨二十七日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

国家行政組織法の一部を改正する法律案

「昨二十七日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

少年院法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

「昨二十七日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所法等の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法案

「昨二十七日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別積戻法の一部を改正する法律案

外国為替資金特別会計法案
 緊要物資輸入基金特別会計法案
 農業共済再保険特別会計法の一部を
 改正する法律案
 大蔵省設置法の一部を改正する法律
 案

衆議院會議録第三号中正誤

頁段行 誤 正
 三〇 末 締約国 締結国

衆議院會議録第十八号中正誤

頁段行 誤 正
 三二 上 二 萩浜 萩浜
 三三 上 二 薩岸 薩岸
 三四 上 七 並びに川 並びに豊川
 三五 上 六 掛保 掛保川
 三六 上 三 東端 南端
 三七 上 三 同島布刈界 向島布刈界
 三八 上 三 同島 向島
 三九 上 七 大辰ヶ界 大辰ヶ界
 四〇 上 七 宝崎界 宝崎界
 四一 上 三 大島井路 大島井路
 四二 上 三 宮之浦橋 宮之浦橋

衆議院會議録第二十二号中正誤

頁段行 誤 正
 三〇 正 第一項第三号 第一項第二号
 三一 末 規定による 規定により
 三二 六十七條 六十七號